

令和6年第1回

中種子町議会 3月定例会会議録

開会 令和6年3月6日

閉会 令和6年3月19日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和6年第1回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
3月6日	水	本会議 (開会・委員長報告・議案審議)
3月7日	木	委員会 (総務文教・産業厚生)
3月8日	金	委員会 (総務文教・産業厚生)
3月9日	土	休 日
3月10日	日	休 日
3月11日	月	休 会
3月12日	火	休 会 (一般質問〳切)
3月13日	水	委員会 (議会運営)
3月14日	木	休 会
3月15日	金	休 会
3月16日	土	休 日
3月17日	日	休 日
3月18日	月	休 会
3月19日	火	本会議 (一般質問・委員長報告・議案審議他・閉会)

令和6年第1回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）（水曜日）

1. 開 会	4
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
3. 日程第2 会期の決定	4
4. 日程第3 諸般の報告	4
5. 日程第4 行政報告	5
6. 日程第5 常任委員長報告（総務文教常任委員会） 池山喜一郎総務文教常任委員長	7
7. 日程第6 報告第1号 中種子町障害者計画について	9
田淵川寿広町長提案理由説明	9
森山豊地域福祉課長補足説明	9
質疑	9
8. 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度中種子町一般会計補正予算（第8号））	9
田淵川寿広町長提案理由説明	10
質疑	10
討論	10
採決	10
9. 日程第8 議案第1号 中種子町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	10
田淵川寿広町長提案理由説明	10
質疑	11
討論	11
採決	11
10. 日程第9 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定	11
田淵川寿広町長提案理由説明	11
質疑	11
討論	11
採決	11
11. 日程第10 議案第3号 中種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強 化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の 制定	12
田淵川寿広町長提案理由説明	12
質疑	12
討論	12
採決	12
12. 日程第11 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部を改正する	

	条例	12
	田淵川寿広町長提案理由説明	13
	質疑	13
	討論	13
	採決	13
13. 日程第12	議案第5号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	13
	田淵川寿広町長提案理由説明	13
	質疑	13
	討論	13
	採決	14
14. 日程第13	議案第6号 中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	14
	田淵川寿広町長提案理由説明	14
	質疑	14
	討論	14
	採決	14
15. 日程第14	議案第7号 中種子町介護保険条例の一部を改正する条例	15
	田淵川寿広町長提案理由説明	15
	森山豊地域福祉課長補足説明	15
	質疑	15
	討論	15
	採決	16
16. 日程第15	議案第8号 中種子町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
	田淵川寿広町長提案理由説明	16
	質疑	16
	討論	16
	採決	16
17. 日程第16	議案第9号 中種子町漁港管理条例の一部を改正する条例	16
	田淵川寿広町長提案理由説明	17
	質疑	17
	討論	17
	採決	17
18. 日程第17	議案第10号 なかたねふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
	田淵川寿広町長提案理由説明	17
	質疑	17
	討論	17
	採決	18
19. 日程第18	議案第11号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	18

	田淵川寿広町長提案理由説明	18
	質疑	18
	討論	18
	採決	18
20. 日程第19	議案第12号 中種子町青少年問題協議会設置条例の全部を改正する条例	18
	田淵川寿広町長提案理由説明	19
	質疑	19
	討論	19
	採決	19
21. 日程第20	議案第13号 中種子町いじめ問題防止対策協議会設置条例の一部を改正する条例	19
	田淵川寿広町長提案理由説明	19
	質疑	19
	討論	20
	採決	20
22. 日程第21	議案第14号 令和5年度中種子町一般会計補正予算(第9号)	20
	田淵川寿広町長提案理由説明	20
	上田勝博総務課長補足説明	20
	質疑	22
	討論	24
	採決	24
23. 日程第22	議案第15号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)	24
	田淵川寿広町長提案理由説明	24
	質疑	25
	討論	25
	採決	25
24. 日程第23	議案第16号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)	25
	田淵川寿広町長提案理由説明	25
	質疑	25
	討論	26
	採決	26
25. 日程第24	議案第17号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	26
	田淵川寿広町長提案理由説明	26
	質疑	26
	討論	26
	採決	27
26. 日程第25	議案第18号 令和5年度中種子町水道事業会計補正予算(第3号)	27

	田淵川寿広町長提案理由説明	27
	質疑	27
	討論	27
	採決	27
	休 憩	27
27.	日程第26 議案第19号 令和6年度中種子町一般会計予算	28
28.	日程第27 議案第20号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
29.	日程第28 議案第21号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算	
30.	日程第29 議案第22号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算	
31.	日程第30 議案第23号 令和6年度中種子町水道事業会計予算	
	田淵川寿広町長提案理由説明	28
	上田勝博総務課長補足説明	44
	質疑	45
	委員会付託	45
32.	散 会	45
	第2号（3月19日）（火曜日）	
1.	開 議	49
2.	日程第1 会議録署名議員の指名	49
3.	日程第2 一般質問	49
	大町田勇希君	49
	休 憩	64
	秋田澄徳君	64
	休 憩	77
	池山朝生君	78
	休 憩	91
	戸田和代さん	91
	濱脇重樹君	98
	休 憩	105
4.	日程第3 議案第19号 令和6年度中種子町一般会計予算	105
5.	日程第4 議案第20号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
6.	日程第5 議案第21号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算	
7.	日程第6 議案第22号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算	
8.	日程第7 議案第23号 令和6年度中種子町水道事業会計予算	
	池山喜一郎総務文教常任委員長報告	106
	濱脇重樹産業厚生常任委員長報告	111
	質疑	115
	討論	115
	採決	116
9.	日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	117
10.	日程第9 議員派遣の件	117

11. 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	117
12. 閉 会	118

第 1 号

3 月 6 日

令和6年第1回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 常任委員長報告（総務文教常任委員会）
- 第6 報告第1号 中種子町障害者計画について
- 第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第1号 中種子町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 第10 議案第3号 中種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定
- 第11 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部を改正する条例
- 第12 議案第5号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第6号 中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第7号 中種子町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第8号 中種子町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第9号 中種子町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第10号 なかたねふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第11号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 第19 議案第12号 中種子町青少年問題協議会設置条例の全部を改正する条例
- 第20 議案第13号 中種子町いじめ問題防止対策協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第14号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第9号）
- 第22 議案第15号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第16号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第17号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)

- 第25 議案第18号 令和5年度中種子町水道事業会計補正予算(第3号)
第26 議案第19号 令和6年度中種子町一般会計予算
第27 議案第20号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
第28 議案第21号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算
第29 議案第22号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算
第30 議案第23号 令和6年度中種子町水道事業会計予算

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 大町田 勇 希 君 | 2番 | 梶 原 哲 朗 君 |
| 3番 | 秋 田 澄 徳 君 | 4番 | 池 山 喜一郎 君 |
| 5番 | 橋 口 渉 君 | 6番 | 永 濱 一 則 君 |
| 7番 | 池 山 朝 生 君 | 8番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 9番 | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-------------|---------------------|-------------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 町 民 課 長 | 徳 永 和 久 君 |
| 地 域 福 祉 課 長 | 森 山 豊 君 | 農 林 水 産 課 長 | 園 田 俊 一 君 |
| 建 設 課 長 | 黒 木 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君 | デ ジ タ ル 推 進 課 長 | 中 村 広 道 君 |
| 自 衛 隊 対 策 室 長 | 遠 藤 淳 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 日 高 隆 雄 君 |
| 水 道 課 長 | 牧 瀬 善 美 君 | 保 育 所 長 | 浦 口 吉 平 君 |
| 空 港 管 理 事 務 所 長 | 柳 田 勝 志 君 | 行 政 係 長 | 牧 瀬 亮 君 |
| 財 政 係 長 | 東 郷 伸 也 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 横 手 幸 徳 君 | 社 会 教 育 課 長 | 春 田 功 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 皆 倉 健 二 君 | 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 野 平 清 吾 君 |
| 選 挙 管 理 事 務 局 長 | 岩 本 郁 美 さん | 農 委 事 務 局 長 | 石 堂 晃 一 君 |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎元卓郎君 議事係長 稲子隆浩君

○議会事務局長（榎元卓郎君） 開会前に黙祷を行いますので、御起立をお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） このたびの能登半島地震と津波により、想像を絶する壊滅的な被害がもたらされ、幾多の尊い命が失われました。

ここに犠牲になられた方々とその御遺族に対しまして、衷心より哀悼の意を表します。

これより、犠牲者の方々の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

[黙祷]

○議会事務局長（榎元卓郎君） 黙祷を終わります。

ありがとうございました。

御着席ください。

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから、令和6年第1回中種子町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、濱脇重樹君、9番、日高和典君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会は本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

1月19日、鹿児島市において、浄化槽トップセミナー鹿児島が開催され、東洋大学教授、山崎宏史氏による講演並びにその他浄化槽関連の講演がありました。

1月24日、鹿児島市において、町村議会議員研修会が開催され、早稲田大学マニフェスト研究所顧問、北川正恭氏及びキャノングローバル戦略研究所、杉山大志氏による講演がありました。

1月25日から26日まで、岡山県美咲町において、鹿児島県町村議会議長会役員政務調査が実施され、議会改革並びに議会活性化の取り組みについて、調査、意見交換を行いました。

2月7日から8日まで、福岡市の九州防衛局及び熊本市の九州防衛支局を表敬訪問し、馬毛島基地整備に伴う意見交換を行いました。

2月16日、鹿児島市において、種子島屋久島振興協議会第2回総会が開催され、令和6年度事業計画案及び予算案について審議され、原案のとおり可決されました。

2月19日、鹿児島市において、令和6年第1回鹿児島県市町村総合事務組合定例会が開催され、条例改正、令和5年度一般会計補正予算、令和6年度一般会計予算が上程され、全て可決されました。

2月20日、鹿児島市において、鹿児島県町村議会議長会第75回定期総会が開催され、自治功労者等の表彰、会務報告、令和4年度決算、令和6年度事業計画案及び予算案を審議し、原案のとおり決定されました。

同日、鹿児島県離島振興町村議会議長会定期総会が開催され、会務報告、令和4年度決算、令和6年度事業計画案及び予算案を審議し、原案のとおり決定されました。

2月26日、西之表市において、第1回熊毛地区消防組合議会定例会、種子島産婦人科医院組合議会定例会及び種子島地区広域事務組合議会定例会がそれぞれ開催され、請負契約、令和5年度一般会計、事業会計補正予算及び令和6年度一般会計、事業会計予算が上程され、原案のとおり可決されました。

2月29日、令和6年第1回中南衛生管理組合議会定例会及び公立種子島病院組合議会定例会が開催され、令和5年度一般会計、事業会計補正予算及び令和6年一般会計、事業会計予算が上程され、原案のとおり可決されました。

以上の会議資料等は事務局に保管してあります。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果について報告が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（迫田秀三君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので行政報告をさせていただきます。

まず、2月19日から2月21日にかけて、種子島空港利用促進協議会と種子島屋久観光連絡協議会合同でジェットチャーター便誘致活動を実施してまいりました。

中部地域の旅行エージェント5社、農協観光、クラブツーリズム、JTB、

阪急交通社、H I Sを訪問し、これまでのツアー実施のお礼や、種子島の観光PRを行いました。

小牧空港にございますフジドリームエアラインズでは、今年度のジェットチャーター便のお礼と来年度以降のチャーター便の運航及び熊毛地域へのツアーの企画、これを要望してまいりました。また、種子島の観光や本町の魅力情報について意見交換を行ってまいりました。

次に空港バス廃止についてでございます。

現在、種子島空港から西之表市街地、そして本町経由で南種子市街地へ向け運行しております空港バスでございますが、運行会社から、累積赤字の増加、運転手の高齢化及び不足などの理由により、空港路線系統廃止の申出があり、2月27日の種子島地域公共交通活性化協議会において、廃止の承諾が得られ、令和6年3月31日をもって廃止の手続きを行っているところです。

今後につきましては、4月1日からデマンド型乗り合いタクシーでの運行を半年間、実証試験として行う予定となっております、その結果を検証し、今後の運行形態、これを検討していくこととしていきたいというふうに考えております。

続きまして、共立女子大との連携協定についてでございます。

2月26日に、東京都にございます共立女子大学、共立女子短期大学が、課題解決型授業の一環として行う、地域社会が抱える課題を、自治体、地域住民と協働して解決に取り組むことで、社会で活躍できる人材の育成を目指すことを目的とした社会連携プログラム、地域連携プロジェクトを円滑に進めるため、本町と連携協定を行いました。

この協定に基づく取組計画では、さとうきびを原料としたキビ粗糖の活用取組を始めとした地場産品の活用により、地域の活性化につなげるなど、地域課題の解決に、地元企業などと協働して取り組むこととしております。

また、大学側では、本町でのフィールドワークや修学旅行先としても考えているようでございます。なお来年度4月以降になりますが、この連携協定の報告会を開催する予定としているところでございます。

最後に、ソラリアントキャピタル株式会社との立地協定についてでございます。

2月28日に米国カリフォルニア州に本社を置くソラリアントキャピタルLLCの日本法人でありますソラリアントキャピタル株式会社が設置するバイオマス燃料製造実証試験設備の立地について、協定を締結いたしました。

今回の計画では、島内で調達可能なバガスや木質チップを活用したバイオディーゼル燃料を製造する実証実験を行うこととしております。

また実証実験後は、商業プラントの建設を行い、令和9年度からは量産を目指すものでございます。

この立地により、地域における新たな雇用の創出、活性化はもとより、地域経済の浮揚発展に期待をしているところでございます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 常任委員長報告（総務文教常任委員会）

○議長（迫田秀三君） 日程第5、「常任委員会の所管事務調査の報告」であります。閉会中、総務文教常任委員会が調査した事件について、調査の経緯と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、池山喜一郎君。

〔総務文教常任委員長 池山喜一郎君 登壇〕

○総務文教常任委員長（池山喜一郎君） 令和5年度総務文教常任委員会所管事務調査の報告を行います。

総務文教常任委員会が令和5年12月定例会において、所管事務調査の申し出をしていました事件、「学校教育の実態について」の調査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る2月2日午前9時から、中種子中学校、油久小学校、星原小学校、野間小学校の順に調査を行いました。

各学校の概要で経営方針・職員研修・学力の状況・生徒指導・保健の実態などの説明がなされました。

まず、中種子中学校について生徒数162名で、1年生46名、2年生70名、3年生46名、うち特別支援学級5名となっています。

教育目標に「授業が輝く、心が輝く、自他ともに未来に輝く生徒を育成する。」を掲げ、職員の専門職としての資質向上や生徒の向学・敬愛・錬磨の精神を育み、生徒・保護者・地域の期待や信頼に応える教育活動を推進しています。

次に、油久小学校について児童数は13名で、1年生1名、2年生0名、3年生4名、4年生2名、5年生3名、6年生3名、うち特別支援学級3名となっています。

校訓に、進んで学ぶ子・助け合う子・たくましい子、キャッチフレーズとして風に向かって立つを、また、教育目標に「油久のよさを生かし、進んで学び、たくましく生きる力を備えた人間性豊かな子供を育てる。」を掲げ、学校・家庭・地域との連携を深め、地域に根差した特色ある教育活動を推進しています。

次に、星原小学校について、児童数は18名で、1年生2名、2年生2名、3年生4名、4年生0名、5年生6名、6年生4名、うち特別支援学級2名となっています。

教育目標は、「自ら気づき、考え判断し、行動する児童の育成」を掲げ、令和5年度の重点目標として、なりたい自分になる、キャリア教育の推進に取り組むとともに、家庭と地域との連携・協力を深め、開かれた学校づくりと地域の教育力を生かした教育活動を推進しています。

次に、野間小学校について児童数は258名で、1年生42名、2年生46名、3年生36名、4年生43名、5年生42名、6年生49名、うち特別支援学級14名となっています。

教育目標は、「楽しく学び 心豊かに たくましく歩む 野間の子」、校訓に広がる夢を輝く未来にかけよを掲げ、夢を広げるキャリア教育の推進、重点目

標、見つけ、考え、行動しように取り組むとともに、人権等に関する道徳を重視した教育活動も推進しています。

次に、質疑の主なものは、次のとおりでした。

中種子中学校では、進学にあたっての試験対策は、に対し、昨今の国際学力の問題と併せて、自分で考えて、思考判断、表現するという記述式の問題が増えている。それらにも対応できるよう対策を行っている。との答弁。

種子島中央高校に今春、新たな学科がスタートしますが、今春の進学にあたって、地元内外へそれぞれ何割の進学予定か。に対し、今年度は、現時点まだ流動的であるため、はっきりとは申し上げられないが、例年8割から9割の生徒が種子島中央高校に進学しています。

令和6年4月にミライデザイン科が新設されます。まず、そこへの理解を深めないといけない。これからの予測不可能な時代を生きるためにデジタル人材を育成し、仕事にこだわらずスキルを身につけ、問題を解決していく、これからの時代にマッチした学科だなと思っている。との答弁。

油久小学校では、他校との連携を積極的におこなっているが、児童の皆さんが交流することによってどういった結果をもたらすのか。に対し、子供たちが将来高校に進学したとき、また、高校を卒業して島外に出たとき、大事になるのが人間関係を築く力、社会の中での自分たちのコミュニティを形成していく力が大事になることから、他校の児童との交流を図っています。との答弁。

星原小学校では、中種子町のICTに関する環境は、県内の他の学校と比べてどうなのか。に対し、中種子町は他の地域と比べると進んでいると思います。との答弁。

他校との連携や触れ合いはあるのか。に対し、町内の小規模校6校での交流学習や納官小、岩岡小と合同での修学旅行などを行っている。との答弁。

野間小学校では、子供たちに人権同和に対しての指導をどのように行っているか。に対し、道徳の授業の中、学級活動の授業の中、そして人権旬間という取り組みも行い、その中で12月は人権教室を開くなど取り組んでいます。との答弁。

モンスターペアレントなど、理不尽な言葉、暴言で悩んでいる先生はいないか。に対し、モンスターペアレント的な保護者の方は今のところいません。色々、子供の活動に対し意見を言われることもあります。建設的な意見です。との答弁。

学校施設の整備要望箇所については、それぞれ現地調査を行い、説明を受けました。

以上で調査を終え、まとめとして、各学校とも教師が一丸となり、児童・生徒の能力や個性を重視しながら、日々の教育に努め、特色ある学校づくりに取り組んでいる姿が見られました。

今後も、学校・家庭・地域との連携を図り、各学校の教育目標達成のため精一杯取り組んでいただきたいとの、委員全員の一致した意見でした。

以上で報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 報告第1号 中種子町障害者計画について

○議長（迫田秀三君） 日程第6、報告第1号、「中種子町障害者計画について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第1号について説明いたします。

障害者計画につきまして、障害者基本法第11条第3項の規定により策定が義務づけられております。

現在の計画は令和5年度で完了するため、新たに令和6年度から令和11年度までの計画を作成しましたので、同法同条第8項の規定に基づいて、議会に報告をするものでございます。

詳しくは、地域福祉課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（森山豊君） それでは、中種子町障害者計画について、御説明を申し上げます。

この計画は、6年ごとに見直しが行われ、令和6年度から令和11年度まで中種子町長期振興計画と整合、関連を図りながら推進をしていくものでございます。

計画については、第1部が総論、第2部が障害者計画、第3部が障害福祉計画、障害児福祉計画、第4部が計画の推進の4体系で構成されています。

第1部の総論は、計画策定の概要、第2部の障害者計画は、基本目標や施策の展開、第3部の障害福祉計画、障害児福祉計画は、国の基本指針を踏まえ、福祉サービス支援と社会参加促進、地域生活への移行サービス提供体制の確保、障害児の健やかな育成のための発達支援体制の整備について、第4部の計画の推進については、国、県と連携しながら、サービス利用の支援体制の整備を進めていくことを記載してございます。

以上、本町の障害者施策を総合的、計画的に推進していくため、障害者基本法第11条第3項の規定により策定し、同法同条第8項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度中種子町一般会計補正予算（第8号））

○議長（迫田秀三君） 日程第7、承認第1号、「専決処分の承認を求めることに

ついて」を議題とします。

本案について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第1号について御説明いたします。

今回の補正は国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関連する経費で、対象者へ速やかに給付を行うため、緊急に計上するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年1月31日付で、一般会計補正予算（第8号）を専決処分しましたので、同法第3項の規定により報告するものでございます。

歳出予算は、民生費で、住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金、低所得者世帯支援給付金、県給付金、子ども加算分及び給付に関する事務費を追加しております。

歳入予算は、国庫補助金で、重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ4,992万8千円を追加し、補正後の予算総額を81億8,578万7千円とするものでございます。

以上、承認方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第1号 中種子町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第8、議案第1号、「中種子町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第1号について説明いたします。

近年の社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、日当及び宿泊料

並びに島外に出張する場合の交通費の額を改定するものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

○議長（迫田秀三君） 日程第9、議案第2号、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第2号について説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、引用条項の整理を行うもので、関係条例の改正をするものでございます。

関連する条例は、第1条が中種子町監査委員条例、第2条が中種子町水道事業の設置などに関する条例です。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第3号 中種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定

○議長（迫田秀三君） 日程第10、議案第3号、「中種子町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長（田淵川寿広君） 議案第3号について御説明いたします。

地域経済牽引事業の促進による、地域の成長発展の基盤強化に関する法律が制定されたことに伴い、適用すべき準則に関し、新たに条例を制定するものでございます。

以上、議決方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第11、議案第4号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第4号について説明いたします。

デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードについて、国民の利便性向上を図る観点から、関係法令の一部改正があったため、それに伴い、本条例の全部を改正するものでございます。

以上、議決方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第5号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第12、議案第5号、「中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第5号について説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、中種子町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、保険料の後期高齢者支援金など、賦課金に係る限度額の引上げと低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるものでございます。

以上、議決方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第6号 中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第13、議案第6号、「中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第6号について説明いたします。

鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、関係条文を整備するものでございます。

改正内容としましては、令和6年7月から、重度心身障害者医療費の助成対象者を拡充するもので、現行の対象者である重度の身体及び知的障害者に、精神障害者の保健福祉手帳1級所持者通院のみを追加するものでございます。

また、受給者の申請手続を簡素化するため窓口の申請をなくし、自動償還払方式に移行するものです。

また、所得制限を設けることとして、関係条文の字句を整理するものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 中種子町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第14、議案第7号、「中種子町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第7号について説明いたします。

介護保険事業につきましては、本年4月から3年間の第9期介護保険事業計画運営期間に入ることから、新しい期間として、令和6年度から令和8年度に改め、それに伴う第1号被保険者保険料を改定するものです。

また、介護保険法施行令の改正により、第1号被保険者保険料の所得段階がこれまでの9段階から13段階に改正となることから、保険料及び関係条文の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、地域福祉課長に説明をさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（森山豊君） それでは、介護保険条例の一部改正について議案書の29ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

第2条につきましては、令和6年度から第9期介護保険事業計画期間となることから、令和6年度から令和8年度に改めるものでございます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法の規定により、介護給付対象サービスの見込み料等に基づいて算定することになっております。

第9期の介護保険料は、保険料基準額を年額7万5,600円、月額にしますと6,300円として、現行の第8期保険料で据置きとするものです。

また、介護保険法の改正に伴い、第2条第1項の各号に定める所得階層を、現行の9段階から13段階に改めるものとし、第1号から第3号の低所得者階層の保険料基本率を軽減して、保険料を改正するものでございます。

第2項から第4項につきましては、低所得者階層の保険料基本率の改定に伴う減額規定の改正でございます。

30ページの第4条第3項につきましては、所得階層の改定に伴う条文の改正をするものでございます。

この条例につきましては、令和6年4月1日から施行し、経過措置として、令和5年度以前の保険料は従前の例によるものと規定しています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第7号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第8号 中種子町指定介護予防支援等の事業の人員，運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第15、議案第8号、「中種子町指定介護予防支援等の事業の人員，運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第8号について説明いたします。

この条例につきましては、厚生労働省令で定める指定介護予防支援などの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援などに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、条例制定しており、省令の改正にあわせ、所要の改正を行うものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第8号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第9号 中種子町漁港管理条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第16、議案第9号、「中種子町漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第9号について御説明いたします。

漁港及び漁場の整備などに関する法律の一部改正に伴う名称変更と土砂採取料などに関する規定の追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第10号 なかたねふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第17、議案第10号、「中種子ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第10号について御説明いたします。

当該施設内の黒糖づくり伝承館の使用料につきまして、近年の物価、燃料などの高騰に伴い、今回5千円の引上げを行い1万5千円とするものでございます。また、新旧対照表のとおり、別表中の施設名、区分、使用料、備考を施行規則と整合を図るため、それぞれ字句の修正を行うものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第10号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第11号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定

- 議長（迫田秀三君） 日程第18、議案第11号、「水道法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第11号について説明いたします。
水道法の改正に伴い、所管省が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管
されることから関係条例の整備を行うものであります。
関連する条例は、第1条が中種子町水道法施行条例、第2条が中種子町水道
事業給水条例です。
以上、議決方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第11号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第12号 中種子町青少年問題協議会設置条例の全部を改正する
条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第19、議案第12号、「中種子町青少年問題協議会設置
条例の全部を改正する条例」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 12 号について御説明いたします。

社会教育課が所管する青少年健全育成の推進と関係機関団体相互の連絡調整を図ることを目的として、平成 14 年に 4 つの組織で構成し発足された中種子町青少年健全育成全体協議会の再編案について、去る 1 月 31 日に開催された第 3 回協議会の議事において現組織を分割し、現状を見据えた新たな組織を再編するといったことが審議され、可決されました。

これにより条文を見直し、今後の新組織における会議の充実改善を図るため、本条例の全部を改正するものでございます。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 議案第 13 号 中種子町いじめ問題防止対策協議会設置条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第 20、議案第 13 号、「中種子町いじめ問題防止対策協議会設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 13 号について御説明いたします。

中種子町青少年健全育成連絡協議会の再編に伴い、中種子町青少年健全育成連絡協議会会則を廃止することから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第14号 令和5年度中種子町一般会計補正予算（第9号）

○議長（迫田秀三君） 日程第21、議案第14号、「令和5年度中種子町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第14号について御説明いたします。

今回の補正は、前回の補正予算以降必要となった経費の追加、また、各事業の確定及び実績見込みによる執行残額の減額が主なものでございます。

その結果、歳入歳出予算それぞれ2億5,419万7千円を減額し、補正後の予算総額を79億3,159万円とするものでございます。

以上の歳入歳出補正のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

議決方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） それでは、議案第14号、令和5年度中種子町一般会計補正予算（第9号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。人件費につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願います。

歳出から御説明いたします。

17ページをお願いします。中ほどの目の1一般管理費、増額224万1千円は、次のページをお願いします。1番上の能登半島地震災害義援金が主なものでございます。中ほどの目の5財産管理費、減額1,346万9千円は、再編交付金事業の実績に伴い積立金を減額するものです。

19ページをお願いします。下段の目の12地域開発費、減額477万8千円は、地域定住支援事業等実績によるものでございます。

次のページをお願いします。中ほどの目の2賦課徴収費、増額184万8千円は、固定資産税過誤納付金償還金でございます。

22 ページをお願いします。下段の目の1 社会福祉総務費、減額 429 万 2 千円は、次のページをお願いします。委託料地域福祉計画、障害者計画等策定事業の入札執行残及び国保特別会計繰出金の減額が主なものでございます。

次の 24 ページをお願いします。上段の目の1 児童福祉総務費、増額 211 万 2 千円は、教育保育給付事業実績に伴う前年度精算金でございます。

次に 26 ページをお願いします。中ほどの目の2 予防費、減額 3,782 万 6 千円は、次のページをお願いします。委託料、新型コロナウイルス、インフルエンザなど、予防接種事業実績に伴う減額が主なものでございます。

次に 28 ページをお願いします。中ほどの目の7 後期高齢者医療費、減額 600 万 7 千円は、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。その下の目の8 健康増進対策費、減額 287 万 8 千円は、各がん検診等の実績によるものでございます。

30 ページをお願いします。中段の目の4 畜産業費、減額 3,195 万円は、畜産振興資金貸付金実績によるものでございます。

31 ページをお願いします。上段の目の9 農村振興運動費、減額 694 万 7 千円は、機構集積協力金交付事業実績によるものでございます。その下の目の11 経営基盤強化促進費、減額 1,050 万円は、農地利用効率化等支援事業及び経営発展支援事業実績によるものでございます。

次のページ、32 ページをお願いします。1 番下の目の1 農地総務費、減額 1,129 万 5 千円は、県営基盤整備事業費実績に伴う負担金の減額でございます。

次のページをお願いします。上段の目の2 農道農地等維持補修費、減額 1,653 万 7 千円は、農道補修事業が栽培作物の作付及び管理等を考慮した場合、年度内完成が見込めないことから減額するものでございます。2 つ下の目の5 多面的機能支払交付金推進事業費、減額 214 万 3 千円は、町内 27 地区で実施している多面的機能支払交付金事業の実績によるものでございます。同ページ1 番下の目の2 商工業振興費、減額 4,272 万 7 千円は、ふるさと応援寄附金返礼品経費及び次のページの商工業者事業資金利子補給事業など、実績による減額でございます。

35 ページをお願いします。1 番下の目の4 自然災害防止事業、減額 225 万 4 千円は、緊急自然災害防止事業、町道 4 路線の事業実績によるものでございます。

次に 38 ページをお願いします。下段の目の1 学校管理費、減額 569 万 6 千円は、次のページをお願いします。光熱水費及びバス借上料実績によるものでございます。

次に 43 ページをお願いします。下段の目の1 現年発生農業用施設等災害復旧費、減額 520 万円は、農地施設の災害復旧事業入札執行残でございます。歳出は以上でございます。

次に歳入を説明します。9 ページをお願いします。款の1 町税は収納見込みに伴う調整でございます。1 番下の目の1 地方交付税は、普通交付税追加交付決定によるものでございます。

次に 10 ページをお願いします。下段の款の 15 国庫支出金から 13 ページの款の 16 県支出金までは、国県支出金の交付決定等による調整でございます。

次のページをお願いします。中ほどの目の 1 寄附金、減額 5,500 万円については、ふるさと応援寄附金実績見込みによるものでございます。その下の目の 1 財政調整基金繰入金、目の 2 その他特定目的基金繰入金は、事業実績等による財源調整を行うものでございます。

次のページ 15 ページをお願いします。15 ページ、1 番下から次のページまでの款の 22 町債については、事業実績等による起債額の調整でございます。歳入は以上でございます。

次に 6 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費でございます。国の補正予算措置等により予算を計上した重点支援地方交付金事業など、合計 8 件、総額 1 億 2,218 万 6 千円を繰り越すものでございます。

次の 7 ページをお願いします。第 3 表債務負担行為補正でございます。小学校指導者用デジタル教科書を借り入れる経費の追加とコミュニティバス運行事業経費の限度額について変更するものでございます。

次に 8 ページをお願いします。第 4 表地方債補正でございます。各事業の確定により、限度額をそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

最後に 1 ページをお願いします。第 1 条第 1 項は、既定予算から、2 億 5,419 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 3,159 万円と規定するものでございます。第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。第 2 条は繰越明許費、第 3 条は債務負担行為の補正、第 4 条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議決方よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10 番、戸田和代さん。

○10 番（戸田和代さん） ページの 33 ページ、多面的機能支払交付金が 27 地区対象になっているんですけど、214 万 3 千円の減額になっていますけど、この減額の説明をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農林水産課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三君） 農林水産課長。

○農林水産課長（園田俊一君） ただいまの戸田議員の御質問にお答えいたします。

この減額につきましては、変更決定に伴う減ということでございますので、活動実績に応じての変更決定ということでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

7 番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 歳入のページは14ページ、ふるさと応援寄附金の5,500万円の減とありますけれども、この要因というのはどういうふうに捉えていますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三君） 企画課長。

○企画課長（鮫島司君） ただいまの質問にお答えいたします。

ふるさと納税寄附金の減額につきましては、令和5年度10月の制度改正におきまして、返礼品経費の算出方法が見直されました。

今まで対象とされていませんでした、ワンストップ特例制度の事務や寄附金受領証明書の発行に係る費用を含めなければならなくなったところがございます。このようなことから、寄附金額の値上げをせざるを得なくなりました。

この対応には、返礼品の容量を減らして費用を抑える方法もありましたが、本町では、事業者側の負担を考慮し、寄附金額の値上げにより対応したところがございます。従来、このふるさと納税寄附金は、年末に多くなる傾向がございますけれども、今年度につきましては、制度改正により9月に駆け込み需要が増加したところがございます。

本町の主力返礼品であります、安納芋の供給開始が11月となっていることから寄附が伸びなかったものと考えてございます。

また、慢性的な基腐病による生産量減少による返礼品への供給量を制限したことも原因の一つと考えてございます。

今後につきましては、制度の範囲内で新規返礼品の発掘、開発を引き続き行いながら、安納芋を確保して、安定的に供給できる体制をつくり、広報にも努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 歳出の30ページです。畜産業費ですけれども、この貸付金減額で3,195万円ですかね。これの本年度の貸付実績額等をお教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三君） 農林水産課長。

○農林水産課長（園田俊一君） 秋田議員御質問の畜産業費でございますけれども、当初の見込みが112頭で予想してございました。実績が41頭ということになります。

1頭当たり45万円ということになりますので、計算はちょっと出来ないんですけれども、45万円×41頭ということになってございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 私も畜産振興資金の貸付けの件なのですが、これは、全部和牛だけですか、酪農関係はないんですかね。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三君） 農林水産課長。

○農林水産課長（園田俊一君） 池山議員の御質問にお答えします。この貸付金につきましては優良雌牛導入事業ということになっておりますので、和牛のほうになっております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第15号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

○議長（迫田秀三君） 日程第22、議案第15号、「令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第15号について御説明いたします。

2ページ第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。まず、歳入から説明します。県支出金は、保険給付費の見込みに伴う普通交付金の減額及び特別交付金の決定に伴う減額で、合わせて1億600万9千円の減額。繰入金は一般管理費などの見込みに伴う事務費繰入金の減額、法定外繰入金の増額など、合わせて164万3千円の減額。

次に、歳出予算を説明いたします。3ページを御覧ください。総務費は、総務管理費の実績見込みに伴う17万6千円の減額、保険給付費は一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額医療療養費の見込みに伴う1億730万円の減

額。保健事業費は、ウェブ会議開催などによる旅費の精査で17万6千円の減額。

その結果、歳入歳出予算それぞれ1億765万2千円を減額し、補正後の予算総額を13億3,167万1千円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第16号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

○議長（迫田秀三君） 日程第23、議案第16号、「令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第16号について御説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明します。まず歳入から説明いたします。国庫支出金は、交付決定に伴う18万9千円の減額、繰入金は一般会計繰入金の調整に伴う125万6千円の減額。

次に、歳出予算を御説明いたします。3ページを御覧ください。総務費は、人件費など18万6千円の減額、保険給付費は、各介護サービスなどの調整により、増減なし。地域支援事業費は、包括的支援事業費などの実績に伴う763万1千円の減額。基金積立金は、特会調整に伴う627万2千円の増額、諸支出金は、過年度保険料の還付件数増により10万円の増額。

その結果、歳入歳出それぞれ144万5千円を減額し、補正後の予算総額を12億8,399万1千円とするものでございます。

以上、議決方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 16 号を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 24 議案第 17 号 令和 5 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)

- 議長（迫田秀三君） 日程第 24、議案第 17 号、「令和 5 年度中種子町後期高齢者
医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第 17 号について御説明いたします。
2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。まずは歳入から説明
いたします。後期高齢者医療保険料は、年齢到達などの被保険者増に伴い、
特別徴収、普通徴収保険料 4 万 8 千円の増額。繰入金は、保険基盤安定負担金
の交付決定に伴う 600 万 7 千円の減額。
次に、歳出予算を御説明いたします。3 ページを御覧ください。総務費は、
医療費などの減額で 9 万 6 千円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は、負
担金の交付決定に伴う 432 万 9 千円の減額。保健事業費は、健康診査事業な
ど、委託料の減額で 153 万 4 千円の減額。
その結果、歳入歳出予算それぞれ、595 万 9 千円を減額し、補正後の予算総
額を 1 億 5,241 万 3 千円とするものでございます。
以上、議決方よろしく願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第18号 令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（迫田秀三君） 日程第25、議案第18号、「令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第18号について御説明いたします。

2ページ、実施計画で御説明をいたします。今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で資産減耗費の構築物及び機械装置分220万円、営業外費用では、消費税及び地方消費税納税予定額750万円、控除対象外消費税として雑出400万円をそれぞれ増額するものでございます。

その結果、収益的支出に1,370万円を追加し、収益的支出の予算総額を3億5,203万4千円とするものでございます。

以上、議決方よろしくお願いをいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に続き、会議を続けます。

日程第26 議案第19号 令和6年度中種子町一般会計予算

日程第27 議案第20号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第28 議案第21号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第29 議案第22号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第30 議案第23号 令和6年度中種子町水道事業会計予算

○議長（迫田秀三君） 日程第26、議案第19号、「令和6年度中種子町一般会計予算」から、日程第30、議案第23号、「令和6年度中種子町水道事業会計予算」までの5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは、令和6年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

最初に、本年1月1日に発生した能登半島を中心とする震災は、新年を迎え、新たな1年の始まりを国民全てが喜んでいた矢先の出来事で、驚きとともに、報道などで映し出される被災地の変わり果てた映像に言葉が出ない状況でありました。今もなお、ライフラインすら復旧しない地域も多く、苦しい毎日を過ごしながら、復興に向け懸命に頑張っている被災地の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

災害はいつ、どこで起きるか予測ができません。本町は、自然条件から台風・豪雨に襲われる頻度が高い地域でございます。また、南海トラフ地震におきましては、津波避難対策を特別に強化すべき地域として国から指定をされているところでございます。

能登半島地震におきましては、ライフラインをはじめ、道路や通信の途絶による集落孤立、過疎・高齢化が進む地域における耐震化の問題など、全容が明らかになるにつれ多くの課題もでてきております。

そのような中で、防災の基本である自らの身の安全は自ら守る、地域社会が主体となった防災対応、いわゆる共助も重要なポイントであると思います。また、町内事業所との連携や島内自治体との広域連携、国や県との連携も必要になってくるものと思います。今一度地域防災を見つめ直し、安心して暮らし続けることが出来る中種子町の構築を目指して参りたいというふうに考えております。

令和5年度でございますが、新型コロナウイルス感染症は世界的に多くの感染者を生み、社会・経済活動に大きな影響を与えました。国内におきましては、昨年5月から感染症分類が2類から5類へと移行し、海外からの入国や国内から海外への移動に関する制限も解除され、日常生活におきましても、コロナ禍以前のような生活が戻りつつある状況です。

現在、世界情勢におきましては、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ紛争など。そして、我が国におきましても北朝鮮が頻繁に発射する中距離弾道ミサイルの驚異、尖閣諸島や屋久島沖への中国海警局の艦船の航行が相次ぎ、台湾情勢と併せ緊張した状況であり、日本の安全保障を脅かすものとなっています。

国内では、そのような世界的な緊張感と併せ、為替相場が円安に大きく振れた状態が続いております。輸入に頼らざるを得ない石油や天然ガスをはじめ、食料品や農業用肥料、飼料、そして各産業におきまして、必要とする資機材などの高騰を招き、国内一次産業や製造業などがダメージを受け、関連企業全般にわたり、厳しい経営環境におかれている状況です。中小零細企業は、人口減少による働き手の不足などの諸問題を抱え、存続が危ぶまれる状況にもあると思います。

これまで中国やロシア、ウクライナを含むアジア地域からの輸入に依存していた農産物の生産減少と、輸入品目の輸送費高騰などにより、本町基幹産業の農業分野は大きな影響を受けている状況が続いております。燃油や電力、食料品などの高騰は、日常生活におきましても影響は大きく、家計は大きな打撃を受けているところです。

国は食料の安全保障という観点から、特に農林水産業の生産能力向上を目指し、自給率を高める事を目的に様々な施策を講じています。しかしながら、そのような各種施策も本町のような離島におきましては、少子高齢化、人口減少など、担い手の確保自体も厳しい環境にあり、経営の大規模化や法人化などとあわせ、定住促進や交流対策などを巻き込んだ体制の整備充実の検討が急務と思われまます。農業用資機材の輸送コストの高騰は、就農意欲を損なう状況にあり、国や県に対しても協力を求めている必要はあります。

本町におきましても、町主催の各種イベントや学校行事、社会・経済活動もコロナ禍以前の状態に戻りつつありますが、先ほど申し上げました世界情勢の中にあって不安定な状態が続いております。安定した経済活動が行えるよう、とりわけ農業、畜産業など基幹産業の振興に向け、国や県などに対し要望活動を積極的に強く続けていく必要があります。

少子高齢化が急速に進む中、若い世代から高齢者まで健康に留意し、働ける年齢を延ばすことが持続可能な本町の発展に繋がるものと思います。また、IT化が進み生活スタイルも急速に変貌していくものと思われまます。国や県、民間企業などの情報に留意しながら、本町がより良い成長を遂げられる対応を進めるとともに、各種施策の実現に取り組んで参りたいと思います。

生活環境や経済活動の大きな変化が始まることを予感させられた令和5年度であったと思いますが、本町では自然災害など大きな被害もなく、コロナ感染症やインフルエンザなどの大規模な感染も確認されていません。町民の皆様への感染防止対策に感謝いたしますとともに、町政運営につきましても議員の皆様、町民の皆様方のご理解・ご協力を賜り、各事業が概ね順調に推進できましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、令和6年度は第6次長期振興計画（前期計画）の4年目の年です。

「”よいらーいき”でつなぐ人の和と豊かな自然が織りなす”躍動なかたね”」の実現に向け、この計画を基本に、農林水産業を中心とする第一次産業の振興に向けた取り組み、観光やイベントなどを活用した交流人口の増大、移住定住の促進。そして、暮らしやすいまちづくりを基本に、町内での購買意欲の向上に向けた商工業などの産業振興。町民生活に必要な公共施設の長寿命化対策。交通の不便や危険を解消し、台風や豪雨時などの浸水防止などに向けた道路や河川などの整備。本町の将来を担う子どもたちの新たな時代に向けた教育や、すべての町民の文化・スポーツ活動による豊かな心と健全な身体の育成。更に医療、介護など保健関連分野におきましては、町民それぞれの世代、それぞれの生活環境におきまして、健康増進を考える機会を設け、充実し満足した生活が出来るよう、各種施策等を計画的に推進して参りたいと考えております。

また、誰一人取り残さない持続可能な社会づくり、「SDGs」の掲げる目標を意識しながら、町民のより豊かな生活と所得向上を目指した施策の実行や、自然災害などの対処も含めた安心・安全な環境づくり、そして、地球温暖化防止に寄与すべくゼロカーボンシティの実現を目指す取り組みも検討を進めて参ります。

町民・議員の皆様と共通認識を深め、効果的かつ健全な行政運営に努めて参ります。皆様方のご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年度当初予算についてご説明させていただきます。

歳入でございます。町税は重要な自主財源であり、町民の皆様のご理解を賜りながら、その確保を図って参ります。国庫支出金・県支出金などに関しましては、国・県の予算編成に留意しながら財源確保に努めます。

家屋などの全棟調査を終了しておりますので、令和6年度からは、より現状に基づく固定資産税の賦課となります。そのような観点からも「適正で公正な課税」を基本に「公平で確実な徴収」に努め、安定した歳入の確保に努めて参ります。

歳出につきましては、町民の皆様をはじめ各種団体、振興会などの意見や議員各位のご提案も参考にさせて頂きながら、より効果的なものを中心に編成いたしました。

それではまず農林水産業についてご説明いたします。

農林水産業を取り巻く状況、これは、ここ数年顕著になりつつある全国的な人口減少の中で、離島である本町におきましても少子高齢化、担い手不足、後継者不足といった大きな課題がある上に、輸入品目の資機材高騰など厳しい状況が続いており、一次産業全般にわたって閉塞感が否めない状況になってきております。このような状況ではございますが、農林水産業に従事するみなさんが、意欲を保ち、誇りを持って取り組める農林水産業と活力ある豊かな農山漁村づくりを進めるため、引き続き、関係機関・団体一体となって、農林水産業の振興に努めていかななくてはなりません。

農業に関しましては、本町の基幹作物であるサトウキビは概ね平年並みとは

いえ、10アールあたりの収量は若干の減ではありますが、基準糖度帯に入る品質のものが多かったため、それをカバーできたのではないかなというふうに思います。

基幹作物であるサトウキビにつきましては、「はるのおうぎ」が気象災害等に強いと言われ、単収も上がる要素が高いということで作付面積は増えており、面積の維持・拡大を図るとともに、高単収・高品質のサトウキビづくりを推進するために、種子島農業公社と連携し、植え付け・管理・収穫作業等の受委託作業体制の強化と生産組織の育成、生産者の適期肥培管理を推進して参ります。

更に各品種ごとの栽培技術の確立や、ほ場条件に適した品種の優良種苗生産のための自家採苗ほの確保を推進し、基本栽培技術の普及を、熊毛支庁、振興会、製糖工場等と連携して取り組んでまいります。

澱粉原料用さつまいもは、基腐病対策が生産者のみなさんにも浸透してきておりますが、増反には至っていない状況であるため、指定野菜に追加されたブロッコリーやサトウキビとの輪作体系の推進とあわせて、バイオ苗供給による優良種芋の確保と早期植え付けを促すため育苗段階での支援を行います。作付面積の減少を抑制するために、生産者支援の取り組みや澱粉工場との連携などの取り組みも進めて参ります。

安納いもにつきましては、地理的表示保護制度（GI）の登録をうけ、ブランド推進本部を中心に、引き続き出荷販売統一基準に基づいた生産体制の確立を目指すとともに、ふるさと納税のメインの商品として栽培技術及び品質向上を図るため、品評会などへの出品などを奨励し、引き続きバイオ苗供給等、関係機関一体となって取り組んで参ります。また、基腐病につきましては、澱粉原料用さつまいもと同じく、連作障害が要因の一部でもあるとも言われているため、輪作体系への転換に向けた課題についても研究を進めて参ります。

水稻につきましては、米の価格などを含む厳しい情勢に対応するため、需要に即応した米づくりを推進するとともに、超早場米の産地としての出荷・販売体制を確立し、生産性と品質の向上、安心・安全で美味しい売れる米づくりを目指します。また、生産コストの低減や省力化を図るため、スマート農業を推進して参ります。老朽化する種子島農業公社育苗施設の改修についても種子島農業公社と連携し、その方向性を定め対策を検討して参ります。

園芸作物等につきましては、消費者ニーズにあった安心・安全・信頼システムの構築とポジティブリスト制度の遵守に努めながら、K-GAP取得を推進するとともに品質及び単収向上に努めて参ります。

葉たばこにつきましては、単収向上及び労働力削減を図るため、生分解性マルチの推進に努めます。

有害鳥獣被害対策につきましては、引き続き猟友会との連携を密に取りながら、電気柵、ネット、金網等の設置事業に取り組み、被害の軽減に努めて参ります。

さらに、耕種農家全般にわたり肥料の高騰は大きな負担であるため、JA種子屋久と連携し、堆肥の安価供給に向け調査研究を進めて参ります。

また、農家のコスト削減を図る事を目的に、有人国境離島交付金を活用して、農産物の海上輸送支援を行います。

本町の農林水産業の約3割を占める畜産につきましては、子牛価格の低迷が続いており、畜産分野におきましても、飼料や資機材の高騰の影響を大きく受け厳しい経営を迫られております。本町農業基幹作目としての畜産の規模拡大を図りながら、地域の特性を生かした活力ある産地づくりを推進していきます。

肉用牛は、耕種部門との複合経営を基本にしつつ、生産性の高い肉用牛繁殖経営の育成を図るため、各種補助事業及び制度資金を積極的に活用し、繁殖素牛の頭数維持と優れた雌牛への更新、子牛の損耗防止を図り、死亡牛の減少に向け飼養管理技術の向上を目指しながら、経営基盤の安定と強化に努めます。

乳牛は、生産効率の高い専門型酪農経営を推進するため、町の貸付事業を積極的に活用し、搾乳素牛確保を図りながら衛生的・成分的にも良質な生乳生産を促進します。

粗飼料確保の分野で増加傾向にございますWCS用稲の栽培につきましては、耕種農家との連携を密にし、高品質の粗飼料確保に努めつつ、耕作放棄地対策の一環としても推進して参りたいと思います。

また、担い手の確保・育成を図るため、関係機関・団体による総合的な推進体制を整備し、地域の担い手を明確にしながら、その経営改善と育成・支援することにより、望ましい農業構造を確立します。

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源涵養・地球温暖化防止等森林の持つ目的に沿った計画的かつ効率的な森林整備と施業の集団化・共同化を推進します。

その目的の一環として、地元材の利用拡大推進のために、民間住宅分野への木材利用などの拡大を図りながら、牛舎の敷料としてのパークの搬入を計画していきます。

また、森林経営管理制度の推進や、令和6年度から個人に課税される「森林環境税」とその徴収税分として交付される「森林環境贈与税」の有効的な活用推進を図ります。

本町は、周辺海域に好漁場を有する恵まれた海域条件を有していますが、水産業の振興を図る上では、資源管理の推進はもとより、中核的漁業者や新規就業者の確保・育成、水産物の販路の拡大、付加価値の高い製品づくり、魚食普及など多くの課題を抱えております。離島漁業再生支援交付金事業を活用して、資源回復のために漁協・ごんげん中種子集落と連携を図りながら効率的な事業を推進し、沿岸漁業の振興に努めます。

また、水揚げのほとんどは島外に出荷していますが、輸送運賃が大きな負担になっているため、有人国境離島交付金を活用して、魚介類の海上輸送コスト削減に取り組んで参ります。

水産業を取り巻く情勢は、資源の減少、漁業就業者の減少・高齢化、消費者の魚離れ等、厳しい環境であることに変わりはありません。引き続き、安全で効率よく使える漁港の整備を進めて参ります。

農林水産業全般にわたり、未利用資源の有効活用を目標に、それぞれの産業で発生する、もしくは無駄に処分されているものに着目し、積極的な活用方法などを検討しながら、六次産業化への推進に取り組んで参ります。

農業におきましては、担い手となりうる地域の中心的経営体の減少、耕作放棄地の拡大などを含め、離島独自の課題を抱えており、その対策が求められています。新たな土地改良長期計画、令和3年から令和7年の基本戦略に基づき、今後も引き続き農業現場の生産性の向上、食料の安定的な供給、担い手の育成・確保など、農家経営の安定向上を図るため生産基盤と環境整備を総合的に推進して参ります。

特に、本町の基幹作物である、サトウキビの生産現場における機械化・省力化を進める中で、道路条件など地域の実情に応じた対策を講じるために、県営5事業を7地区と、町営事業として団体営農業基盤促進事業2地区を実施し、農業農村整備事業の持続的展開に努めて参ります。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図り、地域の共同活動、農村集落機能低下の抑制に繋げ、農業生産活動、自然環境の保全に資する地域活動を支援して参ります。

本町の地籍調査につきましては、調査累計面積が8割を越えた状況ですが、令和6年度も梶潟集落を中心に引き続き調査を行って参ります。土地の有効活用や、相続、売買時にも効果的であるため、関係者の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地等の整備、各種事業を進めていく上で農地の集積・集約化に対応するため、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の主たる業務となっております。担い手への農地集積・集約化と遊休農地の解消、新規参入の促進など、農地等の効率化及び高度化を推進することが求められており、農業委員及び推進委員の皆様が農家への戸別訪問を行い、「使える農地を、使えるうちに、使いたい人へ」の斡旋活動を進めて参ります。

また、農地中間管理機構と連携し、意欲ある規模拡大志向農家や農地所有適格法人等との情報交換に努め、斡旋活動を積極的に進め、耕作放棄地の解消・発生防止に努めて参ります。

続きまして、本町のような国境離島におきましては、有人国境離島措置法に基づく交付金を積極的に活用し、法が目的とする有人国境離島の地域社会維持推進を図って参ります。

本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利地域性に鑑み、離島での継続的な居住が可能となる環境を整備するため住民の航路・航空路の運賃を低廉化し、住民生活環境の利便性を向上させて参ります。

また、令和5年度同様、島外居住者が町内在住の親族の介護での帰省時に、回数に条件はありますが、1人でも多くの方に、この事業を活用していただけるよう周知に努めて参ります。

このように「運賃低廉化」をはじめ、「輸送コスト支援」、「滞在型観光の促進」、「雇用機会の拡充」の各事業により、住民が継続的に離島地域に居住可能

となるよう環境の整備を行って参りました。事業の拡充を含め、関係機関へ要望を引き続き行って参りたいと思います。

また、町内・島内におきましては、高齢者や障がいを持つ方など、交通弱者と言われる方々の通院や買い物などの日常生活における移動手段を確保するため、コミュニティバスや予約型乗合タクシーなどを運行していますが、利便性の更なる向上を目指して、利用者など住民のニーズを把握し、運行できるよう努めて参ります。

なお、コミュニティバスにつきましては、4月から運賃の無償化を予定しております。

広域幹線系統につきましては、種子島地域公共交通活性化協議会におきまして、事業者を含めた関係団体及び1市2町により、適切な運行計画について調査・研究を進めて参ります。

なお、運行事業者からの申出により、3月31日をもって空港バスが廃止されることとなりました。現在代替手段として予約型乗合タクシーを4月1日から実証実験運行できるよう関係機関と調整を行っており、その結果を踏まえ、今後の最適な運行形態を検討して参ります。

地域の活性化や定住促進対策は、過疎化及び少子高齢化の進行により、集落における環境整備、伝統芸能の継承など地域活動の存続が困難になりつつあります。また、町民の生活パターンの多様化により、共同による活動が困難になりつつあります。

このような地域課題に対しては、「自助」・「共助」・「公助」による課題解決の取り組みが必要であると考えます。住民自らが、創意工夫を生かした活気あふれる、特色ある地域づくり活動に対して地域再生交付金を引き続き交付します。この交付金事業につきましては、各地域が効果的に利用できるよう随時見直しも進めて参ります。

地域活動や産業振興の担い手・後継者の確保は喫緊の課題であることから、UIターンなど移住者による人口減少の緩和が対策の一つでございます。様々な地域課題を解決するには、アイデアとそれに取り組もうとする熱意を持つ「ひと」の力が必要であることから、「地域おこし協力隊」を募集・活用し、任期後の起業を目指し、定住を促して行くこととします。

移住希望者からの空き家紹介に対応するため、令和4年度実施した空き家調査結果を基に、空き家バンクへの登録と活用により空き家の有効活用と人口減対策を効果的に推進します。空き家ではあるが貸し出せない理由や原因などを丁寧に掘り起こし、資産の有効活用の観点からも積極的に関与して参りたいと思います。

また、移住者へ貸し出すことを目的に、町内の空き家を改修する希望者に対して、その改修に係る経費に補助を行い定住環境の整備を行います。市街地を除く地域での地域後継者となる若者等の定住による地域活動の活性化や小学校の複式対策を推進するため、住宅を取得し定住する者に補助するとともに、義務教育終了前の子どもを有する世帯への加算を行います。

続きまして、商工業の振興につきましては、本町の商工業は、家族的経営による小規模な零細事業者がほとんどで、大型店舗の出店による消費者の流出により、事業運営に苦慮している状況でございます。このような中、町商工会会員事業者への経営指導のほか、ポイントカード導入により地元店舗での消費誘導に努めています。しかし、零細企業であるがゆえに財政基盤が脆弱であることから、金融支援等を行いながら、地域商工業の振興を図ります。

また、町内商店等での買い物時の利便性を高めるためにキャッシュレス化等についての調査研究を行い、町内外の利用者増に向け、商工会事業者との意見交換などを積極的に行ってまいります。

地元特産品の開発及び情報発信により販路拡大を推進するため、ふるさと納税返礼品の開発・活用など積極的な取り組みを行います。また、企業版ふるさと納税につきましては、民間企業が活用しやすい体制づくりと情報交換に努め、本町に興味を持っていただけるよう企業との連携を目指してまいります。

観光・交流推進事業に関しまして、入り込み客数はコロナ禍以前の数に徐々に戻りつつありますが、本町の島内観光ルートにおける状況は、滞在時間が短くいわゆる通過型となっていることから、観光に関連する産業の形成は小規模となっている現状です。

このような中で、観光形態が体験やグリーンツーリズムなど自然・文化・歴史等に触れ学ぶ観光を求める傾向にあることから、国史跡に指定された立切遺跡。国指定文化財となっている古市家住宅や阿獄川マングローブ林。旅行者がSNSなどで発信して頂いております温泉保養センター。自然レクリエーション村での手ぶらキャンプ。種子島こりーなでのイベントへ島外からの誘客。さらに農林漁家でのグリーンツーリズム。総合運動公園をフル活用したスポーツツーリズムなど、史跡や景勝地などもブラッシュアップし、新たな魅力ある観光地の醸成、体験・交流活動も含め、その活性化に向けた取り組みを、地域おこし協力隊の活動と併せて、島の魅力の情報発信を推進してまいります。

また、種子島はサーフィンの適地として周知されてきています。サーフィンを目的に来島する人も増えつつあるようですが、まだまだ本格的な浸透にいたっていない状況であることから、サーフ・アイランドとしての情報発信を国内外に向け行い、サーフィン愛好家や観光客の増加を図って参ります。さらに来島により島の魅力に惹かれた移住・定住者の増加による地域の活性化にも期待されます。また、海外からの観光客の誘客にもサーフアイランド種子島PR協議会と連携し、積極的に取り組んで参ります。

観光や各種ツーリズムによる交流人口の拡大は、その経済効果・商店街のにぎわい等、短期間で醸成できるものではなく、種子島空港利用促進協議会との連携の中で、ジェットチャーター便や伊丹空港からの直行便の季節運行の大幅な増便や東京からの直行便の就航など、引き続き要望活動を続けながら、地道に取り組んでいかなければならない施策の一つであると考えます。

様々な分野で、本町の魅力を体験して頂き、併せて移住希望者などとの情報交換も視野に入れながら情報発信、活性化に繋げていきたいというふうに思っ

ております。

情報通信ネットワークの発展により、多くの町民がパソコンやスマートフォンなどから情報の取得や発信ができるようになり、ライフスタイルに変革が起きています。

国が推進している自治体DXを本町でも取り組んでおります。デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが出来るように、また、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性が向上できるように取り組みを進めて参ります。これから、デジタルの知識が必要になってまいります。職員を対象としたデジタル関連の研修会の開催に向けて、準備を進めて参ります。

次に、福祉関係におきましては、65歳以上の人口割合が40%を超える超高齢社会を迎えている本町で、地域力の低下も危惧されつつある中で、町民一人ひとりの福祉施策へのニーズも多種多様に変化しているところです。

このような中、すべての町民が安心して、生き生きと自立した生活を送れるよう関係機関と連携して「ともに支え合う共生・協働の福祉社会の実現」のための各種事業を着実に推進していきます。

高齢者に対する施策に関しては、高齢者が住み慣れた地域、住まいで安心して住み続けることができるよう、令和6年度から3年間を計画期間とした「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を推進し、介護予防・日常生活支援総合事業等による介護予防事業、老人クラブの育成や活動の活性化支援など、地域の人的・社会的資源の活用による生きがいと安心を確保するための事業に取り組みながら、質の高いサービスの提供と適切な給付の保持、健全な介護保険事業の運営を行います。

障がい者の社会参加と自立支援につきましては、重度心身障がい者等への医療費助成事業等の支援、また地域の障がい福祉に関する相談支援の役割を担う「基幹相談支援センター」との情報提供など、他機関との連携を図ってまいります。

子ども・子育て支援では、家庭相談支援センターと子育て世代包括支援センターを統合し新たな相談支援の拠点としての「こども家庭センター」におきまして、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援に努めてまいります。

温泉保養センターにつきましては、健康増進と日常生活のリフレッシュ効果を目的に運営しており、今後も町民の癒やしの場として、充実した運営に努めてまいります。

町民の、戸籍事務等窓口業務につきましては、不正や錯誤などの防止対策として窓口での本人確認、適正な申請事由の確認に努めるとともに、新たな取り組みとして、窓口に来られた方々の個人情報保護の観点から、町民課窓口番号カード発行機を設置します。従来の氏名での呼び出しをやめ、番号での呼び出しとすることにより、更なる個人情報保護に取り組み、法令を遵守した事務遂行に努め、住民サービスの向上を図ります。

また、令和5年12月から、住民票等のコンビニ交付が一部可能となっております。平日、役場へ出向く時間を取れない皆様には、是非ご利用頂きたいと思っております。

更に、令和6年3月1日から、戸籍法の一部改正により戸籍証明書等の広域交付が始まりました。全国どこの市区町村窓口でも戸籍証明書等の取得が出来るようになり、更なる住民サービスの向上が図られています。

マイナンバーカードにつきましては、令和6年2月末での交付者数が、全町民の約95%となり、令和6年冬頃にはマイナンバーカードと保険証を一体化したマイナ保険証へ移行することとなっております。今後も、未交付の方への交付申請のお願いなども継続して取り組んでまいります。

急速な高齢化の進展や生活習慣の変化により、疾病構造も複雑化し、生活習慣病の症例が増加しつつあります。町民の健康づくりの拠点として、保健センターにおきまして、ライフステージに沿った健康づくりを推進し、疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種健診事業に取り組み、健康寿命の延伸による町民生活の向上とともに社会保障負担の軽減に繋げていきたいというふうに考えております。

平成30年度からの新たな国保制度により、県も国保の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保におきまして、中心的な役割を担っております。本町もこれまで同様、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を進めてまいります。

被保険者数は年々減少傾向にある中、医療・介護等のサービスを身近な地域で包括的に確保できる体制を構築し、国保制度の大きな支出を占める医療費の抑制を図り、特定健診・若年健診・各種がん検診の受診率向上及び特定保健指導を充実させ、併せて、疾病予防事業として運動教室など健康づくり事業をより一層拡充し、いつまでも健康で暮らせる環境づくりに努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、高齢化による被保険者数も増えつつあります。このような状況を踏まえ、保健事業の拡充を図り、長寿健診受診率向上や定期的な人間ドック等の周知を進めるとともに、後期高齢者医療広域連合との連携を密にしながら被保険者の健康意識の向上をサポートし、高齢者社会の安心と健康づくりを目指してまいります。

また、令和6年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を始めます。高齢者保健事業・国民健康保険事業・介護保険制度の一体的実施を推進することにより、生活習慣病等の重症化予防や高齢による心身機能の低下防止等のフレイル対策に係る体制を確立し、被保険者の健康寿命延伸を図ってまいります。

衛生的な生活の観点から、空き缶などのポイ捨てや動物愛護の精神に基づいたペット飼育時のマナー向上の周知などを積極的に行いながら、環境美化、公衆衛生、防疫、狂犬病予防等、町民の生活環境の維持・改善に向けた取り組みを、町衛生自治会とも連携・協力しながら進めてまいります。

近年、増加してきている海岸漂着ごみにつきましては、シルバー人材センターによる海岸漂着物地域対策推進事業や、町民のご協力をいただきながら実施している町内一斉海岸清掃ボランティア活動を通して、海岸線の維持に努めていきます。

また、ごみ処理対策につきましては、適正な分別の周知を図り、食品ロスを低減させる取り組みや周知を行い循環型社会の構築を進めていきます。

生活環境におきましては、快適で衛生的な生活環境の確保及び自然環境保護の観点からも、合併浄化槽への移行を進めながら自然環境の保全を図ります。

続きまして学校教育でございます。県及び地区教育行政の施策などを踏まえながら、豊かな心を持ち、たくましく生きる能力、自ら学ぶ意欲、社会の変化に対応できる「生きる力・生き抜く力」を育むための学力向上対策、少人数教育、複式指導対策、いじめの早期発見及び未然防止対策、タブレット端末等ICT機器を活用した教育の推進、創造性や自己教育力を育てるキャリア教育の推進、教職員の資質向上など問題解決に積極的に取り組んでまいります。

学校施設・設備の改修や更新、教職員住宅につきましては、年次的に改修や更新を行い、安心・安全な教育環境、快適な住環境づくりに努めます。

また、新たに保護者の負担軽減やふるさと中種子町で活躍する人材育成、Uターンの推進を目的に、給付型の奨学金制度につきましては、関係機関と検討を進めますとともに、教育支援センターの運営やうみがめ留学推進につきましては、引き続き支援してまいります。

社会教育の分野では、「学びあうチャンスにあふれる地域社会づくり」を基本目標としながら、生涯をいきいきと生き抜く中種子の人づくりを目指します。

そのために、町民誰もが学習することができる「生涯学習社会」の実現に向け、町民の多様な学習ニーズに対応するための生涯各期における学習機会の拡充と生涯スポーツ、芸術文化活動を推進するため、学校、家庭、地域社会、関係団体等と緊密な連携を図りながら各施策を展開し社会教育の振興に努めます。

学校給食では、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するとともに、子どもを産み育てやすい町づくりを推進してまいります。あわせて、今年度から実施しております給食費の無償化を継続して実施してまいります。

また、老朽化している給食センターの建替につきましては、今年度に建設基本計画を策定したところでございます。今後は、安心・安全な学校給食の提供に向けて検討を進めてまいります。

子育て支援の観点からの保育に関しましては、昭和47年に開設された中央保育所の現在の定員は140人で、0歳児から就学前の5歳児までを対象とし、国の保育指針に沿って家庭におきまして、必要な保育を受けることが困難な乳幼児の保育を行い、待機児童0を継続してまいります。安心・安全な保育を実現するためのクラス編成、保育士の確保と配置には特に注意を払ってまいります。

子育て支援事業につきましては、隣接市町の子育て支援センターや保健センター、各関係支援施設との連携を図りながら事業を実施いたします。

一時預かり事業につきましては、保護者の看護及び介護等のやむをえない事由による保育、保護者の疾病等による緊急時の保育、日常生活上の突発的な事情などによる一時的な保育等に対応していきます。子育て期間中の保護者の体調不良時などにも利用して頂くことで、産み育てやすい環境づくりに結びつけていきたいと思っております。

町有施設などにつきましては、町民のニーズ・地域の発展に寄与し、安心・安全で豊かな社会基盤構築のために、町の長期計画に沿った各種事業導入を積極的に推進し、生活基盤の整備に努めていきます。

道路整備は、町民がもっとも身近に利用する施設であり、要望は多岐にわたっています。経年劣化により整備が必要な路線が多数存在する中で、町道につきましては、地域の要望等をふまえ幹線道路・生活道路・通学路などを優先し、維持修繕、整備を実施します。また、国道及び県道整備についても、関係機関への要望を積極的に働きかけてまいります。

令和6年度は、防災安全交付金事業等により旭町花房線改良舗装を、単独事業として大平中山線、坂井熊野線、伊原線の改良舗装を、緊急自然災害防止事業として旭町3号線、美座阿高磯線、梶潟線、長谷原尾線の整備を行います。

河川等整備は女洲川を、急傾斜地砂防整備は浜津脇地区を、漁港等整備は中山漁港の橋りょう架け替えを実施します。

町営住宅管理は、老朽化した設備の更新を行い、入居者の利便性や快適性など住環境の向上を図ります。

公園管理は、安全性の確保と適正な維持管理を行い住民が安心して利用できるよう努めてまいります。

これらの町有施設管理につきましては、事故防止・災害防止を図るため、危険因子の排除、安心・安全な生活基盤づくり及び交通の円滑化、安全性の確保に努めてまいります。

また、種子島空港の安全な運航・利用を確保するため、鹿児島県港湾空港課、熊毛支庁及び種子島警察署等関係機関との連携を図り、種子島空港内の関係事業所とともに危機管理を常に意識し、保安規程に定められた非常時の訓練等を実施してまいります。

また、種子島空港の利用促進の観点から、空港関係機関とともに環境整備を促進してまいります。

本町の主要施設である古房浄水場でございますが、令和2年度から水道施設耐震化更新事業に着手し、ステンレス配水池や緩速ろ過施設、安定した水質の管理を行う混和池施設などの整備を行い、近代的な浄水場が完成しております。

令和6年度は、北部第3浄水場の深井戸洗浄及び取水ポンプの取替を行い安定した原水の確保を図ってまいります。また、漏水調査を継続して実施するとともに老朽管の更新を行い有収率の向上を図ります。

今後も、健康で文化的な町民生活や社会経済を支える生活基盤として、適切な施設管理を行い、質の高い安心・安全な水を安定供給することに努めてまいります。

西之表市の馬毛島におきましては、自衛隊馬毛島基地建設工事の着工後1年が経過し、馬毛島に作業員宿舎の建設が行われる中、仮設の棧橋も利用可能な部分も増えてつあるようでございます。

旧種子島空港跡地におきましては、港湾工事に関連するコンクリートブロックの製作が続いており、搬出車両や生コンクリート車の往来も増えています。また、町内では馬毛島工事関係者の宿舎建設も進められているようです。設置業者からの情報提供があった部分に関しては、町民の皆様にお知らせしてまいります。

本町では、自衛隊員用の宿舎の建設が始まっております。この件につきましても、防衛省に対して速やかに情報提供を求めてまいります。町民の皆様にご事等の進捗状況をお知らせすることで不安を払拭することになると思っておりますので、情報の収集に努め、情報の周知を行いながら、引き続き防衛省との連携を密にし、町民の声に対処頂くよう要望してまいります。

また、防衛省が中種子町に建設予定である錬成訓練施設につきましても、災害時におきまして、自衛隊の活動拠点のみならず、避難場所としても活用出来れば町民の利益にもなると考えております。今後、このような活用の可能性等につきましても、防衛省との調整を進めてまいりたいと考えております。

今後も、本町での自衛隊関連施設整備等の詳細な計画につきましても、周知の徹底を図り、町民のご理解・ご協力を賜り、防衛省、自衛隊との信頼関係を構築しつつ、本町への自衛隊施設の誘致をこれまで同様、強く要望してまいりたいと思っております。

火災等災害時における消防団の果たす役割、これは大きく、町民の安心安全な生活の維持に大きく寄与しております。今後も、消防分団機材等の計画的な更新を行いながら、団員の「自らの地域は自らで守る」の精神を尊重した処遇等の見直しも行ってまいります。

効率的かつ円滑な行政執行につきましても、社会経済情勢の変化、新たな行政課題、複雑・多様化する町民ニーズに柔軟に対応してまいります。

以上、申し上げました、さまざまな施策や業務の遂行にあたっては、業務の簡素化、スピード感を持った業務対応、目的意識の共有などを含め、各種施策に対し町民の皆様のご理解を賜るためにも、適切な情報発信に努め、信頼される役場づくり・業務遂行を目指してまいります。

地方分権に対応した行政推進を図ることはもちろん、行財政の健全化を図り、時代に即した人材育成と職員の資質向上に努めてまいります。

令和6年度の施政方針を述べさせていただきました。厳しい財政状況ではございますが、国、県の各種事業や補助金などの有効な活用を検討しつつ、効果的な施策の遂行に努めてまいりますので、町民の皆様、議会議員の皆様のご指導・ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第19号から議案第23号まで、それぞれの会計の令和6年度当初予算について説明をいたします。

令和6年度の地方財政対策によれば、地方財政計画の規模は、前年度比

1.7%程度増の93兆6,400億円と見込まれております。

また、一般財源総額は、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、前年度比0.9%増の約62兆7,100億円を確保しており、そのうち、地方税及び地方譲与税については、前年度と同水準の約45兆4,600億円となっております。

地方交付税は、前年度比1.7%増の約18兆6,600億円を計上しており、前年度に引き続き増額となっております。

一方、臨時財政対策債の発行につきましては、国は抑制を行うこととしており、前年度比の54.3%の減、約4,500億円となっております。

借入金残高は令和5年度末で183兆円程度と見込まれており、多額の償還負担が継続することが予想され、将来の財政運営の圧迫が懸念されます。

さて、本町の令和6年度の各会計当初予算額は、一般会計78億1,900万円、特別会計28億157万3千円、公営企業会計3億3,454万9千円となったところでございます。

最初に議案第19号、令和6年度一般会計予算から御説明いたします。

令和6年度の予算編成につきましては、第6次長期振興計画前期基本計画の4年目となり、財源的に非常に厳しい状況のもと、行財政改革を推進し、施策の厳選を徹底するとともに、事業の必要性効果などについて見直しを進めながら予算編成を行ったところでございます。

まず歳入予算について説明いたします。

町税などの自主財源は予算全体で構成比32.6%となっております。このうち町税は、町たばこ税などの増加見込みにより、前年度に比べ0.8%の増と見込んだところです。

繰入金は財政調整基金、減債基金など各基金からの繰入れが主なものですが、再編交付金事業基金からの繰入金が影響し、前年度に比べ、35.6%の増となっております。

次に、依存財源のうち最も額の大きい地方交付税は前年度と同額の28億2,000万円を見込んだところです。

町債につきましては臨時財政対策債発行可能額の減少などにより、0.5%の減となっております。

次に歳出予算につきましては、性質別予算により説明いたします。

まず義務的経費につきましては構成比42.4%を占めており、前年度に比べ0.6%増となっております。その内訳の人件費は、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の給与改定により、昨年度に比べ6.2%の増、扶助費につきましては、国の地方創生臨時交付金による住民税非課税世帯等臨時交付金事業などの減により4.5%の減となっております。

公債費につきましては、近年は増加傾向でございましたが、本年度から減少に転じ、3.5%の減となっております。

なお令和6年度末の借入金残高につきましては、5.4%減の73億円程度と見

込まれます。

その他の経費につきましては、物件費につきましては、需用費、委託料などの増により、9.5%の増、維持補修費につきましては、学校、保育所施設の修繕などの減少により34.2%減となっております。

次に普通建設事業費につきましては、再編交付金による大型事業の実施により、43.9%の増となっております。

以上が令和6年度一般会計当初予算の概要でございます。

次に議案第20号、令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計予算につきまして説明いたします。

平成30年度からの新制度移行に伴い、県が財政運営の責任主体として、国保運営に中心的な役割を担うようになってから6年が経過しました。

今後も地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っていきます。

歳入につきましては、財源の根幹である国民健康保険税1億9,474万6千円、県支出金の保険給付費等交付金10億9,917万円。保険基盤安定負担金を含む一般会計繰入金1億4,322万円が主なものでございます。

歳出につきましては、療養諸費など保険給付費10億7,778万円、国民健康保険事業費納付金2億9,897万9千円、保健事業費3,581万2千円が主なものでございます。

その結果、歳入歳出の予算総額をそれぞれ14億4,363万7千円とするものでございます。

次に議案第21号、令和6年度介護保険事業勘定特別会計予算につきまして御説明をいたします。

令和6年度は第9期介護保険事業計画運営期間の1年目となります。現在、町の高齢化率は高いまま推移しており、要介護など認定者及び各種介護サービス利用者の増加により、介護給付費の増額が見込まれることから、介護給付費の適正化を推進し、適正かつ充実した住民サービスに努めてまいります。

歳入につきましては、第1号被保険者の保険料1億7,450万4千円、介護給付費国負担金、調整交付金、地域支援事業交付金などの国庫支出金、3億2,233万円、社会保障診療報酬支払い基金からの介護給付費、地域支援事業支援交付金などの支払い基金交付金3億802万2千円、介護給付費県負担金などの県支出金1億6,747万8千円、介護給付費軽減負担金、地域支援事業者などに係る町負担分や基金などの繰入金2億2,770万7千円などが主なものとなります。

歳出につきましては、一般管理費や介護認定審査会などの総務費が、4,453万1千円、要支援要介護認定を受けた方が利用する介護及び介護予防サービスなどの保険給付費11億161万8千円、要介護、要支援状態になることを予防する取り組みとしての地域支援事業費4,513万6千円などが主なものでございます。

その結果、歳入歳出の予算総額をそれぞれ12億12万8千円とするものでござ

ございます。

次に議案第 22 号、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成 20 年度の施行から 16 年が経過し、県広域連合のもと安定的な財政運営がなされています。

令和 4 年度以降、団塊の世代の方々が後期高齢の年齢を迎え始めるに伴い、医療費も増加傾向にあります。今後も県広域連合と連携を密にしながら、各種医療給付の申請受付業務及び保険料収納などきめ細かい業務を引き続き行ってまいります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料 8,006 万 7 千円、一般会計繰入金 7,481 万 1 千円、広域連合受託事業収入を含む諸収入 291 万 9 千円が主なものでございます。

歳出につきましては、総務費 1,745 万 4 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 3,165 万 7 千円、保健事業費 769 万 3 千円が主なものでございます。

その結果、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1 億 5,780 万 8 千円とするものでございます。

次に議案第 23 号、令和 6 年度水道事業会計予算につきまして説明いたします。

中種子町水道事業は、町民生活や社会経済を支える重要な生活基盤として質の高い安心安全な水を安定的に供給するため、施設の維持管理、老朽施設の改善、漏水対策を図りながら事業を進めてまいります。

収益的収入につきましては、水道使用料が 2 億 1,192 万 4 千円、長期前受金戻入れ 3,449 万 7 千円、他会計補助金 2,075 万 5 千円、資本費繰入金 5,205 万 1 千円が主なもので、総額 3 億 1,975 万 2 千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、人件費、維持管理費、減価償却費など営業費用 3 億 575 万 4 千円が主なもので、総額 3 億 3,454 万 9 千円とするものです。

資本的収入につきましては、道路改良に伴う工事負担金 1,250 万円とするものです。

資本的支出につきましては、建設改良費で、老朽管更新に伴う配水管布設替を行う配水設備改良費 5,510 万円が主なもので、合計 8,666 万 9 千円、企業債償還金 4,135 万 4 千円、地方債償還金 4,087 万 4 千円で、総額 1 億 6,889 万 7 千円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 5,639 万 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 632 万 7 千円、過年度損益勘定留保資金 6,504 万 3 千円、当年度損益勘定留保資金 8,502 万 7 千円で補填するものでございます。

以上、令和 6 年度の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

本町は、長期振興計画に基づき、年次的に施策を展開しているところですが、少子高齢化や子育て支援に対する扶助費の増加、経年劣化が進んでいる公共施設の維持補修など多くの課題がある中、有効な補助事業は地方債の活用により、

地域の活性化を図りながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

町議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、令和6年度当初予算の説明といたします。

なお一般会計当初予算の内容につきましては、総務課長から説明をさせます。御審議の上、議決方いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） 議案第19号、令和6年度中種子町一般会計予算の概要について、提出しております令和6年度予算資料に基づき、御説明申し上げます。

本年度の予算編成に係る方針等につきましては、町長から説明があったとおりでございます。

それでは、予算資料の1ページをお願いします。令和6年度の一般会計予算総額は、骨格予算であった令和5年度6月補正予算後に比べ、3億6,635万4千円増の78億1,900万円でございます。

2ページをお願いします。歳入予算の前年度との比較でございます。町税につきましては、たばこ販売本数増によるたばこ税の増収を見込み、増額計上しております。地方交付税につきましては、国の地方財政計画においては増額となっているものの、算定基準である基準財政需要額の算定係数等が明示されていないため、前年度と同額を見込んでおります。国庫支出金、県支出金につきましては、重層的支援体制整備事業の本格実施に伴う基準額の増額及び道路改良舗装事業の増額もありますが、各事業の積算により減額となっております。

繰入金につきましては、財源不足に伴う財政調整基金及び減債基金は、同程度額を見込んでおりますが、令和5年度中、基金を造成している再編交付金事業基金からの繰入金が大きく増額となっております。

4ページをお願いします。歳出予算の前年度との比較でございます。総務費の増額の主なものにつきましては、再編交付金予算積立金、コミュニティバス等運行委託事業、公共施設管理事業に伴うものです。民生費の減額につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別交付金及び子ども家庭センター改修事業完了に伴うものでございます。農林水産業の減額につきましては、県営事業及び基幹整備促進事業完了に伴うものです。商工費、消防費、教育費の増額につきましては、街路灯整備事業及び防災行政無線操作卓更新事業など、再編交付金事業の実施に伴うものでございます。

6ページをお願いします。歳出予算の性質別を前年度と比較したものでございます。普通建設事業については、再編交付金事業実施に伴い、増額となっております。

9ページをお願いします。歳出予算の目的別性質別内訳でございます。人件費から予備費までの各区分の構成比を示しておりますが、人件費や補助費等、普通建設事業が多い構成となっております。

最後に10ページをお願いします。主な普通建設事業でございます。再編交

付金を活用した事業など9億7,479万5千円でございます。

以上で、令和6年度一般会計予算の説明を終わります。

詳細につきましては、後日開催予定の予算委員会において、各担当課に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第19号から議案第23号までは、各常任委員会に付託審議の予定です。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている、議案第19号から議案第23号までについては、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第23号までについては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日から18日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、19日午前10時より本会議を開きます。

委員会会議は会期日程により開催されるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後00時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

3 月 1 9 日

令和6年第1回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月19日（火曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第19号 令和6年度中種子町一般会計予算
- 第4 議案第20号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第21号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第6 議案第22号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第23号 令和6年度中種子町水道事業会計予算
- 第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第9 議員派遣の件
- 第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 大町田 勇 希 君 | 2番 | 梶 原 哲 朗 君 |
| 3番 | 秋 田 澄 徳 君 | 4番 | 池 山 喜一郎 君 |
| 5番 | 橋 口 渉 君 | 6番 | 永 濱 一 則 君 |
| 7番 | 池 山 朝 生 君 | 8番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 9番 | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------|-------------|---------------------|-------------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 町 民 課 長 | 徳 永 和 久 君 |
| 地 域 福 祉 課 長 | 森 山 豊 君 | 農 林 水 産 課 長 | 園 田 俊 一 君 |
| 建 設 課 長 | 黒 木 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君 | デ ジ タ ル 推 進 課 長 | 中 村 広 道 君 |
| 自 衛 隊 対 策 室 長 | 遠 藤 淳 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 日 高 隆 雄 君 |
| 水 道 課 長 | 牧 瀬 善 美 君 | 保 育 所 長 | 浦 口 吉 平 君 |

空港管理事務所長	柳 田 勝 志 君	行政係長	牧 瀬 亮 君
財政係長	東 郷 伸 也 君	教 育 長	北之園 千 春 君
教育総務課長	横 手 幸 徳 君	社会教育課長	春 田 功 君
学校教育課長	皆 倉 健 二 君	給食センター所長	野 平 清 吾 君
選挙管理 事務局 長	岩 本 郁 美 さん	農委事務局長	石 堂 晃 一 君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榎 元 卓 郎 君	議事係長	稲 子 隆 浩 君
--------	-----------	------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（迫田秀三君） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番戸田和代さん、11番浦邊和昭君を指名します。

-----○-----

日程第2 一般質問

- 議長（迫田秀三君） 日程第2、「一般質問」を行います。
通告に従って、順番に発言を許可いたします。初めに、大町田勇希君に発言を許可いたします。
1番、大町田勇希君。

〔1番 大町田勇希君 登壇〕

- 1番（大町田勇希君） おはようございます。議長の許可を受けましたので、発言をさせていただきます。1番、大町田勇希です。

まずはじめに、本年1月1日に発生した能登半島を中心とした震災に被災された皆様へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本日は大きく4項目の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、保育料についてですが、昨年、令和5年第3回定例会での一般質問において、3歳未満の保育料無償化について一般質問したところ、町長からは、現在の施設設備の状況や保育を行う人員体制などを考慮しながら、また、無償化による効果などを見極めながら、子育てしやすいまちづくりの推進が図れるように、しっかりと検討していきたいというふうに考えておりますと、答弁がありました。

この質問時点で検討されているとのことでしたが、この質問から半年が経過しました。そこで、伺います。3歳未満への町独自の無償化に対する検討結果について伺います。

以降の質問については質問席から行います。

- 議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） おはようございます。

大町田議員の質問についてお答えいたします。本町での保育料の無償化につきましては、国の制度に基づいて子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳児クラスである小学校入学前の3年間の全ての子ども及び0から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもを対象に、令和元年10月から実

施をしております。

前回の答弁でも、お答えした部分と重複するところもあるかもしれませんが、再度お聞きいただければと思います。

また、課税世帯におきましても同じ世帯から保育施設に2人以上利用の場合は、0から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償というふうになっているところがございます。

議員御質問の無償化についての検討がどのようになっているかというところでございますが、様々な角度から検討しております。

まだ結論というものは出ていない部分ということで御理解を賜りたいとは思いますが、無償化に伴い、現在3歳児未満児を御家庭で保育をされている方も入所を希望されるということも予想されます。

また、逆に御家庭で保育される方については、入所申込みがないため、待機児童とはなっておらず、申込みがない理由として経済的な状況なのか、また自宅で保育をしたいんだという希望なのかというところの予測まで、調査までは出来ていないというような現状でございます。

経済的状況で入所させられない方などが、無償化というふうになったところで、この前もお伝えしたように入所希望が増えた場合の受け皿の問題点というのも、やはり早急に短期間で解決できるものではないというふうな判断に至っております。

保育士不足、これが各分野において人材不足という点で、この保育士不足も叫ばれる現状であり、人材確保が非常に容易ではないというような状況、これが予想されます。

また、保育施設や設備などの整備も、現在の保育所においては、随時行ってきておりますが、さすがにやはり老朽化している部分は否めないというところで、保育の枠、面積、そういったものがぎりぎりのところで何とかクリア出来ているような状態っていうのを、御理解をいただきたいというふうに思います。

保育料の軽減、これは安心して子どもを産み育てることができる環境づくりであり、そういったところをしっかりと認識はしております。

また、保育士の確保や施設整備の体制、整備などの課題も大きいわけございまして、島内の1市2町でのそれぞれの足並みもある程度そろった体制、これも必要かと思われま。

今後の国の動向も注視しながら、そのようなことを随時随時検討しながら、子育て世帯の負担軽減を図れるように、子育てしやすいまちづくりの推進、これを目途に検討しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、随時また議員さんからの御指摘、また御意見等も賜ればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

今ほど答弁の中で、やはりハード面、施設など、受け入れるのが厳しいというところは十分理解はしています。

その中で先ほどあった、経済的な理由により預けることが出来ない世帯がどれぐらいいるか分からないという、これもあったんですけどそこを実際にアンケートなりとか、そういったものをとるような御意向はないでしょうか。

町長、よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういった、保育料の補助、これを予算化していく上では、ある程度データが必要になってくると思いますので、そこら辺に関しては進める方向で検討という段階に入ってくれば、当然ある程度のニーズ、その調査が必要かと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 次の質問をさせていただきます。

保育料補助に関してなんですが、保育料補助に対して国が行う子育て支援以外に本町が今何かやってるのか、こういった今の実態があれば、よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町の保育料に対する補助については、国の補助事業で実施する子どものための教育・保育給付交付金事業において、保育に要する経費の4分の1を町が負担をしているところでございます。

町独自、単独というような形で保育料の補助というのは今のところ実施しておりませんが、関連した支援として昨年の7月から議員の皆様方の御理解を賜って、全ての未就学児の副食費を無償化とするため、国庫対象外の全ての児童へ再編交付金を活用した無償化を実施しております。

先ほどの質問の答弁と重複するところもございますが、やはり安心して子どもを産み育てやすい環境を整える少子化対策の一つとして、保育料支援、これは、子育て世代の経済的な負担の軽減につながっているというふうに考えております。

引き続き無償化による効果も見極めながら、子育て世帯の負担軽減、これが図れるように子育てしやすいまちづくりの推進に取り組んでまいります。

そしてまた子育てセンターりんくというもの、ちょっとごめんなさい、言葉がおかしいかもしれませんが、4月にはオープンして、未就学児を中心とした子どもたちが、お母さんたちと雨の日に遊べたりとか、暑い日に遊べたり、相談にも、子育て支援という観点から、産後のお母さんのつらい思いを軽減できるような相談の窓口というの、中央公民館の1階でオープンができる予定でありますので、そういったところを含めながら、この子育て支援というのをしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

今の答弁の中で、町が独自に補助に関しては、現状として国の制度として4分の1補助しているが、それが町として補助していないという認識だったんで

すけど、これちょっと1点提案ではあるんですが、今保育所に入所しているお子さん、2人、仮に入所していた場合、その2人目については保育料が半額になります。

ただこれが、上の子が小学校なり上がってしまうと、下の子どもさんというのは第一子扱いとなっている状況です、今現状で。

これここの、要は3歳未満のお子さんの第1子扱いを第2子扱いにできるような、町として新たに施策を打つ、こういったのはどうでしょうかね、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私も町民からそこに関しては、3人子どもさんがいる家庭で、第1子が小学校に入った途端に、保育料の措置がなくなった、どうにかしてくれという声を伺いました。

そういったところは前向きに検討するべきところなんだろうなというふうには考えております。

保育料の無償化も含めて、短期間で進めていくには、なかなか課題も多い部分がありますので、早い段階でそういったことができるような方向で進めていければなというふうに思いますが、保育料の補助のみならず、ほかの分野でもしっかり支援をしていくということ、保育料を減免することのみが、子育て支援なのかどうかということも、我々は考えながら、また、議員の皆さん方の御意見も賜りながら進めていく必要性はあるのだろうなというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、分かりました。

次の質問に入らせてもらいます。今中種子町内に婦人の家という施設があります。こちらについては、特産品の加工であったりとか、よく使われているのはみその製造など、各家庭が使ったりしております。

そこで質問させていただきます。この婦人の家の今現在の利用状況について教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農村婦人の家ということでございます。これの利用状況につきましては、令和5年度の状況で説明をさせていただきます。

令和6年の2月末日現在、自家用目的として利用された方が762名、営業用を目的とした方4名、計766名というふうになっております。

利用目的、これはみそ加工が最も多く、自家用で8,451kg、営業用で427.7kgとなっており、次いで、めんつゆなどの瓶詰め加工5,273本。

詳しく言いますと、めんつゆが606本、焼き肉のたれ668本、ドレッシングが683本、ジュースが3,271本、白だし45本、その他の加工品として、蒸し菓子、つくだ煮などの利用があるというような現状でございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。次の質問なんですけど、この今の現行の利用制度、利用規約が今あるんですけど、こちらについて簡単

でいいので説明をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現行の利用規約について説明をという御質問でございますが、条例及び条例施行規則について説明をさせていただきたいと思っております。

まず条例でございますが、中種子町農村婦人の家設置及び管理について必要な事項を定めたものでございます。

具体的には趣旨、設置、管理、使用の許可、使用制限及び取消し等、使用料、使用料の減免、目的外使用又は権利譲渡等の禁止、施設などの原状点検、損害賠償義務、委任、施行期日を条文化したものでございます。

条例施行規則につきましては、「中種子町農村婦人の家設置及び管理に関する条例第 11 条のこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。」に基づき、婦人の家の管理に関し必要な補足事項を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三君） 1 番、大町田勇希君。

○1 番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

今回、施政方針の中に、地元特産品の開発及び情報発信により販路拡大を推進するため、ふるさと納税返礼品の開発活用など積極的な取り組みを行いますという一文がありました。

これまさに地元特産品の開発をする場所としては非常に適している場所ではないのかと思っておりますが、そこで今現在利用されてる方からも、利用料金だったり結構な料金かかるんですよ。

そういったところで次の質問です。

現行の利用規約改正について改善を求める町民の声があるんですが、町長の見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 御質問につきましてはもう私どもの認知不足、勉強不足もあろうかと思っておりますが、具体的には、利用料金に関するちょっと声が上がっているというのは聞いたことがあります。

主管課等への具体的な話などっていうのはまだ聞いていない状況です。

そういった中で料金に関するものなのか、施設に関するものなのか、そういったところが議員のほうに届いているようであれば、またお聞かせ願えればと思います。

そこら辺に関しましては、一個人の御意見ということで、またこれを変えるというのはなかなか難しいところもございまして、そういう組織であったり、団体の中でまたそういった意見を集約していただいて、また協議を進めていこうというような方向になろうかと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 1 番、大町田勇希君。

○1 番（大町田勇希君） なかなか 1 人の声では、規約自体を変えるのは難しいということは認識したんですが、これ現在今同じ種子島島内においては、南種子

町に特産品開発センターというものがあります。

これ実は料金体系だつたりを調べると、ほとんど一緒、もうほぼ一緒なんですよ。利用者については、おそらく中種子町の10分の1ぐらいの利用者しかいません。それで今、その数だけを単純に見ていると中種子町について一生懸命その開発、地元特産品を開発する意欲のある方が多いというふうに、数字だけで見ると考えられるんですが、こういったところでもう一度問うんですけど、この料金、さっき言われましたけど、料金を現行のどれぐらいとは言えないんですけど、ランニングコストがかかるので、減らすことによって、そういった特産品開発をしやすい環境をつくるのはどうでしょうかね。

また、これ他の自治体と同じということは、他の自治体より下げることによって、やはり中種子町独自性が生まれると思うんですが、こういった施策どうですか。町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 燃油の高騰であったり、ガスパロパンガスの高騰であったりというところで、なかなかその料金の値下げというのは、運営上も大変厳しいものもあるかと思えます。

そこら辺も含めまして、実質上の声であったり、そういったところを具体的にまた、担当部署のほうにお伝え願えればありがたいというふうに考えます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 回答ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。次の質問については小学校についてなんですけど、これちょっと質問だけを見ると、私は統廃合を進めろって言うように聞こえてしまうんで、これ前提事項を言わせてもらいます。

今現状、現状中種子町内7つの小学校があります。

この各小学校、やはり少子化といったものは加速する中で、だんだんと生徒数も少なくなってます。

今回の質問の意図としては、この小学校の統廃合というものを、まず検討、議論をしたらどうかといった意味合いで今回この質問させてもらいました。

そこで質問をさせていただきます。

少子化が加速する中、小学校の統廃合について町長の見解を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現実的に、確かに小規模校でのこの少子化の中で学校に通う子どもの数自体は減少傾向でございます。

そういった中で小規模校のデメリット、そしてまた逆にメリット、そういったことをしっかり精査しながら、我々は学校区のPTAであったり、校区の皆さん方の声を反映させながら物事を検討していく必要があるのだろうというふうに考えております。

それに関して見解をと言われても、そこは町民の合意形成がなされたうえで様々な検討を進めながら議論をしていくことになろうかというふうに考えておりますので、そこら辺が皆さん、当然危機感を持ってる方もいらっしゃる

思いますので、そこを皆さんがどのように考えるのか、そこをやはり我々はしっかり伺いながら、また、校区の皆さんとかがまずは校区で話をする機会をつくるためにも今回の質問は、いい質問をしていただいたのかなというふうには考えております。

私も以前の一般質問の中でもございましたが、在任中は合併というのとは考えていないという答弁をさせていただきましたので、かといって時代は流れるわけでございます。

そういった中では、校区の声、PTAの声、そういったものを慎重に聞きながら考えるべきものではないかなというふうには考えております。

これも、また来年とか再来年というスパンではないのだろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の話ですと、多分、私が聞いていた話では、そもそも統廃合については全く考えていないというような町長の見解だと思ってたんですけど、今現状、そもそも統廃合について検討・議論ってされているんですか、それともされていないんですか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 検討・議論とまではいきませんが、それを新たに統廃合検討、統廃合協議会みたいなことは全然出来てないところでございますが、我々としては教育長部局とはまた考え方が違いまして、我々としてはその予算の問題いろんなことを考えながら、今後その人口減少、そういった人口推移、そういったものを見極めながら、いろいろなことを考えないといけない状況にきています。

それに関してはただ、この校区、PTA、そういったものっていうのが、主体的な議論を進めるべきであって、我々行政サイドが先に議論して決めていくものではないというふうには考えておりますし、教育委員会サイドとしては多分、最後のもし子どもが1人になったにしても、その子が卒業するまでは、教育長部局としてはしっかりその子を見守って卒業させてあげるっていう基本的な教育理念、これは崩さないものだというふうには考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 大体どういった考え方をしているのかというのは、行政として、どういった考え方をしてるのかってのは分かったんですけど、これ1つ、ちょっと提案なんですけど、今、校区外への通学に関しては、適正校、中種子町内でいうと野間小学校のような学校ですね、そこから小規模校へ校区外で通学することは可能となっています。

これを、逆に小規模校から適正校へは行けないっていうのが、規則として現状なってます。

これ、どういった現象が起こってるのかというと今、小規模校の校区の家庭

が適正校の校区のほうに住所を移すような事例が実際現状で起きてます。

これは本質的に校区のためとか思うのであれば、こういった規約の緩和、こういったのを検討してみてもいいかでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） データ的にどのぐらいの方がそういうふうな意向を持って、例えば野間校区ということでしょう。そこに家を建てるとか、そういうことになって、出身の地域からいなくなるという数がどの程度あるのかということも含めて見ていかないといけないというのと、これは逆に、本当にいろんな弊害も出てくる可能性もある話でありますので、それを急々にそういうふう考えている、それも1つの案として受け止めながら考えていかないといけない。

これは、校区の皆さん、PTAの皆さんも、そういったことがあった場合にどのような判断をするのか、どのようなふうを考えるのかということも、非常に我々は尊重していかないといけない大きな部分だというふうに考えますので、そういった提案もあったということは、教育長部局のほうで把握し、その中の協議の中でもそういった声もあるというのは、お伝えはできるものだというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の答弁の中で町長言われた、起こる弊害ってというのは一体何でしょうか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 予測出来ないものが結構あると思います。

こういう弊害がある、こういうメリットがあるというのは一概に言えることではないと思うんですが、極端に言いますと、家を、例えば納官に造ります、野間小に通わせますっていうところで、納官小に通いたいんだっていう子どもが、納官小に通えなくなるという可能性もあるわけですよ。

納官校区に家を建てました、野間小に通わせますということができるようにしてくださいっていう質問ですよ、議員さんの。

そういったときに、納官校区に家を造ります。だけど子どもは、野間小に行きます。納官小学校の運動会出来なくなりますとか、いろんな簡単に言うとデメリットもあるのだろうと。

逆に、家はこっちに出来てるから、集落のことはお父さんお母さんが一緒に手伝いながらできるよね。でも子どもは野間小に通ってるよっていうところもあります。

いろんなところで組織であったり、いろんなものを総体的に見直していかないと、ただ単にそれをあれすればいいんじゃないですかっていう、御意見に対して、それはそうですねってなかなか言いにくい要素も多いというふうに考えます。私は。

そういうことでデメリットという言葉を使いましたけども、そういうふうなことを思っております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今、例えた例をちょっと聞いてると、今のあくまで例えなのでなんですけど、実際にその校区の学校に行きたいのであれば、その校区の学校行くと思うんですよ。

校区外に行かせたいっていうのは本人の希望であり、親御さんの希望です。まさにそれが民意と思うんですけど、そこが果たして弊害と言われるものになるのでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 弊害とまではいきませんが、それが民意で合意形成がなされるものであれば、それは校区からの御意見が出てくれば、我々行政サイド、行政サイドというか教育委員会サイドが考えて、しっかり対応しないといけないことだと思います。

ただ、そこが合意形成なされるかどうかというところが、我々は非常に疑問であり、リスクな部分なんだろうなというふうに思いますので、そこは熟考した、そういった校区での協議とか、そういったことがしっかりとされるべきものであって、行政が勝手に、もしくは教育委員会が勝手にそれを議論を先行して進めていくっていうのは、筋がちょっと違うということでございます。

ちょっと例えの話の仕方が、自分も上手にしゃべれないのであれだったんですけども、そういうような思いであります。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 分かりました。次の質問をさせていただきます。

この質問、趣旨としては、今中種子町内でうみがめ留学制度というものが取り入れられてるんですけど、こういったですね、今後町が考える小学校における少子化対策、今やってる政策だったりの見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 少子化対策というのは、学校分野で検討する問題ではないのだろうというふうに考えます。

小規模校対策という考え方になりますと、教育委員会のほうで今やっているというところに関しましては、当然、小規模校においては学年集団での共同学習であったり、体験学習など年間を通して計画的に実施をして、学年を超えた集団の中で多様性に触れることができるようにというようなことをしております。

また、テレビ会議システムであったり、オンラインシステムなどを活用して小規模校同士で、遠隔合同授業などの教育活動を実施をしたり、また、小規模校の児童が一堂に会して合同交流学习なども行ったりしているというところがございます。

また、中種子町の学校音楽祭であったり、中種子町小学校陸上記録会などを開催しております。

小規模校の児童が集団の中で切磋琢磨する機会、環境というのを整えているところです。

そのような取り組みを推進していくことで小規模校が抱える、その競争とか、いろんなその同学年でのたくさんの人数が必要なスポーツであったりというようなことを解消、軽減するようなことをやっているところです。

また、先ほどお話がありましたように星原小学校、また岩岡小学校で行っているうみがめ留学などがございます。

他県からの留学生、これが留学生を送ることができるように、各校区の実施委員会が中心となっておりますが、教育委員会が事務局として、学校と協力して運営を行い、各実施委員会が企画どおりの留学制度運用を図ることができるように、現在、教育委員会としては支援を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 答弁ありがとうございます。今、うみがめ留学の話が出たのでちょっとそこ掘り下げたいんですけど、これうみがめ留学、今現状で何人ほどの留学生が留学してるのか、今現状分かれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今現在ですね、令和5年度が、岩岡小が7人、これは里親留学が4名、家族留学で3名、星原小で2名家族留学、令和6年度の予定でございますが、岩岡小学校が5名、里親留学が1人、家族留学が4名、星原小学校が3名家族留学でございます。

毎年10名程度、これまで受入れを行っているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ある程度10名って結構多い数だと思うんで、大分頑張って受入れをしてるのかなと思います。

その一方でなんですけど、留学生を受入れ、特に家族留学、里親、いろいろ違いはあるんですが、これ今現状としてその留学生が居住する住居、こういった整備は現状なされているのか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 里親留学というのは里親の家に住むので、住居に関しては問題はないのかなというふうに思っております。

また、家族留学につきましては、エアコンであったり冷蔵庫などの白物家電とか言われるものに関しては町からの支援で一通り揃えております。

生活できる環境としては整っているのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。ありがとうございます。ここはちょっと今のいろいろ考えたところの提案にもなるんですけど、さっきの校区、小規模校の校区の問題なんですけど、今、住環境っていうのが、馬毛島の工事だったりも伴って非常に厳しくなっています。

ここで施政方針の中でも、定住促進や交流対策などを巻き込んだ体制の整備充実の検討が急務と思われましてというような施政方針のほうで発言をされておられました。

これ、ちょっと1つ提案なんですけど、小規模校にも、各公営の住宅なんかがあると思うんですけど、ここを優先して整備をして受け入れる人っていうものを広げて、特に若い人だったりですね、そういった施策をしてみたらどうですかね、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 住環境の整備、家族留学に向けた住環境整備という先ほど来、申し上げております里親留学に関して住環境というのは、その里親さんの自宅に宿泊しながら、ともに生活をし、他人の釜の飯を食べて1年間過ごすという非常に特異な経験をして帰っていかれる。つながりもできる。

また、自分の実親とは違う教育方針、そういったものもあり、様々な学びをして帰っていかれるんだと思います。

家族留学につきましても、各岩岡、星原に関しては、民間の空き家等があれば、それに対する改修費用等の措置はそれは行う計画でおりますし、それはもう家族留学に限らず、そういう改修に関しては幾らかの、幾ばくかの費用を町としても、空き家対策ということでもしておるところでございます。

そういったところで町で、家族留学用の住居建設というよりは、やはりこれから先は民間でやってもらったほうが効果的なのかなというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

ただ、いまの私が提案した話はあくまで公営住宅の話です。空き家とかではなくて、今既存する公営の住宅の整備を促進することによって、入居者って多分増えてくると思うんですよ。

なので、そこを一度集中的に整備するっていうのはどうかという提案です。そのうえでちょっともう一度見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 公営住宅となると、これもう全く私の考え、主観で提案をさせていただきますと、やはり町営住宅、公営住宅となると家賃の問題、いろんな問題というのにどうしても制限が出てきます。その家族留学のみというのは、当然私頭の中にございませぬ。

専用というのは、町営住宅ということでしょうから、そういったところではいきますと、建設費用であったり、今申し上げた家賃の問題であったり、入居資格に関して、どうしても制限が出てくる場所があります。

低所得者を優先します、こうしますというような制限があって、これ町営の場合は、基本的には、低所得者向けというふうなことであるだろうというふうに思います。

そういった意味で、地域の家族留学のみならず、例えばIターン、Uターン

した方が住むため、例えば東京に住んでました。所得もいっぱいあります。東京とリモートで仕事をしていますっていう人たちが入れるとなると、やはり民間でつくってもらうのが1番いいのではないかなというふうに考えています。

特に、増田の今の区長さんともいろいろ話をしていたところです。できれば校区の土地に、校区で建設をして、校区で管理をしていく、幾ばくかのそういったところに関して町の支援は出来ないわけではないということになるのだろうと。ただ、例えばその校区が、起債をして、その償還が終わった後に入ってくるお金というのは、校区の運営費にもなっていくんではないかというようなことも考えます。

だから、そこはちょっと慎重に検討していかないといけないところであれ、ただ町が町営で何かをつくってしまうっていうことが、ただ単にそれがいいことなのかどうなのかっていうところも含めて検討していかないといけない部分なのだろうなというふうに考えております。

校区で作ったりとかできると、非常にそのあとの運営費、また整備、そういったのも校区民が集まって、住宅周りの草払いをしようとか、そういったところで自分たちが管理をしていく、そしてまた自分たちが、最終的な家賃収入として、校区の運営費に充てていくというようなやり方っていうのは、校区の中で入居者を決めていく、そういったところも地域の活性化につながっていくのかなというふうには考えているところです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。ふるさと納税についてです。

質問の文章としては、ふるさと納税の町の収益額について説明を求めるなんですけど、これ収益じゃなくて寄附金額ですね、現状今いくらほど寄附金額があるのか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 収益額という質問だったもので、ちょっと待ってくださいね。寄附額を説明をいたします。

平成30年が1億5,700万円、令和元年が6,100万円、令和2年が9,800万円、令和3年が7,850万円、令和4年が6,600万円、令和5年が5,700万円という寄附額で推移をしております。四捨五入しております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の寄附金の金額を聞くと、かなり上下はあると思うんですけど、過去に1億5,000万円ほどの寄附金額をいただいていたのに、それが今5,000万円ほどまで下がってる。この要因といったものがあれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 平成30年度までは、返礼品として様々なものが認められておりました。

ところが、皆さん御承知のとおり各市町での総務省からの指摘等があったう

えで、問題になったりするような市町もございました。

そういったところで制度改正などにより、本町でも該当していたものとか旅行券であったりとか、ギフト券であったりとか、そういったものすらも出来なくなっております。

そこら辺で、ちょっと落ち込みが激しかった部分もあるんですが、直近ではやはり安納芋の生産量、これが約半分近くに落ち込んでおります。

安納芋は本町の返礼品としては人気の品物ですので、これが相当ダメージを受けているのかなというふうに感じているところです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） なかなか今、結局ふるさと納税の返礼品が安納芋に大分偏っているといったところがあるのかなと思います。

これ確かに、このふるさと納税の返礼品を出す事業者は、現状どうしても中種子町でそんなに多くはないというのは認識しているんですけど、この事業者を増やすような施策ですか。言ってみれば、スタートアップにだったりですね、そういった施策は町としては何かやっというとは思っていないんですかね。町長の見解をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 従来より加工品のボリュームっていうのは、ある程度のロットが要るんだろうというふうな皆さん認識ですが、現状としては、ロットが多くななくても、在庫切れというようなやり方で対応している市町、また本町においても安納芋等に関してはそういうような対応をしています。

ですので、小規模でもいいのでできるものっていうのは出してくださいというお願いはしておりますし、それが特産品に結びついていく部分もあるのだろうというふうに考えておりますが、新たにスタートアップという考え方っていうのは、今この観光関係含めて、馬毛島関係で宿泊施設が取れない、そういったところも若干あるものですから、馬毛島が一段落というか、落ちついたところでは軌道に乗るような形づくりは、当然検討すべきだし、今様々な企業さんとも検討は始めているところです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 中種子町内の事業者を新たに発見したり、つくっていくというのは確かに行政だけでは、なかなか難しいと思います。

これ、ふるさと納税の返礼品の規約の中で、確か例えば、中種子町内で収穫した安納芋を島外で加工したのも恐らく返礼品の対象となつたと思うんですが、これはどうですかね、ちょっと分かれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これまでの町内事業者または個人に限定しておった返礼品登録業者を町の要綱を改正して、町内産の原料などを町外、島外で加工・販売している事業者も登録できるようにしておりましたので、原料の割合にもよりますが、例えば安納芋を原料としたお菓子など加工品を島外の事業者から直接配送できるようになっております。

返礼品のバリエーション増に加え、配送料の低減にもつながるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

また、町内のサトウキビを主として扱う業者さんが、ラム酒を製造・販売ルートに乗せられるということで、これもふるさと納税の返礼品として期待しておるので、頑張ってくださいというお願いはしております。

ひとつひとつ掘り起こしながら返礼品の数を、アイテムを増やしていければというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。先ほどのところで結構、次の質問に関連するんですけど、このふるさと納税での収益性といいますか、寄附額を向上させるための施策として、町は今どのように考えているのか見解をよろしくお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 平成20年に制度が開始されております。

令和4年度実績で全国1,788自治体で約9,654億円の寄附がなされております。その額は年々増加傾向でございます。自治体間での競争も激化しております。

国による返礼品基準の見直しや経費率の規制、こういったものも順次なされて、現在に至っているところでございます。

令和5年の10月にも制度改正がございまして、地場産品の厳格化の改正により、今年度予定していた新規返礼品、これは町のマスコットのベニーちゃんを印字したゴルフボールとかバッチ、それからエコバッグなどを予定しておりましたが、経費率の見直しによる寄附金額の値上げもあったことで、本年度は想定していた寄附額に届かない見込みとなったところです。

主力となる安納芋も、先ほど来、申し上げておりますように基腐病による生産量の減少は、ふるさと納税の返礼品としての供給に制限せざるを得ない状況でもありました。

また、町内事業者または個人に限定していた返礼品登録業者を町の実態を改正して、町内産の原料、そういったものを加工・販売、町外、島外で事業者も登録できるようにしました。

そういったところで考えますと、これからまた返礼品のバリエーション増というものには力を入れながら、少しでも多くのふるさと納税寄附金というものを募るような方向で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、このふるさと納税の寄附金額、歳入というんですかね。これって多分、非常に町の自主財源としてかなり大きい財源にはなるのかなと思っております。

結構私は重要な事業だと思っていて、これって今現状、行政職員のほうで人員配置とか、これはどうなってるんでしょうか、教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ふるさと納税担当は1人配置しております。それを係長が補完しているというような状況です。

企画課のほうで配置をしておりますが、課全体でもそこはしっかり協議を進めているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） この人員、ちょっと人事のところなので私が言うのもあれなんですけど、もう少し増やしてもいいんじゃないのかなって個人的に思うんですよ。

なぜならばというところで、やはりふるさと納税の収益、寄附金額を上げるために、そこに人手を費やすっていうのは多分、非常にコストパフォーマンスから見てもいいと思うんですけど、どうですか。人員増員等検討してみてもは。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状として、人材不足は、どの産業界も一緒でございます。我々行政においてもなかなか以前の一般質問でも述べさせていただきましたが、採用試験の受験者数は以前のようにうまくいかないというような現状もございしますが、そういったところでは総務省であったり、そういったところのフェロー等を活用して、掘り起こし等の検討も進めていきたいと思っておりますし、ふるさと納税の企画立案の勉強会にも職員も派遣させておりますので、そういったところを起点として、動かしていければというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 確かに人が足りないというのは私も十分認識しているところではあります。

ただ、しかしながら、この部門って行政職員の中での唯一の営業職だと思っています。

普通公務員は営業等ないですけど、この部門に関してはどうしても事業所と直接やりとりをするといった性質上、そういった要素が出てきます。

なかなか、この営業というものは、実際やったことあるんですけど、もう1年2年で身につくようなものじゃないです。

はっきり言って3年目以降ぐらいからやっと軌道に乗るような性質を持っています。

なのでここ、確かに人員配置の長短等を考えると、ある程度の期間をその人員を置いて、また次の人員も成長させるための期間というものも見据えながら人員配置をしていくというのが、非常に今後ふるさと納税の寄附金額を上げるうえでの大きな指標になると思っておりますので、そういったところでちょっと、このあたりも検討してみたらどうですかね。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今、係が1人と係長ということで会計年度任用職員も配置して行っておりますので、担当としては1人ですが、課全体でも商工観光も含め、一緒に取り組んでいる分野であります。連携がとれている部分も多々ありますので、今の状況でもう少し頑張ってもらいたいような方向で考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

以上で本日の一般質問を終わらせていただきます、ありがとうございます。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時5分からといたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時01分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 次は、秋田澄徳君に発言を許可いたします。

3番、秋田澄徳君。

〔3番 秋田澄徳君 登壇〕

○3番（秋田澄徳君） こんにちは、3番秋田でございます。早いもので、去年の統一地方選挙からそろそろ1年を迎えようとしております。

まだ新人議員でありますけれども、町民の皆様には、かねてからいろいろお世話になっておりますことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私はかねては、前口上はしないんですけれども、今日は質問の前に最近の新聞記事を少し紹介させていただきたいと思っております。

先日、日本農業新聞を開いたところでしたけれども、西日本版の各地の話題コーナーに南種子町の農家の方の記事がありました。これを紹介いたします。

御本人は農地利用最適化推進委員でありまして、耕作放棄地を解消する目的で、路地バナナを栽培しているものでありました。荒れ地を整地する必要もなく、初期投資がかからないバナナに着目したようであります。

現在は、5反歩で3,000本を植栽しており、そして、地元の若手農家や地域の方々に興味のある方には苗を分けてあげて、そして仲間を増やして、同町の耕作放棄地2ヘクタールをこれで解消したということでありました。

路地の国産バナナというものは、受給率が低い。伊豆諸島が産地ですかね。そういうところも含めたときに、今後は夢が持てるというふうに御本人が語っております。味にしてはもっちりして、かみ応えがあり、かむごとに口の中で甘味が広がると。こういう絶賛、評判がいいということでもあります。そして現在、販路を模索中であるということでもあります。私は旧来の仲でありましたので、すぐに電話をしました。そしたら苗を分けてあげるから、そして作り方も教えてあげるからと。それで年中収穫ができる品種であるということ、中種子でも広げてくれやと。仲間を増やそうから。穴掘って埋めるばかりやから簡単じゃら一やというふうなそういうことで彼らしい話し方だったんですけれども、この町でも今直面してる耕作放棄地問題、こういうのに彼は先進的に取り組んでいるなあということで感服いたしましたし、また彼の話の伺って、元気が出たところでありました。

やはり私も、これにちょっとチャレンジしてみようかなというふうに思いまして、胸がわくわくしたところでありました。こういうわくわく感というのは必要だろうというふうに思ったりもします。

以上、記事の紹介でありました。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきますけれども、今日は大きく、2つ質問をさせていただきます。

まずは、硬質プラスチックハウス移転改築工事についてでありますけれども、農林水産課が2月に発注している野間地内、松原山ですけれども、ここの硬質プラスチックハウス移転改築工事の概要と今後の運用についてであります。

先に工事の概要について町長に伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あとの質問については質問席から質問させていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 秋田議員の質問にお答えいたします。

まずバナナのお話、私も農業新聞を見て、いいなあというふうに思ったところで、なかなか行政が、これをやれあれをやれっていうのはなかなか厳しい要素がある中で、それを秋田議員が知り合いということで、中種子町でも広げていきたいという思いがあるということに、私もわくわく感を今感じたところでございます。

御期待申し上げますので、ぜひとも地域のリーダーシップを発揮していただいて、頑張っていただければなというふうに思うところでございます。

まず移転改築工事の概要ということでございます。

工事件名が松原山育苗ハウス敷地造成工事で、令和5年の11月14日から令和6年の2月29日まで敷地の造成工事をしております。

工事内容としては土工、法面整形工、客土工、排水工などとして、硬質塩ビ管200の敷設であったり、溜め枡の設置、また道路工として軟岩の敷き砂利をしております。準備工としてハウス敷地伐採敷きというふうになっております。完成検査としては6年の本年の3月1日に実施済みでございます。

造成工事完了後のハウス工事につきましては、工事件名硬質プラスチックハウス移設改築工事で、令和6年2月5日から3月26日までの51日間を工期としておりまして、幅9メートル、長さ66メートルの3連棟、面積が1,782平方メートル、硬質プラスチックハウスでございます。

年度内の完成を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 町長すみません、今、ハウスの規模、9メートル掛ける66掛ける3連棟ということでしたけど、面積はいくらでしたか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 1,782です。

- 議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。
- 3番（秋田澄徳君） 1,782平米ということですが、実際に使われる、いわゆる有効面積、これについてはいくらでしょうか。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 利用方法にもよってくるのだらうというふうには思いますが、これは総面積ということでございますので、それより若干数字が減るところで、専有面積、実際の使用面積というのはその品種、物によっては違ってくる要素があるのだらうというふうに思っております。
- 議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。
- 3番（秋田澄徳君） 品種によって違うという話も分かるんですけども、実際にハウスを建てますよね。
- そうするとハウス自体の芯から芯の面積がありますけれども、それが1,782でしょうから、実際に、ハウスの中で仕事をする、苗でもつくる、育苗になると思うんですけどね。
- そうしたときの実際に、例えば安納芋の育苗をしたときは、これぐらいの育苗面積が確保出来ますよとか、そういうものがあつたら教えてもらいたいということです。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 運用計画については、ちょっとJAさんと協議をして契約を進めていきたいというふうに考えておりますので、JAさんの使い方次第によってくるということでございますので、その面積自体を多くも言えませんし、少なくとも言えないといったところで御理解を賜ればと思います。
- 議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。
- 3番（秋田澄徳君） はい、分かりました。
- 昨年の9月議会において、この工事の発注方法について伺っております。
- 硬プラハウスで施工実績と指名実績がある地元業者、つまり、中種子町の建設、建築業者への受注機会を確保するために、町内の業者を指名して、競争入札で執行していただきたいというふうに私申し上げましたけれども、町長の考えとしては、予算を可決していただいておりますので、慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますと答弁をしておられます。
- 結果、宮崎県の業者さんとの契約、随契になっておりますけれども、これが慎重に検討された結果というふうなことを、こういう解釈でございませぬか。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） はい、そのようなことでございます。
- 議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。
- 3番（秋田澄徳君） この入札の執行についてですけども、随意契約ですよ。指名委員会的时候には、他の委員から、メンバーからですね、これに関する随契以外の意見とかはなかったのか、お伺いたします。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 副町長が指名委員会の委員長でございます。

副町長に答弁をさせます。

○議長（迫田秀三君） 副町長。

○副町長（阿世知文秋君） 指名委員会においてほかの委員からそういう意見はございませんでした。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 町長に伺います。

随意契約の根拠というのは昨年から申しておりますように、去年も申しましたけれども、特殊性としてアルミ素材の部品が製造されていて、これをこのハウスには使うということでありましたけれども、改めましてですね、どのような部品で、分かればその名称、そしてどこに使うのかそこを詳しく説明いただければありがたいです。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、ちょっと係の者がここに在籍していないので、これにつきましては、後ほどまたお知らせできるかと思いますが、積算していくうえでの歩掛計等考えましたときに、やはり発注となりますと金額も上がってくるということ、それからまた新品ではなく、設置した者のほうがというのもございます。

そういったところを総合的に判断したというふうなところでございます。

部材の名称等については、今現在ではちょっと、お答え出来かねることをお許しいただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 部材について分かりました。

私の主観ですけれども、そのような部材の関係ですが、例えば今回の部材は、鉄鋼会社が製造した製品を事業所が調達して、それを現場に合わせて加工するという認識なんです。

ですので、部材部品の製造ではないと思っっているんですけれども、また一方で、公共事業では、こういう部材については同等品以上を使用しているということで、これ共通仕様書、特記仕様書には明確に記載されているところであります。

そういうことではないということですよ。町長。宮崎の会社が、製造している特殊な製品を使っている部分があるということですよ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういうふうに考えております。

部材を受注、受注というか入手して、それを加工して、それに合わせてつくっているというふうに認識をしております。

間違いがあれば御指摘ください。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 製造と加工は違うと思うんです。ですから、加工はどこの事業所でもできるんですよ。

製造は、今回ハウス建設を請け負っている福栄さん、この会社が製造した

部品を使うというふうに町長が去年の9月からおっしゃってますんで、そういうことなんでしょうという確認です。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、そういうふうに認識しております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） そこでなんですけれども、今担当者がいないということで分かり得ないかもしれませんが、その製品は、特許製品なのかどうかというのを今日聞きたかったんですけれども、分かれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 特許があるかないかのところまでは判断をしておりませんので、報告をさせていただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） もうひとつなんですけれども、9月議会で回答いただけなかった質問なんですけれども、今話が出てる部材、それと部材を施工するためにかかる経費、これの部材プラス施工経費ですね。

これは、この工事の直接工事費の何割にあたるのかというのを9月にお伺いしたんですけれども、9月の時点では、まだ準備段階だから分からんということでしたけれども、今は執行しておりますんで、内容は分かると思うんです。

分からなければ、後でもいいんですけれども、お願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、後でお願いします。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 町長に。今回は随意契約ということで、宮崎県の業者さんと契約しております。

町長が述べられる特殊性、いろいろありましたけれども、これを除けば、中種子町内におられる土木、建築事業者、こういう方々も今回のハウス工事はできるという認識はございますか。お伺いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 可能だとは思いますが。ただし、移設をしてくる部分というのもございますので、そういった点では非常にやりにくい部分はあるのだろうなというふうには感じます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 解体・移設、これは9月議論した件ですから、もういいんですけれども、今の町長の見解をいただいたところなんですけど、地元の業者もできるという結論ですよ。

私としてはですね、地元優先で、地元が発注して、真に特殊な部分があれば、その会社から調達して使えばいいし、また技術的な部分も必要であれば、そこは部分的な下請、これもオーケーだと思っているんです。

そういうことも含めてですね、中種子町内の業者さんを育成するうえからも、それから受注機会を高めていく、そういう意味からも、町内業者を今後はぜひ

指名していただきたいというふうに思っているところです。

次にですね、今後の運用についてお伺いをいたします。今後の運用計画はどのようになっていくのかということでもあります。

これについて町長をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今後の運用計画ということでございます。

町のほうで譲り受けた、譲り受けたと言ってもお金がかかっているから買い受けたというふうな発言にかえさせていただきますが、町有財産というふうになります。

その運用につきましては、育苗等、管理の実績、供給体制、そういったものが一連の中で整っている。先ほども話しております、J A種子屋久農業協同組合さんと貸付契約を締結するという予定でいるところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） J Aと貸付契約をされるということですが、J Aとは、具体的な貸付けに係る協議等々は済んでいるんですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい進めております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） ではJ Aとの協議の中で、具体的な運用、活用計画が、具体的な部分が出てきているのであればお示しいただきたいと思っております。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中でどのようなものをつくっていくかということに関しては、まだ決定的なものではございませんが、それに応じた附属設備、そういったものを検討する必要もあろうかと思っておりますので、そこら辺に関しては物ができ上がり次第、また、その利用価値の高いところから検討されていくのだろうというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 附属部分を検討していくということでありましたけれども、ハウス内の中の附属施設についても町がやっていくんですか。

お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これに関しては運用時点で、運用サイドがいろいろなものを考えて、いろんな施設、設備、整備していくというようなイメージを持っておりますし、現状として我々、買い受けた、譲り受けたハウスの現状の状態ということでございます。

中に例えば、ヒーターであったり、何かそういった給水施設であったりというものは、運用サイドで検討していただくというような形になろうかと思っております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） では運用サイドでやるということは、JAが中の施設については設備していくという解釈でいいわけですよね。どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 要は、その施設に関して、町はお金は出すのか出さないのかっていうことですよね。ということではよろしいでしょうか。

だから、町で箱物を作りました、それをお貸しします。あと中に関しては、JAさんのほうで御検討くださいということで御理解をいただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 了解いたしました。貸付けについてですけれども、貸付期間を切っているのか、または期間を切らずに契約をしたときには、毎年の自動更新、こういう契約方法になるのか。

そこを教えていただきたいのと、貸付料は、いくらになるのかということですね。そこまで、3つ教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まだはっきりと決定をしたわけではございませんので、物ができ上がり次第、協議を進めていくということではございまして、完成次第、JAと、来年度になろうかと思えます。その契約を締結していこうというふうに考えております。

物自体は、やはり1、2年で壊れるようなものではないというふうに思っておりますので、そこは長期の契約をJAのほうにはお願いをしていきたいというふうに考えております。

ただし、賃貸借料に関しては、あまり過度にならないように、農業支援という形も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 契約関係については、完成してから進めるということですね。

賃貸料については、できるだけ安くという意向ということですね。分かりました。

次に維持管理について、伺います。本体にかかる維持管理ですけれども、これについては、持ち主は町ですね。ですから通常、建物とかは、通常持ち主が行いますけれども、また何らかの起因で、補修であったり修繕とか、そういうものが発生したときは、町長まだ契約がこれからですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私の現時点での考えということではよろしければ、維持補修等の経費を一括したその賃貸料の中に組み込んでいくべきだというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 要するに賃貸料に後年の維持補修費、これも含めて載せて

いくという、そういう賃貸の仕方をするという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私の伝え方が下手なのか何か分かりませんが、妙な感じになっているんですけど、要は、建物を貸しますよと、あと維持補修は農協さんでお願いしますというお願いをしていきますというだけのことです。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） ゆっくり話しますね、本体は町の持ち物ですよ。本体にかかる維持補修、これもJAさんにお貸しするので、JAさんでやってくださいよとそういうふうになるんですか。はい、お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 詳細の契約を現時点で私が言及するのはちょっとおかしな話なのかもしれませんが、例えば散水の設備であったり、いろんなものっていうのはJAさんにさせていただきます。

もし仮に何かがぶち当たって硬質ビニールプラスチックが破けたとした場合は、そこ張り替えというのは農協さんでお願いしますという契約をしようと私は思っています。

それが例えば、カライモの育苗に使うものであれば、そのコストが育苗の苗の金額になるべく影響を与えないようにするためにも、賃貸借料としてはそんなに高くは取れませんよねっていう思いでいます。

ですので、契約というのは、そのような形で進められたらいいというふうに私は考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） よく分かったようで分からんような感じですけども、次にいかせていただきます。

このハウス設置についてですけれども、町の単独経費が昨年からですけれども、約4,000万円ほど投資されるということになりました。

ここでハウス自体はJAさんに貸し付けるわけですけども、それで生まれてくる効果、これについて算定ができていれば教えてください。数字でなくても結構です。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 数値的にはちょっと、私の知り得る範囲では、なかなか説明出来ない部分がありますが、現実的にハウスがあった場所は、JAさんが解体工事をなされております。

それって解体した後はどうするのっていうことになってきますので、そのあと新たに同じようなビニールハウスを設置するのであれば、それで、JAさんが、設置ももうもったいないからやめますというようなことであれば、安納芋だったりでん粉原料用のカンショであったり、いろんなものの育苗っていう施設がなくなるということで、ちょうど前から何度も説明をしておりますが、1月か2月の強風で、ハウスが崩壊したというようなところで、そこに設置をしましょうということでございます。

そしてまた、町長は、話がうまいからと秋田議員は前のときも数回おっしゃったんですけど、話がうまいではなくて、現実的に、そして聞いてなかったという話もあったんですけど、その譲り受ける方が農業振興に役立ててくださいということで、譲り受けた、譲り受けたじゃなくて買ったんだというふうな声もございましたが、そういったところで有効利用が図れるものというふうに考えております。

また、ハウス自体の設備等についても農協さんも力を入れていただけるものというふうに考えておりますので、より効果的な育苗等が出来ていくというふうな判断を私としては今現状としてしているところです。

効果の数値としての表現が出来ないのは、お許しいただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 効果という話を出しているんですけども、事務方ではですね、予算を組むときに効果費用というのがありますから、そこでは、それぞれしっかりつくられてはいると思います、書かれてはいると思います。

そういう情報があれば町長も、その中で額面的なものも答えられたかもしれませんけれども、今後有効利用していくということでもありますけれども、もう時間もないんですけどね、質問の最後です。

今の松原山に、このハウスが移転する前、松原山に移す前に、農業公社のハウスが第1候補であったのではないかと思います。

農業公社の今の長谷のハウスの現状を見ますと、そうですね、もう支柱、骨材、屋根パイプ、これはもう相当腐食が進んでおります。

作業員が転落をしたということも我々も聞いているんですけども、見た限りもう毎年の応急処置も手当も、もう限界に来てるんじゃないかというふうに思うんですけども、あのハウスが倒壊してしまえば、育苗は出来ない、米の苗は出来ないということになるんですけどね。

でも、稲作農家の育苗要望には応えなければならないという公社の立ち位置です。ですので、このハウスが壊れちゃったから、育苗を請け負えないから、利用されてる農家に今さらハウスをつくって育苗してくださいよってのは、これ言えませんよね。

ですから、何とか早い時期に向こうの対応もしていただきたいというふうに思うんですけども、町長は施政方針においては、対策を検討するというふうに話しておりますけれども、できる限り、計画も上がってきてるとはちょっと今日聞きましたけれども、早急の対応が必要じゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これは数年前からいろいろな協議を公社のほうの理事会、評議員会でも検討しており、幹事会の中でも、そういった協議はしてきております。

そういった中では、水稻育苗に関しては、まず水稻部会の皆さんの意向調査、そういったものを農協さんのほうに考えてみてくれというところもお願いを

しているところがございますし、また農協さんもどのようなイメージで水稻育苗施設を考えているのかというところも含めながら早急に対応すべきものの1つであるという認識は議員が考えること、また以前池山喜一郎議員のほうからも質問もあったところがございますので、水稻の育苗というものに関しては、早急な検討、そしてまたその対策、措置が必要になってくるのだろうというふうに思っておりますし、もう既に協議は進めておりますし、計画、その主体がどこの事業主体がどこになっていくのかというようなことまで含めて、1回原点に立ち返って考えるべきものでもあるというふうに考えているところがございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） J Aのほうとの協議もできるだけ早く進めていただいでですね、早めの対応っていうのが求められていると思いますので、これはよろしくお願いしたいと思っております。

次に令和6年度施政方針についてお伺いいたします。施政方針全般においてでありますけれども、町長が特に優先すべき施策、事業等についてでありますけれども、これについて答弁を求めます。

簡潔にお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 施政方針の中で述べたもの等に対して、全般的に優先されるべきものなどだろうというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） その中で特にというのを1つでよろしいですから挙げていただければ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 特にひとつと言われると、これも困るところでございますが、やはり当然、本町の基幹産業であります農林水産業、そういったところでは今、議員から話が出たような育苗の問題であったりとか、様々な農林水産業の分野においても再検討していったりとか、ベースをちょっとつくり変えていけないといけなかったりとか、就業、就労人口の問題、人手不足の問題、いろんな問題というのを全般的にやはり検討しながら、一步でも前へ進めていく必要がある、特に力を入れていく部門の1つであるだろうというふうに考えております。

あともう1つ言わせてもらおうと、やはり子育て支援であったり、高齢者の介護支援、健康づくり、そういったところなのだろうというふうに考えています。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） そうですね、最後に出ました子育て支援、これについては、やはり、この町の将来、それから大きく言えば日本の将来を担ってくれる方々のことですので、しっかりやっていただきたいというふうに思うところです。

次に農林水産業の方針に関してでありますけれども、生産現場の現状を踏まえた施策、これについていくつか挙げられるものがあれば、挙げていただきたい

いというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず現状としては、肥料の高騰であったり、燃油の高騰という中で、全産業にわたって非常に厳しい経営を強いられておるということは、もう皆様御承知のとおりかと思えます。

そういった中で特に農林水産業に関しましては、サトウキビ、でん粉原料用カンショ、また安納芋等、特にこの芋系に関しましては、基腐病の問題、そういったものもございます。

畜産においては、子牛の価格が昨日もセリがございましたが、中種子町は、合計で4,039円の増というところで、前回比ですね。そういったところで、4万円だったらすごく喜ぶんですけど、ほぼ横ばいというような状況の中で、飼料が高騰しております。

そういった中で、やはりそういったところに対しての支援というのはまたデータ、状況を見ながら対応していかないといけないというふうには考えておりますが、国のほうにも強く要望しておりました、いわゆる畜産に関しましては、国のほうも積極的に対応していただいております。

セリ価格、九州ブロックの平均価格を下回った場合の給付金、そういったものも令和5年の1月からは、より手厚くなってきておりますので、とにかくもう町単独の予算でというのも、莫大な金額になっていきますので、我々は、そういったところでは、国に対してその事業の継続、そしてまた、もう少し幅を広げてもらうお願いを随時、お願いをしていきたいというふうに思いますし、とりあえず令和5年度に改正があった分の幅が広がった分に関しても、お礼も伝えながら、またしっかり、これ以上の手助けをいただけるようお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、全般的にはいろんな事業を起こしております。

予算委員会の中で御検討いただいた部分もあろうかと思いますが、どうしても基腐病も含めたサトウキビ、でん粉原料用カンショ、安納芋、その他の作物の基本である土づくり、これに関してやはり大変なのだろうと思えます。

そしてまた、化学肥料を適度に施肥するということが基本なんだろうというふうに、農家の皆さんの話をお伺いしても、そのような話でございますが、いかんせん、この地元でできる堆肥、でた堆肥というのは知り合いに配ったりとか、いろんなことであるんですが、やはり量、ボリューム的にやっぱり鹿児島から輸入してこないといけないというところで、この海上運賃をどうしても軽減してもらうということを今、有人国境離島措置法に載つけられないか。もしくは過疎法、新過疎法に載つけられないかということで、県の町村会並びに県の離島振興協議会等をお願いをして、早急に対応してもらえようようなことが出来ないかということやっておりますので、こちら辺についても強い要望活動をしっかり続けて、一刻も早く1円でも安い堆肥が、農家の皆さんが散布できるように、頑張っていく必要があると。

あと、事業で土壌改良の事業があって、これも秋田議員十分、その効果につ

いては十分認識されていると思いますので、若干経費がかかるかもしれませんが、そういったものを国の補助事業もあります。

そういったところをどんどん活用していただいて、土をまずつくってもらうということも、農業の振興には役立つことではないかなというふうに考えておりますので、そういったところを全般的に私はしっかり頑張りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 最後になりましたように、堆肥、土づくり、これ非常に大事ですので、やはり各種事業を入れて取り込んでですね、やっていただきたいというふうに思います。できる限り安価なものを求めて、やっていただきたいと思っているんです。

この施政方針の中で、期待していたことが1つあるのですが、総合的なプロジェクト、これについて町長もこれまで何度か述べてこられておりましたけれども、この記述はなかったんですが、予算については、農業振興費の中に農業プロジェクトチーム会議、これの報償費が38万4千円計上されておりました。

昨年末にチームを結成されて動いておられると思うんですけども、これについても非常に時間のかかる仕事かもしれませんが、やっていただきたいというふうに思っているところです。

大変申し訳ないんですけど、11分しかないので私のほうで、私の思いを町長にちょっと伝えたいと思うことと、あと、問題提起と課題提起をさせていただきますので、お許しをいただきたいと思いますが、よろしいですかね。

プロジェクトについてですけども、次世代に続く壮大な思考の中でやっていただきたいというふうに思うところです。

現在、我々が住んでいる地球、これ実存する我々ですけども、宇宙年と言えば流れ星のようなものです。

我々この現生を、人生100年と言われますので、人生100年任せられているだけのことで、農地などについても、この時間を地球から預かっているんだという、このことだけではないかと思っているところです。

この町、この島、この日本国は、地球がある限り存在するというふうに思います。また、そういうふうに思いたいところなんですけれども、将来に向けて、今何をすべきなのか。大きなスケールが必要ではないかというふうに思っております。

地球のことを考えますと、SDGsも含めて、今やることから、1世紀先まで思いを馳せていただきたいというふうに思うところでもあります。

先ほど町長がいろいろ畜産の関係とかもう述べましたけども、安納いものことも述べました。

農業の現場では高齢化の進行で離農後の継承者の不足、これによる遊休地の増加が進んでおります。

生産意欲の拡大、これを目指す農家は、区画、それからアクセス、こういう

条件がよい農地は借りてくれますけれども、逆に条件不利地、狭小な農地、こういうところは、何とかしてはあげたいけれども、非効率で借りられないというのが現状です。

しかし、ある人は、荒らすわけにはいかんからカライモでもつくろうかという、そういう状況もあるわけです。

また、畜産現場においても飼料、資材高騰の影響を受けて、高齢、少頭農家などの飼養廃業に拍車がかかっている。これが現状であります。

本町の農畜産業の持続性が失われてしまう。そういう待ったなしの状況に突入してきたというふうに考えます。

今回のプロジェクト会議で、本町の農畜産業分野の存続を含め、農家の皆さんが胸に希望の持てる施策立案を期待しておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

次に時間がありませんけれども、予算についてでありますけれども、これは問題提起をさせていただきたいと思います。

でん粉原料用カンショについては、町長の説明の中では、作付面積の減少を抑制するために、生産者支援の取り組みやでん粉工場との連携などによる取り組みも進めるとこういうふうにあります。

これについては、先ほどありましたように、生産者の支援については土づくり、育苗ハウスの資材等支援、バイオ苗の供給、こういうものがあって、メニューがいっぱいあります。農家はとても助かっておりまして、ありがたいことであります。

一方、これが問題なんですけれども、サツマイモ生産に係る国の交付金、いわゆる甘味資源作物交付金なんです、これのつかさどる事業が品目別経営安定対策事業、これです。これに参加することをためらう高齢者が現在増えつつあるという現象が起きております。

高齢であることを理由に作付面積を減じてきている農家、それから、もともと小規模であった農家、こういう方々でありますけれども、年金では生活も大変だし、孫にお年玉をあげたいから、とってカライモをつくってきた農家があります。

令和元年以降、作付面積の要件で5反歩未満、いわゆるB-4農家でありませけれども、これについては制度の要件が見直されております。

見直し以前については、生産にかかる基幹作業、これが畝たてとか、つる払いとか、あと収穫、もろもろありましたけれども、その3分の1を委託することでオーケーでしたけれども、見直し以降は、これが2分の1以上を委託しないと交付金がもらえないということになりました。

こういうことがあって、もう面倒くさいと。例えば、4反歩作ってた農家が、2反歩分はなにがしの委託をしないといけないということになると、やはりそこには経費が出てくるわけです。

ですので、やはり、事業に参加することを拒む。しかし、作業機械はフル装備しているわけですね、自分で仕事はできるわけです。ですけど、半分頼まな

いかん。そういうジレンマがあって、やはりカライモ作りから撤退していつている。そういう実情がある。

しかし、何か救済措置があれば、手だてがあればつくりたいという思いはあるわけですので、これをどうかして問題解決をしていかないかんというふうに思っているところです。

私もいくつか考えましたけれども、国の制度に反することは出来ませんので、慎重に検討することが必要です。

ですので、これについても町は、まずはこういう事態が発生しているということについて調査・検討を進めていただきたいというふうに思っているところです。

最後になりますけれども、これは園芸振興についてです。

園芸振興の問題提起ですけれども、園芸作物については予算面では、町長3行しか書いてませんが、もう少し書いてもらってもいいんですよ。令和6年度からは、ブロッコリーも指定野菜となります。

国の補給金も受けられるようになりますので、そういうところからも、やはり期待の持てるような町長の施政方針が欲しかったんじゃないかというふうに思うんですが、レザーハウスの例を少し説明させていただきますけれども、レザーについては、種子島全島で400万本出荷しておりますね。生産額は、1億1,600万円。日本一の産地を形成しているところです。

中種子町に限って話しますけど、ハウスの老朽化が非常に進んでおります。

これについてレザーリーフファンに限らず、果樹類、菊類、それから各種施設園芸、この全般でハウスの老朽化が進んでおまして、受益者の方々はですね、出来ましたら何か事業はなにかろうかという話の中でありまして、

これ結構レザーにしても40戸の農家がつくっておりますし、園芸振興会も相当の数がございますんで、単年度で片付く事業ではありませんので、中長期的な取り組みとして、町、JA、受益者、この3者で事業の組立てが出来ないのか、ぜひ検討していただきたいと思います。

長々でしたけど、どうでしょうか。町長、一言お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 品目によって、改善できるところは改善して、少しでも農家の皆さんが営農を続けられるような環境をつくるというのはとても大事なことだと思います。

その方向に向けて、努力していきたいというふうに考えます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね13時15分からいたします。

-----○-----

休憩 午後00時00分

再開 午後01時09分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許可いたします。
町長。

○町長（田淵川寿広君） 秋田議員のほうからあった御質問で後刻答弁をさせていただくということでした分についての説明をさせていただきたいと思えます。

硬プラハウスの部材等の関係についての御質問でございまして、この特許を取っているかということですが、この部材等についての特許というの
はございません。

鉄鋼に関しては、日本製鉄がつくっている鉄鋼素材を使っているということ
で、この取扱いはこの業者が主であって、ほかで使っているところはあまりな
いというような話でございます。

それから、直接工事費に対するアルミ部材の比率というところでございます
が、直接工事費が1,400万円程度、うちアルミ部材が270万円程度というこ
とでございまして、おおむね15%前後の占める割合になっているところでござ
います。

アルミ部材に関しましては、その形状からして、その会社ごとに形状が違う
ようございまして、これに関しては、今の建てたものに対して合う部材をつ
くっているのはこの業者ということのようで、以前つくった業者ということで、
その部材ということでございます。

なおかつ、今回のものに関しましては、アルミ部材に関しては、ほぼ再利用
可能であったということで伺っております。

以上でよろしかったかと思えます。

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 議事を続けます。

次は、池山朝生君に発言を許可いたします。

7番、池山朝生君。

〔7番 池山朝生君 登壇〕

○7番（池山朝生君） 令和6年第1回、最初の議会であります。

まちづくりの議論の場面では、激しい議論も必要であると考えております。
それだけ真剣であるということです。

現在進められている馬毛島基地整備建設は、国へ翻弄されるままであっては
ならない。町民生活が、決して脅かされることがあってはならないと常に思っ
ております。

そこで、この馬毛島基地整備建設について、もう1点。将来の中種子町づく
りについて、この質問を是々非々で町長と議論をしたいと思えます。

早速です。通告の1点目、馬毛島基地整備建設に伴い、生活環境が大きく影
響を受けている。

まず、住宅問題、空き家住宅がない。家賃の高騰により生活が困窮している。

また、地元の若い企業家が事業展開を考えているが、店舗を借りることが出来ない。働き手に関しても、馬毛島関連にとられている実態、新光糖業も然り大きな問題であります。先送りする問題であっては、決してならないと考えております。喫緊の問題であります。

そこで町長に尋ねます。この現状をどのように受け止めているか。あとは質問席から質問をいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 池山議員の質問についてお答えいたします。

住宅問題、空き家がないということにつきましては、議員おっしゃるとおり、自衛隊馬毛島基地建設の影響で、空き家が不足しているということは承知しているところでございます。

現在、作業員用のコンテナハウスも町内にも建築をされておるようでございます。

今後完成されれば解消される見込みなども全てとは言えませんが、出てくるのではないかなというふうに思っているところです。

また、町の空き家バンクには6件の空き家が登録しております。令和5年度中には1件の契約があったところです。

家賃につきましても、議員おっしゃるとおり一部高騰が見られますが、これにつきましては、貸し手の希望というところもあるところでございまして、町もそこに直接関与していくということは難しい部分があるのかなというふうに考えているところでございます。

貸し手が家賃の値上げをする権利、これを認められているのは借地借家法という法律において、大家が納める税金の負担が増大した場合であったり、経済事情が変わった場合であったり、土地や建物の価値が上がった、近隣の相場より安い3つの理由などが発生した場合となるようでございます。

また、借り手側は家賃値上げを拒否したり、交渉することが可能でございませぬ。いずれも話し合いを持つことが大切になるようでございます。

町としてもそういったところに関しては、呼びかけをしていきたいというふうに考えているところです。

地元の若い起業家が事業展開を考えているが、店舗を借りることが出来ないとのことですが、今のところ商工会、また旭町通り会などに問合せたところ、そのような相談は、今のところ入ってないというような話でございませぬが、議員がおっしゃるようなこともあろうかと思えます。

役場の企画課であったり、商工会などでぜひ御相談いただけるよう御助言いただければと思えます。

また、前回の議会で梶原議員の質問に答弁をさせていただいたところでございます。

旭町通りにつきましては、倉庫に活用していたり、自宅兼用の店舗であったりと、借り手が希望するような物件がなかなか見つからないというのは事実、

また現状ではないかというふうに考えております。

町の空き店舗等活用整備事業費補助金もございまして、このような制度も御検討いただければと思っております。

働き手不足につきましては、工事が着工して以来、本町の人口減少、高齢化もあわせ、数年前からの懸案事項であったところでございます。

まずは農業のキビ収穫作業につきましても、ハーベスタの稼働台数は、前年度より1台減の55台で稼働しており収穫面積は一応計画どおりに行っているということです。

農業公社では農業公社で借家を借り、必要最低限の生活用品を提供し、島外からの作業員を確保して収穫作業に従事をさせているところです。

町の農業生産法人では、輸送会社にも委託出来ず困っており、5割増しの日当で運転手を集め、自前でユニック車などをそろえたと新聞に掲載されておりました。

新光糖業におきましては、季節従業員の不足により工場内の敷地内で稼働する車両系の免許取得経費を全額新光糖業が負担して、働き手不足を解消するため正職員、季節従業員がそういった資格を取得しているというような話を伺っております。

以上のことから、企業努力も含めながら働き手不足を少なからず解消しているというところではないのかなというふうに考えておりますが、この働き手不足というのは、この馬毛島問題に限らず、高齢化が進む今の種子島、中種子町においては早急に対応、もしくはいろんな施策を打っていかないといけない課題の1つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 私は1番最初に聞いているのは、この現状をどのように捉えているかということなんですが、今の町長の答弁は、そのまま言うと行政ではなかなか難しい面があるというようなふうに今、そのように思っているんですが、行政としてやるべきことは何なのか。この質問にお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 馬毛島における自衛隊施設整備が本格的に始まってから、町民の不安を解消するために国に対して必要な情報提供を求め、また鹿児島県や1市2町との連絡会などで課題共有、情報共有を図ってきているところでございます。

今後国に対しては町民の安心安全な生活環境を確保するための要望を行い、必要な情報提供を求め、町民の皆様にも正確な情報の提供を行っていくことをしっかり努めていきたいと考えております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 最初で私が言った住宅問題、家がない、家賃が高騰してる、店舗を借りるにも場所がない。これが現状なんです。異常なんです。今の状態は。異常と言っているくらいに異常なんです。

そこで今、町長の答弁は、企業は努力をせないかん、企業努力が必要だと。構造的なもので、私の理解は企業が努力をしたくても、なかなかもうその域や限度を超しているんですね、現状が。この馬毛島問題は、2、3か月で解決する問題ではないと。

なぜならば、作業員がここに来て作業をやる。馬毛島関連の作業をやる。4年から5年。今遅れてますから、6年かかるかもしれません。その間、町民は、苦しい生活を強いられる。そのようなことが決してあってはならないわけです。

そのためには、できることは何でもやって、町民の生活を守らなければならない。行政の務め、責任であります。

答弁を聞くと、繰り返しになりますけども、民間でやれること、行政でやれることというような、なかなか縛りがあると、もちろん法律もあります。

私はこのように考えております。この馬毛島基地がこのような異常な状態をつくり出している中であるからこそ、国へしっかりと再編交付金の増額等々も当然やるべきだと。

そして、この再編交付金を使つての対策、もちろん個人への利益の使い方ということは出来ない縛りがあります。でも、町長、方法がないわけではないんです。

私が、これ防衛省関係とか、いろんな資料の中で勉強会といいましょうか、そういったこともやりました。言葉は使っているのかどうかは分かりませんが、防衛省のほうが言うんだから、使ってもいいんでしょう。「たまつき」という、そのような言葉を言いました。

これはどういうことかといいますと、町単独の経費で行うイベント、例えば、農林漁業祭、よいら〜いき等、地域活性化事業に再編交付金が充てられるわけです。であれば、これまでの単独経費をこの家賃高騰分に充て、再編交付金をスライドさせてやる。こういうことで町民の生活を守る。

もちろん家賃の高騰分を充てるとということには、いろんな公平性の問題等々も出てくるやもしれません。

しかし、今のこの現状を見ると、特例措置も持って対応するぐらいの腹を持ってかからないと町民は、このまま4、5年難儀をしたままでは駄目だと私は思っております。

条例をつくって、私は対応すべきじゃないかなと、このようにも考えておりますが、町長は、いかが考えていますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど申し上げましたように作業員宿舎、こういったものが町内にも、西之表のほうにも特に、多数建設されているようでございます。

いつから入居可能になるのかという情報はまだ入っておりませんが、そういったところが整ってきますと、やっぱ空き家も出てくるのではないかなと思います。

確かにそういったところで、結婚はしたが家がない、結婚したいが家がないという声も聞いたりします。

そういったところを踏まえて、少しここら辺は状況を見ながらとはいえ、何かをやるにしても、お金で補助をするというやり方がどの程度になるのか、どういうふうになればいいのか。そういったことも現実的には、通常の家賃で借りてる人との差はどうするのか。また、どの程度の規模の家を借りるときはどの程度なのか、そういったことも我々はしっかり検討しないといけないのだろうというふうに思います。

確かに町民の皆様にも、極端に言うとなんかたたくさんではないと思います。

ただ、そこにはそういうふうにして不便を感じている方がいらっしゃるというのも事実です。

ですので、我々としては空き家を改修して少しでも安くで入れるようなことも空き家に関しては、各校区地域、集落の皆さんに協力をお願いをして、そういったことも解消するというのも大事なんだろうなというふうに思いますので、改修費用については、町のほうでも助成をしておりますので、そういったところをにらみながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 重ねて聞きますよ。家賃高騰分に今言った、単独経費、イベントで使う、そういったのを充当する考えはないかと私は聞いている。

私はそうすべきだと言ってるんですが、町長はどのような見解か。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、今のところは今即答で出来るとか出来ないとか言える状況ではないのかなと思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 私は毎回、町長とこのように一般質問でやりとりをするときに、よく言うように、決めること、今やらなければいけないことは、スピード感をもってやらなければいけないと、私はこういう考えです。これを検討するような悠長なことを言ってるようなことではないと、このように私は思っているんです。

ですから、私の今の質問、町民が家賃高騰で困ってる。その分は、財源としてそのような財源が使えるんじゃないかと、使えるんだということであれば、早速、所管のこれは企画課になるのかどうか分かりませんが、そういったところでどういう案であるかと、検討してみるということをするのが、リーダーじゃないですか、町長じゃないですか。いかがですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員が今提言していただいたことに関しては、そういったことも我々庁舎内で協議もしております。

結論が出ているというわけではないのですが、住居対策というものをやはり真剣に考えて対応していかないといけないだろう。その方向性をしっかり見ていかないといけないのだろうというところで協議はしております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 質問の中で、ひとつひとつ町長の答えを引き出すっていう

ことも、当然私の務めではあるんですが、なかなか時間もありません、次の質問もあるので、順次質問を続けていかなければいけないんですが、町長ね、こんな事例もありますよ。

増田に中之町かな、あそこに住んでいる子どもさんも数人いらっしゃる方が、家賃が高騰して大家が言ってきて、もう増田に住めない、島外に出ていかなければいけない。こういった事例は私の聞くほどでは2、3例もう既にあります。

中種子町の家賃が、今どれぐらいか分かりますか。3万円、4万円してたのは、7万円、10万円余裕ですよ。

旭町の交差点の学校の中学校に行くところ、ここの一軒家なんて15万円ですよ。最高は20万円。異常でしょう。こういった中で、何回も言うんですけども4年、5年、この状況が続いてみなさいよ。

町長が、先ほど各校区の空き家を探して改修するとか、修繕するということなんでしょうけども、空き家がないんです。その空き家がないんですよ、現状は。

コンテナが出来てくれば、作業員がそこに住んで、今のを借りてる馬毛関係の作業員は、だんだん空き家も出てくるんじゃないかというような考えでしょうけども、それは何件かは出てくるでしょう。何件か出てくるかな。なかなか厳しいと私は見てますよ。

今、これはあとのコンテナで触れるんですが、ドラモリの横につくってるコンテナも100棟。次の質問で言いますけども、馬毛島にいくらつくられるか、防衛省の報道では6,000人の作業員に対して、4,000人、2,000人とされている。

馬毛島に4,000人、種子島島内に2,000人、これははっきり分からないという話です。どうしてかと言いますと、今現在、馬毛島に住んでるのは、1,500人、住める作業員は。そう聞いております。

であれば、その分だけの3,000人という計画でいたのが半分しかないってことなんですよ。その分は島内に、種子島に住まざるを得ないというこの事態も起きているわけです。

ですから、私は、この現状は本当に異常だと何回も言いますが、思ってますから。行政が本当に我々議会も町民を守るためにはしっかりと条例をもってやるべきだと。

また、今言う家賃高騰分等においても、再編交付金、こういったのを使って町民の生活を少しでも負担を軽減してやらなければいけないというように言ってるわけですよ。

同じような質問になっていくんでしょうけども、次のこの仮設宿舎コンテナについて質問いたします。

福島復興関連で、撤去されずに放置された状態の事例が多くあると聞いております。

そこで、町内設置においては、最終完全撤去を業者に約束をさせる契約担保をとるべきと考えるが、町長の見解はいかがか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういう福島復興関連のお話、そういったところで大変議員が心配をされておられるということかと思えます。

作業員の仮設宿舎につきましては、既に完成した宿舎、建築中の宿舎がございいますが、宿舎は全て建築基準法に基づいて建築をされておるところでござい

ます。
仮に撤去せず放置されたままだと景観の問題、議員おっしゃるように景観の問題であったり、管理不足による雑草などが生い茂り、また、周辺住民への人が住まない空き家が、空いたコンテナハウスが多数乱立しているという状況、これは悪影響が懸念されるという認識をしております。これは議員が今心配されることと同じ認識であります。

この議員が危惧されていることについてでございますが、宿舎が建築されている土地については、土地所有者と建築する民間業者で、賃貸借の契約を締結しておるといふふうに聞いております。

内容については、その期間、金額などが記載されているのではないかなと思っております。

土地所有者、これは一個人であり、民と民の契約でございますので、民間同士の契約に行政が入っていくというのはいかがなものかなというふうに考えておるところでございます。

防衛省に対しては、決して有効活用することなく放置することがないようにしてくださいという要請はし続けていこうと思っております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） なかなかね、民民だからという、今町長の答弁ですが、これはですね、今、コンテナハウスを設置するにおいては、背景には民間会社による確認検査機関があつて、この会社がコンテナの仮設申請を行っているわけです。

ですから、役所を通さず、行政を通さず、建築確認は、この民間会社がやるものですから、なかなか背景にそういったことがあるものですから、コンテナの数の把握がなかなか困難な状況である。

これね町長。今、自衛隊対策室長にも、建設課長にも聞きますが、こういった把握は出来てますか、コンテナの数の。私が今言ってる、こういったことが背景にあるからなかなか難しいでしょう。どうですか。ちょっと答弁させてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 対策室長に答弁させます。

○議長（迫田秀三君） 自衛隊対策室長。

○自衛隊対策室長（遠藤淳一郎君） はい、私の把握している限りでは、コンテナ数の個数については、600戸前後だと認識をしております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 町長。

- 町長（田淵川寿広君） 建設課長に答弁をさせます。
- 議長（迫田秀三君） 建設課長。
- 建設課長（黒木聡君） 建設課においては、ただいま申し上げました民間建築確認機関のほうから来るのは、工事届という形で書類が上がって来ておりますが、そちらについては所在地が載っているということで、それだけでございます。戸数については把握しておりません。

- 議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。
- 7番（池山朝生君） なかなかね把握が難しいでしょう。しかし、町民に、難しいからこの情報が周知されない、分からないということはあってはならないわけです。

私が言いたいのは、しっかりと先ほどから町長も言っていました、情報の収集、そうですね、施政方針の中にもありましたけども、情報の収集、それから徹底、適切な情報を町民に伝える。このことを言うておられるわけですよ。施政方針の中でも。

けども現在、現実、この情報が本当に周知されているかということ、私は、町民からいろんなことを聞かれるから、そういったところも、そうですね自衛隊対策室の室長も含めて、行政、しっかりと受けではなく、率先して、こちらから出て行って、しっかりと情報を収集して、町民に伝える、このことを努めてやってもらいたいとこのように思います。

町長いかがですか。

- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 大変申し訳ないんですが、非公式な情報というところでは、現状は申し述べにくいところがあります。

それは建築を、例えば100戸建設予定であったにもかかわらず、50戸で終わってしまうとかいう可能性もあるというような話を今、情報としては仕入れておまして、計画としては今、伏之前、旧空港跡地に出来ている350戸というのはもう間違いのないところですが、そのほかに100戸、100戸、プラス一戸建てではなくて通常の建設現場等で、いわゆる飯場というような扱い方をする事務所も併設したような建物っていうのが出来てそこに50ぐらいというようなふうに、これはもう全くの非公式で、それは正確なデータではないんですが、おおむねそれに近い数字から増減するのだろうではないかなというふうに、私としては聞き伝えております。

最終的にしっかりと、その建屋が出来たときに数の把握ということを経るを得ないのかなというふうに思っているところです。

- 議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。
- 7番（池山朝生君） 当然、不確実な情報を町民にやるということはあるわけではなく、私が言わんとするのは、これは防衛省、防衛省は各ゼネコンですね、建設に携わってるゼネコン、あそこの旧空港跡地に何社か書かれてありますけども、共同企業体で、この企業はしっかりと把握出来てるわけですよ。どうしてかということ、いくらつくってくれ、コンテナハウスの会社もこういった

ところに来てるんですよ。そこを割当てしてるんですよ。

ですから、行政として、そういったところにしっかりと出て、出てっていうか、そこら付近のところパイプをつくって、パイプってという言葉が当てはまるのか分かりませんが、そういった情報をしっかりと収集して、町民に知らせてもらいたい。このことはしっかりとやってもらいたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、この馬毛島バブル後の地域経済について、令和6年度の施政方針において、中種子町の将来の展望が私は何も見えてこない。やれることは今から仕掛けておくべきであると考えますが、どのような考えがあるか。

私は通告文には、例えば、自主財源確保のための企業版ふるさと納税の事業などを書いておりますが、町長の考えはいかがか。

馬毛島経済バブル後の地域経済についてどのようなやり方、何かを仕掛けていかなければいけないと私は今質問してるんですが、町長の考えはいかがか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この馬毛島バブルというのは、架空の経済の発展した状況をバブルと言うんですが、池山議員の話、御質問等の総括するとやはり町民が迷惑をこうむっているというようなところなのだろうなというふうに考えているところです。

将来展望が何も見えてこないというようなことでしたが、確かに施政方針、詳しく、先ほどちょっと、秋田議員のときにも若干説明させていただきましたが、全部しゃべってしまうと、もう丸1日、極端に言うとかかるので端折って書かざるを得ない部分があるということは、御理解いただければと思います。

その中で、馬毛島の工事等が終わった後、町はどのようなふうに、経済を含め、進めていくという考え、そういった考えがあるのかという御質問でございます。

その中で特に、自主財源確保のための、ふるさと納税の企業版などはいかがでしょうかということでございまして、ふるさと納税企業版についてちょっと後もお話をさせていただきますが、この馬毛が始まる前にもいろんな場所にアクションを打って、確かにおっしゃるような宿の問題とかいろんな問題がございましたので、私どもの町では、スポーツ合宿、これに力を入れております。グリーンツーリズムにも力を入れております。

そういったところで、どうしても、ここに今、中種子町にあるホテルとはブッキングしない形でのホテル建設なども各企業を回ったときをお願いもしてきたところですが、なかなかその馬毛島の勢い、工事に乗ってくる人の流れというのを皆さんがしっかり理解出来なかったのかも分かりませんが、なかなか進まず、現状に至っては、あのとき町長が言ったときにつくっておけばよかったなあというような企業さんも1、2社いらっしゃいます。

そういったところで、我々としても、人の流動ってというのは、大まかにあるだろう。そしてまた、南種子のロケット基地のH3ロケットが成功しました。

これが、打ち上げの回数が年間マックスで8基程度は打ち上げ可能であるというふうに伺っております。これに関しましても、宿泊場所が足りないという現状は否めないところでございます。

そういったところで、宿泊施設の誘致というの、また引き続き行ってきたいと思っております。

また、その中でツーリスト等をめぐり、そういったのをやる中でやはり本町の文化施設であったり、体育施設を使ったツーリズムっていうのは、非常に興味深いものがあるというふうにおっしゃっています。

ただ宿泊する場所がないというところで、ここは力を入れてやっていくべきものだなというふうに考えております。

また議員がおっしゃるような企業版ふるさと納税、これは地方創生応援税制といいまして、地方公共団体の地方創生の取り組みに対し、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する制度でございますが、企業側のメリット、これは税額控除のほか、企業としての社会貢献PR、地方公共団体との新たなパートナーシップの構築、地域資源などを生かした新事業展開などと言われておるところです。

この制度は、地方公共団体が取り組みたい事業に企業が賛同する必要があります。その経費に関して寄附をいただくもので、一般財源となるものではないというふうに考えておりますが、これも町の振興に向けては、とても大事な要素なのだろうというふうに思います。

また、先般、行政報告でお話をさせていただいた立地協定を結んだ企業などや出郷者が経営している会社等、そういったところにも、そういった町の発展に向けた協力体制を築けないかというお願いを続けていきたいというふうに考えております。

また、企業版ふるさと納税をマッチングサポートしている業者などもあるようでございますので、その活用も視野に入れていきたいと思っております。

また、自主財源という観点からは今、各公共施設のネーミングライツの検討、これを当町にゆかりのある企業などへもお願いをしてくれているところでございます。

たくさんネーミングライツで、たくさんのお金がもらえるというわけではないかもしれませんが、そういったところで企業間と本町の少しでも自主財源の確保に向けて、そういったところが続けていければというふうに考えております。

議員おっしゃるように基地工事終了後というのは、一気にしばむイメージというのは、私も一緒でございますので、この取り組みというのは、今から精力的に行っていけないといけない部分であると思っております。

また、議員の皆様からも企業さん、そういったところからのふるさと納税企業版等に関しての提案などもございましたら、ぜひとも御指南いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今町長が企業版ふるさと納税の仕組みというところをちょっと触れましたがね、令和4年度の寄附額は、340億円、正確に341億円、件数では8,390件あるんですよ。

341億円、8,390件で1番の企業メリットというのは、社会貢献としてのPR、まさしく今の流行りのSDGsですか。それと地方自治体とこの企業が一緒になるパートナーシップ、この構築、それから地域資源を生かした新しい事業の展開、これなんです。

ロケットの我々の島、三菱があります。いろんな一流企業があるんです。こういったところと、まさしくこれをやると、財源が生まれてきます。あとはプレゼンの仕方ですよ。

この仕組みは、仮に例えば1億円、中種子町に寄附をしたとします、最大9割が税制措置をとってくれるんですよ。法人税の。1億円の9割ということは9,000万円ですよ。企業の手出しは1,000万円で済むわけです。1,000万のお金で1億の社会貢献ができるという制度です。これを使わない手はないですよ。

これまでいろんな議員の質問の中でも、まず町長の答弁は、財源がない、財源が伴うんだと、財源、財源という。では、財源を取り込む仕組みをやってきたかとこれまで。こんな制度があるにもかかわらず、私から言わせると、手をこまねいて何もやってない。

この制度であっても、今年、令和6年、これまでの5年間の延長があつて、6年で切れるんです。また再度延長あるか分かりません。これはね、願っても叶ってない。

我々種子島においては、この企業版ふるさと納税ってのは、ありがたい材料があるということですよ。

ここにも施政方針の中に町長のSDGs、ゼロカーボンシティ、こういったテーマでもいいんです。いいんですという言い方はなんです、こういったところで自主財源の確保、341億円ですよ。これを手をこまねいて仕掛けない手はないと私は思います。

それから、この企業版ふるさと納税には、人材派遣型ということもあるんですね。

要するに企業で培ったノウハウ、この専門知識を行政に対して、地方自治体に対して、このノウハウを提供できる人のつながりもできる。

先ほどふるさと納税の中で専門の配置をしなさいと、1人しかいないということで答弁がありましたけども、そっちに持っていける。いろんなことができる。

私が1番思うこと、今言ったように、仕掛けてない。中種子町の将来の展望が見えないというのはそこなんです。

馬毛島が5年後には、私はバブルが崩壊するというような言い方をしていますけれども、大きな穴があきますよ。

地域経済を衰退させることなく、継続維持していくためには、絶対何かを仕掛けてないといけない。そのための1番の財源ですから、企業版ふるさと納税。

町長もう1回聞くがいかがですか。仕掛ける。そういうことを私は、言うてるんだが、町長の考えの中では、展望が見えないといったのは、この施政方針の中、あまりにも多過ぎるんです、やることです。こんだけやったらスーパーマンですよ、スーパーマン。こんだけ書かれてる。

では何と何を、先ほどの秋田議員からもありましたけども、優先で考えてるんだと。町長の答弁は、優先すべきものを優先するんだと。なんか答弁になってない。何か分からなかったけども、ではこれをやるんだ、これをやるんだと。本当3つぐらい決めて、まちづくりに向けてやらなければ、中種子町は大変ですよ。いかがですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 何もやってないということでございますが、やっています。結果はなかなか出にくい要素があると思います。

また、我々の町にあるものというのは、ほかの町にはないものがたくさんございます。そこを丁寧に丁寧に説明をしながら、企業さんと連携がとれないかということもやっております。

そして、また年度明け、令和6年度入ってすぐこの自治体のDX化も含めた中で、ふるさと納税等も含めたフェローと提携しながらやっていくつもりであります。

その他民間企業さん、出郷者の会、いろんなところで、これまでもそういった形で話をしておりますし、少しずつ少しずつ前に動いている部分もあります。

そういったところでは、なるべく町の予算を持ち出さずということになりますので、わざわざ出向いてということもたまにはあるんですが、いろいろ出張の際であったり、そういったときに、そういったところを訪問させていただいて、本町のいろんな現状、そしてまた地域の活性化につながることで、ものに対してPRをしてきているところでございます。

プレゼンの自分は、先ほど来自分の説明がいまいちうまくなくて、議員の皆さんからもう1回質問され直すことがあったんですけども、そこも含めまして、議員おっしゃるような専門家の助けももらうこともとても大事だと思っておりますので、そういったところは、積極的に活用していければと思っております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 町長。中種子町が主催して、西之表が主催して、皆さん種子島シンポジウム2024～育てよう未来のタネ～これね私も、同僚議員も何名か参加しておりましたけども、今月の2日に、西之表市の市民会館であったんですが、こういう関係する企業がいろいろ活動してるんです。

活動というか、その中で私が思ったのは、もっともっと行政、自治体が、この企業と関わり合う、この環境をもっとつくっていかねばいけない、そのように感じました。

私もシンポジウムに行って、こんなこと種子島でやってるんだと反省もしながら、反省というかね、ここなんですよ。

ですから、私は思うに、やはりこういった自主財源を使って、もって財源の確保、自主財源の確保をやる。

馬毛島バブルは、今言うように5年後は終わりますよ。町長。その中で学校跡地の例えば、例えばというより学校跡地の活用、校舎の活用、これは観光客用の宿泊施設、それからロケット打ち上げ時の宿泊施設、また、災害時の避難所としての活用、道の駅構想もしかりですよ。

これを言うと財源がないという、財源はつくればあるんですよ。つくらないから、ない。ないと言ってるだけで私からいうと。ですから、このような事業をやることは、費用対効果が十二分にあると私は考えるが、町長いかがか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この宿泊施設等に関しては、先ほど申し上げましたように、これまでも取り組んできておりますし、これまでも企業版ふるさと納税等を活用したもしくは、本町へそういう思いを持ってくださる方との協議は今も進めておるところでございますし、その他のことにつきましても、しっかり対応しておるところでございます。

そして今、シンポジウムのお話ございましたが、行政報告でも説明をさせていただきましたように、企業さんとの連携協定を結んでおります。これも、かれこれ8年ぐらい協議を進めてきております。

途中ではその協議から南種子が抜け、南種子独自でやるんだというようなことでやっていくということで、西之表と中種子が、その資料にもあるように共同主催ということになってると思います。

これは東大を中心として、東大の菊池教授、当初は准教授でした。ただし、途中で彼と討論する中で我々は実装が欲しいと、机上の空論だけでは我々はただ踊らされてるだけだと。実際そのSDGsに向けた取り組みっていうのは、我が町は協力体制を築けるのにもかかわらず、もう少し早めの実装をお願い出来ないかというようなことで、このたびやっとそういう協定が結べて実装出来ていくんだろうなというふうに期待をしているところです。

本町の魅力というものが、町民の皆さんもそうかもしれません。確かに、南種子のロケット基地、西之表の港町、そういったことを考え、種子島家の膝元の西之表というところでは、何も無い中種子というような人もいらっしゃいますが、中種子にはいろんなスポーツ施設があり、そういう農業関係で振興して頑張ってる場所があり、いろんないいものがたくさんあるわけです。これを観光の材料として使えないかということで、ツーリスト方面にもいろいろお願いをし、やっているところです。

議員おっしゃるように、宿泊施設の問題にしても、そういった企業さんともやはりしっかり連携をとってやっていく必要性はあるのだろうなというふうに考えておりますし、これは町長が何を考えているのか分からないということではなくてしっかり結論、結果が出てるわけではないので、今この場でたくさんのごことは言えませんが、各方面に向け頑張って営業活動といいますか、しているところがございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今8年ぐらいかけて、こうだということは、私も知りませんでした。

そういう将来の中種子町づくりは、10年後20年後をにらんで、当然やるべきですよ。それをやっていると。やらなければいけないと考えております。

最後に、1点目の質問から通して、生活に困窮してる、こういう家賃の高騰、家がない。この対策には、再編交付金を充当してもらいたい。

そのための財源として、今、単独経費で使っている、こういうイベントに使っているものを、その財源で一般財源とあえて言うならばそれを使って、スライドさせるのは、再編交付金から、。そのようなことを考えていただきたい。

次に、コンテナハウスに関しては、しっかりと情報収集をやってもらって、ここにある適切な情報発信を町民にしてもらいたい。決して受けであってはならないと、率先してやってもらいたい。

また、場合によっては条例の制定も視野に入れて考えてもらいたい。もちろんこれは、条例は議会からでもできるんです、町民からでもできるんですよ。行政からもできるし、3つあります。

我々も議員の皆さんと話ししながら、議論をしながら、条例制定も視野に入れて、今後も考えていこうと思っております。

そして最後になりますが、そうですね、町長あんまり、無策という言葉は言ったらなんですが、やはり無策であったら、本当中種子町は沈みます。やれること、やらなければいけないこと、今仕掛けておかなければいけないこと、あと10年後20年後、将来の中種子町の子どもたちのために、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。再開をおおむね14時15分からといたします。

-----○-----

休憩 午後02時03分

再開 午後02時11分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。次は、戸田和代さんに発言を許可いたします。

10番、戸田和代さん。

[10番 戸田和代さん 登壇]

○10番（戸田和代さん） それでは、議長の許可を得ましたので、先に通告しておきました私の質問に入ります。

まずは、キビの刈取りはあと1か月足らずで追い込みに入っております。水稲の植付けは、専ら最中でございます。

卒業、進学、就職、教職員の異動、そして入学、いろんな別れがあったりドラマが生まれる時期になってきております。慌ただしい日々が流れています。

行政においても、6年度に向けての準備、大変な時期に入っているところであり
ます。

昨日からは、種子島市場で子牛のせりが行われました。新聞等々で見ますと、
ちょっとだけ子牛の価格が上がってきたかなと喜んでいたところ、本当に横ば
いでありました。メスで40万5千円、去勢で55万円、平均で48万8千円で
取引がなされ、まだまだぐっと我慢のところだと農家は頑張っているところ
でございます。

それでは先に通告しておきました、健康寿命を延ばすためにラジオ体操を防
災無線で流す取り組みを早急にとということで、平成29年3月定例会、令和4
年1回定例会において、ラジオ体操の件について一般質問をしているが、どの
ような検討がなされたのか問います。

あとは質問席で行います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 戸田議員の質問についてお答えいたします。

検討内容についての御質問でございますが、夏休み期間中にラジオ体操を防
災行政無線で流すことについては、議会や校区、学校などの各関係機関の皆さ
んで構成する中種子町青少年健全育成全体協議会において、複数年にわたる議
論を重ねた結果、放送を実施しないことと結論が出されたこと。これは既に答
弁しているとおりでございます。

そのあとの全体協議会におきましても、各地域からも意見や要望など出てお
りませんので、現時点においても防災行政無線での放送は実施していないとこ
ろでございます。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 以前にも迫田議長が質問をしております。今町長が答弁
されたように、18年に夏休み期間中の防災無線でのラジオ体操は実施しない
ことに結論が出ていますということは、答弁の中で出ております。

このときの青少年健全育成協議会が、もう少し私は真剣に協議すべきだった
んじゃないかなと思います。

夏休みだからやってほしいという保護者もたくさんいました。夏休みになる
と約40日ぐらいの休みに入って、家庭での生活習慣が乱れて、2学期に入っ
てからの生活習慣を取り戻すのに、先生方はすごく苦勞されているということ
も耳にしております。

15年8月に苦情をいただいてということですけど、それからもう20年もな
っております。それをいつまで引き続くのかなあと私は思います。

これが青少年健全育成ばかりではなくて、夏休み期間は朝でいいと思います。
それで昼間、10時とか、15時とか、そういう時間を持って、町内に流す。ラ
ジオ体操の第1は、3分15秒ですよ。たったの3分15秒。フレーズで13あ
ります。

それで15年のときの町民からの苦情というのは、町民の大人の苦情だった

と思います。子どもたちは、そんなこと言わないと思います。大人の苦情でラジオ体操をなくすとか、やらないとかということ、私はあつてはならないと思いますよ。

子どもたちは、今、そういう生活習慣が乱れると、朝起きられない。朝になると頭が痛い。学校に行けない。そういう子どもたちが出てきております。そういう子どもたちの観点からも私は、夏休み期間中は、朝はラジオ体操を流して、そしてそれが終わると10時とか15時にラジオ体操を流す、これは1つも悪いことじゃないと思います。

どうですか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 夏休み期間中に防災無線でラジオ体操を流さないから、ラジオ体操をしてないのではないのだろうと思います。

自分の家の前では、夏休み期間中は子どもたちは来てラジオ体操しています。それが、校区ごとによって違うのかどうなのか分かりませんが、それが夏休み期間中の生活リズムが乱れるということは、ちょっと当たらないのかなというふうに思うところでございます。

夏休み期間中は、PTAの皆さんがラジオ持って来たり、車の中のラジオを流したりして、ラジオ体操で流れるあの時間帯で、ラジオ体操を行っているというふうに私は認識しておるところでございます。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 大きい字のところは、そうしていらっしゃるかもしれませんが。でも小さい字になってきますと、子どもたちが少なくなってきて、PTA会員も少なくなってきております。そうした中で、なかなかみんなで取り組むということが難しくなっているんですよ。

そういうところですね、その場所に行かなくても、おうちの中で体操が流れるとやるわけですから、そういうところもやっぱり考えてほしいですよ。小さい字の子どもたちのことを、どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すみません、そういうふうに行っている学校区と行っていない学校区の把握をまずしたいと思います。

そして、行っていないところの学校区におきましては、集落放送とかで流すことが可能であれば流していただければ、議員のおっしゃる部分に関しては対応できるのではないかなというふうに思いますので、また新区長さん、新集落長さん、行政連絡員がまた新たに決まると思いますので、その中でそういう希望があるところ、コンセンサスが得られるところにあつては、そういったことも、議員のほうから御提案があつたということをお伝えしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） なぜこういう時間に設定されたラジオ体操、ラジオ体操という6時半頃、夏休みはいつも鳴ってました。

子どもたちは、今から社会に出ていかなければいけません。日本の中種子町

を背負ったり、日本を背負ったりしていく。

基本的なところですから、ちゃんと時間には起きて、することをして、また夏休みになれば宿題をしたり、寝たりできるわけですけど、そういう基本的なことが出来ないから、朝起きられないとか、頭が痛いとか、学校に行けないとかという子どもたちが出てくるんですよ。

ですから、常に私は周りの子どもたちにも朝6時半には起きて、御飯を食べて学校に行くことは、あなたたちが、社会に出て立ち向かっていく基本的な訓練だからねって私はいつも自分たちの孫とか、そういう町の子どもたちに言っています。

ですから、頑張って、朝はみんな来てよ。でも、朝起きて、御飯を食べて、学校に行って、勉強してっていう繰り返しをしないと、社会に立ち向かうことは出来ないんだからという、もう常に私は繰り返し、繰り返し、周りの子どもたちに頑張ってもらえ。きつけど頑張るんだよということをするわけですよ。

ですから夏休みは、そういう集落で流すとか、校区で流すとかということをやっていたら、それでいいのかなと思いますけど、あとは町長が述べられていました施政方針の中で、少子高齢化が急速に進む中で、若い世代から高齢者まで、健康に留意し、働ける年齢を伸ばすことが持続可能な本町の発展につながると述べていますし、本町にとっても働ける年齢を伸ばすということは、どの分野においても、大きな課題でございます。

人材不足、先ほどから同僚議員が述べていますが、どの分野においても、人材不足です。

この前私は80歳になる女性の方と会いました。今もヘルパーを頑張っていますかと言ったら、戸田さん頑張ってるよ。82歳でも頑張ってる。82歳が同じ年齢の人もヘルパーで頑張っているんだよって言って、ありがたいのか、どうなのかも自分でも自問自答しました。そういう年齢ですよ。

ですから、今、元気高齢者は、ゲートボールに行ったり、グラウンドゴルフに行ったり、そしてまたはサロンに行ったり、頑張ってもらっています。

でも、そこまで行けない方がいらっしゃいます。家で、ラジオ体操を流したら、家の中で、どこでもどこのでもラジオ体操は出来ます。

ちなみに南種子町は流れています。15時、ちゃんと流れます。防災無線で。私は確認に行きました。本当に流れてる。戸田さん。いつでもどこでも、何をしても、これが流れれば、もう板についてラジオ体操するとおっしゃって、それは笑顔でおっしゃっていました。

ですから、ほかの町ができるわけだから、中種子町に出来ないわけがないと思いますが、町長どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 南種子は南種子の考え方があろうかと思いますが、現状としては、防災無線で10時とか15時に流すというふうには考えておりません。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） どうして流せないんですか。いいですか町長、これは悪いことじゃないですよ。すごく健康に1番いいこと。保険料も減ると思います。介護保険も。ならないための訓練ですから。どうですか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ラジオ体操というのは、きっちりやると本当に大汗をかく運動だというふうに思っています。

ラジオ体操は議員の御発言を伺いますと、万病予防という考え方かと思いません。健康寿命を延ばすという観点から、それは確かに効果的なものの1つではあるのだろうというふうには思います。イコール防災無線で流すに直結するかというと、そうでない部分もあろうかと思えます。

それはなぜかという、防災無線というシステム自体がどういうものなのかというのを考えたときに、当然、行政連絡とかでも使っています。

でも、あまり長いと、実際大事な本当に緊急防災に必要なときにもうるさいからとボリュームを下げるだけでしたら、緊急の場合は、音が出るんですけども、コンセントを抜いて電池が入ってない、電池の入ってない家って結構今もあって、停電すると鳴らなくなったって持ってくる人がいて、いや電池を入れてくださいとそういうようなお願いをしている状況で、コンセントを抜くと、実際、防災無線が全く聞こえなくなるということもあります。

そういったところで、やはり短時間で適切な情報発信をしていかないといけないという観点から、防災無線で流すことは、それはもう健康づくりという観点からすごくいいことだと思うんですが、防災行政無線ということに対しての扱い方っていうのが、やっぱり違ってくるものもあるのだろうというふうに考えるというところです。

だから、戸田議員のおっしゃる健康づくりにラジオ体操が非常に効果的だということは私も同じ思いです。それは否定するわけでもないし、そういったことは大事なことなんだろうというふうに思います。

ですので、防災行政無線でラジオ体操を流すことにストレスを感じる人はどの程度いるのか、そういったところも考えましたときに、防災行政無線の本質的な使い方っていうところをやはり我々は、しっかり考えていくべきものなどだろうというふうに考えています。

なので、1回言うたけど聞こえなかったから、繰り返して言うてくれればよかったのにとかいうようなこともあります。なるべく1回で、なおかつ今のがわかんなかったという場合は、防災行政無線で流したものがホームページに出てきてるっていう対策までとって、もし高齢者の方でホームページ見れないっていう方で聞き逃したっていう時には誰かに聞いてみてもらうとか、そういった処置をとってもらうしかないよねっていう話なんです。防災無線、命に関わる機器、そういったときにその防災無線自体が効果的に使われないことを危惧する一面もあるということをお理解いただければと思います。

議員の言うラジオ体操が健康に役立つということは、私もそれは賛同させていただきます。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 防災無線で、朝市が行われますとか、コアのほうで朝市が行われますとかいうのは関係ないんですか。あれは。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 短時間で放送が終わるものかと思います。繰り返してはいないと思います。

それとあと、今度は防災行政無線の操作卓も新たなものに変わります。

ここにおいては、これまで今議員がおっしゃったような防災行政無線の使い方、これももう少し精査していかないといけない要素もあるのだろうというふうに思います。

ここら辺は行政連絡員の皆様方とも協議をしながら、必要なもの、必要でないもの、そういったものっていうのをしっかり防災行政無線の本質というのを決して見失わないようにやっていく必要性はあるのだろうというふうに考えていますので、今ちょっと時期が違うのかな、今議員が、もう早急に防災無線で流してくれっていう要望だと思うんですが、ちょっとまたそこは精査して納得のいく答弁ができるような回答を私も求めていきたいというふうに思います。あくまでも流したくないではないです。

ただ防災行政無線の本質っていうものが何なのかということを行ったときに、今議員がおっしゃったように何でしたっけ、これの放送とは違うのかっていう、そこも我々精査していかないといけないところになっていくんだろうなというふうに思います。よろしくどうぞ。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 防災無線の仕組みですか、そういうところを精査しないといけないっていうわけなんですけど、私は自分が増田だから言うわけじゃないんですけど、この増田小学校がですね、ラジオ体操日本一に平成27年第2回、ラジオ体操が始まってから第2回目です。令和3年第8回、令和5年第10回、昨年です。3回、日本一に輝いております。

私もこの体操を何度も何度も拝見しました。本当に素晴らしいラジオ体操が出来ております。10年間、先生も次から次に異動で変わりますよ。

でも、その変わるたびに、生徒さんたちは1年生から6年生、5、6年生の先輩の体操の仕方を見たり、教えてもらって、伝統的にずっとつないで今、10年が来ております。

その中には、日頃体操を指導される先生も来て、指導されているわけですけど、これ、チームプレーですからね、1人じゃないんです。6人、7人で足の先から手の先までもうびしっと伸ばすところは伸ばす、かがむのところはかがむというところで、素晴らしい体操が出来ております。

これは毎日の練習で、つかんだ宝物です。私に言いかえれば、中種子町の宝物です。3回も輝いていますから、こういう宝物をですね、自分たちの行政の中で、なぜ生かさないのかなっていうのが。

私は、このびしゃっとやれとは言いませんよ。ベッドの上でもできる。少し

でもこうして手を曲げたり、足伸ばしたりできる。ラジオ体操の曲がなれば、人間って自然に伸ばしたり、曲げたりできるわけですから、こういうことをぜひひ、南種子は南種子の考えがあると町長は言いましたけど、いいことは真似してもいいと思います。

すみませんが、南種子の方はすごく喜んでましたよ。この曲が流れれば、もうお茶を飲んでる時間だから、ちょっとお茶飲みもやめて、もう自分のフレーズで頑張っ、3分15秒すれば終わるわけですから。それをうるさいだの、やかましいだの大人の考えで除けていいのかなあって、私はいつも自問自答します。

どうですか町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私も自問自答します。

そういう制約、いろんなものがなければ、議員のおっしゃるようなこともありなんだろうなと思いますし、そこを先ほど申し述べたように、防災行政無線は何たるものかということから、もう1回元に戻って、必要な情報を提供していくという考え方の観点に立ち戻っていく必要性はあるんだろうなというふうに考えています。

議員が力強くおっしゃる、健康づくりに向けての体操なんだからっていうことは、十分理解出来ておりますので、そこは、そういったところで御理解を賜ればと思います。

また、このラジオ体操日本一に3回も輝く、これは中種子町の宝だとおっしゃることは、私もそう思います。

また、そこに関しては、今度、鹿児島県のほうから、「きらめき学校表彰」ということで、いろんな活動に対して、増田小学校は県内で2校しかいない表彰をいただいております。これも広報紙に掲載してあると思います。

そういった意味では増田小学校の子どもたち、そういった観点から非常に頑張っているというところは理解出来ます。

そしてまた、本町としても自慢できる要素なんだろうなというふうに思いますし、これは校長先生や教頭先生がお見えになったときにお話をさせていただいてたんですが、増田小学校にとどまらず、これを町内の小学校で、その活動が連鎖して、町内の子どもたちみんなができるような環境づくり、それが、先ほどお話をさせていただいた小規模校同士の交流学習とか、そういったものの中でそういったものを培って行って、増田小のような小学校でラジオ体操をする学校が、町内全部に広がるといいですね。校長先生、教頭先生たちの指導のもと、各小中学校と小学校と連携をとって、そういった活動にも取り組んでいただだけませんかというお願いもしてあるところでございます。

そういったところで御理解をいただければと思います。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 前向きな答弁いただきましたけど、本当に子どもたち、町民のことを考えると健康が第一、子どもたちの健康が第一、町民も健康が第

一、健康でなければ何も出来ない。

それは、今町長が言われましたように、各学校にラジオ体操を広げていって、そうした取り組みもやったほうがいいねっていうことも分かります。

ですから、ラジオ体操は、中種子町の宝物で、中種子町に行ったら、ラジオ体操の曲が、10時とか15時とか分からないですけど、流れますよ。中種子町は健康のまちづくりですというキャッチフレーズを世の中に広げてほしいと私は思います。

こんな小さい増田小学校、今32名ですけど、また、今回、卒業生が8名と入学生が3名ということで、ちょっと少なくなってきましたけど、小さい人数ながらも、一生懸命取り組んでいる。そういう子どもたちの行動をちゃんと中種子町のみならず全国に発信していただきたい。

ラジオ体操が、中種子町の10時とか15時に流れるよって言ったら、増田小学校の子どもさんのみならず、皆さん喜ぶと思います。

ですから町長、ぜひ、急にはいろいろことごとがあつて、取り組めないと思いますけど、20年前のことを引きずって、うるさかったから、うるさかったからということじゃなく、時代は更新していつてますから、逆に今度は流しますということ町長のほうからおっしゃっていただければ、私は光栄に存じます。

ぜひお願いしておきます、近い将来に。

これで私の質問を終わります。

○議長（迫田秀三君） 次は、濱脇重樹君に発言を許可いたします。

8番、濱脇重樹君。

〔8番 濱脇重樹君 登壇〕

○8番（濱脇重樹君） 議長の許可を得ましたので、通告書のとおり、小・中学校の不登校問題についてと、道路の維持管理についての2点について質問します。まず、不登校についてです。

文部科学省は、2022年度の不登校調査の結果を公表しています。全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は、10年連続増加しており、29万9千人と過去最多の更新をしています。

この2年間は、前年度からの増加幅が2割を超え、大幅増となっているようです。

最近も福岡県において、先生の暴力や叱責により、中学生が不登校になっているとの報道もありました。

いじめ認知件数においても、同様に過去最多になっているとの報道もされています。

また、県内においても2022年度問題行動不登校調査で、小中高校における不登校の児童生徒数は約4,900人で、前年より大幅に増加しているようです。それでは通告書のとおり質問に入ります。

全国的には不登校は増加傾向にあります。中種子町内の小中学校の生徒の不登校はどういう状況なのか、教育長にお伺いします。

あとの質問は質問席で行います。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） 濱脇議員の質問についてお答えいたします。

まず不登校児童生徒、これの定義についてちょっとお話をしますけれども、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくとも出来ない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものというふうに文部科学省の調査では定義をしております。

それに合わせますと、本町の小中学校における状況は、令和3年度9名、令和4年度10名、令和5年度、本年度ですが、2月末現在で9名となっております。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 今回の答弁を聞いて、ちょっと多くてびっくりしてるんですけど、この不登校の要因ですけど、不登校の要因としては、文科省は必ずしも学校に行く必要はないとの認識が広まったことなど、それが不登校の増加の要因と分析しています。

県の教育委員会の見解としては、新型コロナウイルス禍で学校生活に様々な制限がある中、対人関係が築きづらかったのではと分析しているようです。

参考までに文科省の発表によると、学校が判断した小中学生の不登校の理由として、無気力、不安が約52%、過半数を占めております。あとは生活リズムの乱れ、遊び、非行が11%、残りは友人関係、その他となっております。

不登校となった小中学生の約4割近くが、学校内外で専門家らの相談や支援を受けていないとのことでした。

町内の不登校の要因、それとこの専門家の相談を受けていないという体制についてどう考えているか伺いたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 不登校の要因というものは、非常に複雑でして、多岐にわたっておるために複数の要因が重なっていると考えております。

ですから、正確に原因、そういったものを特定することは困難であろうと考えております。

中種子町では、相談や支援の体制について、町教育委員会として学校への指導を行うとともに、環境整備にも努めております。児童生徒や保護者に寄り添い、継続的にサポートする環境を整えるため、県から本町に小学校には年2回、中学校には年10回、来島するスクールカウンセラーに加えて、令和2年度から町スーパーバイザーとして1名を任命し、児童・生徒の相談に応じるのはもちろん、教職員や町、スクールソーシャルワーカーも幅広く相談できる体制をとっております。

また、同じく令和2年度より適応指導教室、現在名称が変わりまして、教育支援センター、略称は「フレンド コネクト」と呼んでおりますが、これを福祉センター内に開設し、不登校児童・生徒及びその保護者の居場所づくりにも

取り組んでおります。

さらに、地域福祉課との情報交換会を積極的に行い、組織的に対応を進めているところです。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 様々な対策を行っているようですが、この2番目の質問に次は入りますけど、現在の対策が今おっしゃったとおりだと思いますけど、今後はどういった方向で進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 生徒指導の理論、考え方や実際の指導方法など、生徒指導に関する学校教職員向けの基本書である生徒指導提要、これが12年ぶりに改定され令和4年12月に公表となりました。

この生徒指導提要の趣旨を全ての教育活動の基盤として対策を講じているところであります。

学校では、未然防止と初期対応として、全ての児童生徒を対象に、全ての教育活動において全ての教職員で行う魅力ある学校づくりに取り組むとともに、生徒指導と学習指導の一体化を図る分かりやすい授業を実施し、その充実・改善に努めております。

また、教育機会確保法や不登校児童・生徒への対応に関する通知等をもとに、社会的自立の視点からの不登校児童・生徒の支援対応に関する職員研修も年間計画に位置づけて取り組んでおります。

今後も児童・生徒一人一人に寄り添い、誰一人とり残すことのない教育を推進し、新たな不登校児童・生徒をつくらない、このことを念頭に対応に取り組んでまいります。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 子どもたちがですね、やっぱり学校が通いやすい場所になっているかどうか。そういったのがやっぱり非常に重要だと考えています。

指導においても、過度な指導で安心出来ない学校になっていないか。もう一度考えていく必要があると考えています。

この問題、非常に難しい問題ですけど、また次の機会に質問をまたさせていただければと思っております。

次に、いじめ問題について伺いたいと思います。県内の小中学校、特別支援学校を加えた2022年度いじめの認知件数が、1万978件で前年度より678件増加しているようですが、町内の小・中学校のいじめ認知件数についてお伺いしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 本町の認知件数は、令和3年度は小学校6件、中学校5件の計11件、令和4年度は小学校6件、中学校3件の合計9件、令和5年度は2月末現在ですが、小学校3件、中学校3件の計6件となっております。

いじめを早期に発見し、早期に対応するために学校楽シートを活用したアンケート調査や日常生活の観察等による学校内の取り組みだけではなく、保護者

への周知やスクールカウンセラー等による相談活動等を通して、広く情報収集に取り組んでいるところでございます。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 人数的には、少なくなってきたように感じております。

このいじめの認知件数の内訳は、学校別に申し上げますと県内で教育委員会が発表している件数ですけど、小学校が7,540件、中学校が2,964件、高等学校が427件、その他になっているんですけど、小中学校が全体の95%ぐらい占めております。

この入手認知件数の増加は、教育関係者の積極的な掘り起こしの結果と見ています。今まで以上に積極的に取り組んできた結果だと思いたいますが、その反面、専門家からは深刻な被害の防止策が不十分という意見もあるようですが、その点どう捉えておりますか。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 平成30年3月に総務省が取りまとめた、いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書によると、重大事態に関する調査報告書の分析結果において、いくつかの対応の課題が指摘されております。

その主なものは、いじめの認知等に係る課題、学校内の情報共有に係る課題、組織的対応に係る課題などです。

これらの課題改善を図ることで、深刻な被害の防止につながると捉えています。

具体的には、いじめの認知等に係る課題に対して、文部科学省の示すいじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることの証であるとの考え方のもと、本町でもささいなことでも積極的認知し、学校が組織として見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることの重要性を共通認識するよう学校に対して指導し、危機感と緊張感を持って取り組んでいるところです。

学校内の情報共有、組織的対応に係る課題に対しては、町教委及び学校において、いじめ防止等のための基本方針を策定し、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうることを明記することで、教職員による抱え込みを防ぎ、学校及び関係機関との組織的対応を確実に進めているところです。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 中種子町いじめ問題防止対策協議会が平成28年に発足しているようですが、どういう構成でどういった話がされているのか、お願いしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 中種子町いじめ問題防止対策協議会の組織構成は、小中学校長の代表、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、その他、教育委員会が必要と認める者となっております。

いじめの防止等に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとなっております。

ます。重大事態発生時には、具体的な対応策の協議も行うこととしておるところです。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 教育関係者だけの構成になっているようですが、もう少し外部のほうも入れて、協議会を進めていったほうがいいと、私は今聞いて感じたんですけど、その辺どうですか。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 鹿児島市、鹿児島県で活動しております、スーパーバイザーと契約をして、こちらに来てもらっておりますが、そういった方もメンバーの中に入っております。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 非常にこの不登校問題といじめの問題って非常に微妙で難しいと思いますけど、最後に町長にも聞ければと考えておりますけど、大丈夫ですか。この問題。

○議長（迫田秀三君） 質問の内容を、町長に何を。

○8番（濱脇重樹君） このいじめ問題と不登校の問題について、意見、見解を。

○議長（迫田秀三君） 町長答弁出来ますか。

町長。

○町長（田淵川寿広君） いじめ問題、不登校問題について町長の見解を問われたところですが、もうあまりにも、でかい範囲なのでどういう答弁が必要なのかちょっと分かりかねますけども、非常に繊細な部分の話になっていくのだろうなというふうに考えています。

学校サイドとしても不登校になった子どもの状況の情報の公開、また、いじめ問題でいじめた子、いじめられた子の情報提供っていうのは非常に難しい要素がある部分かと思えます。いじめた子が不登校になる、そういった状況もあるのかもしれない。

そういった中で、丁寧な中でも教育行政の中で、学校単位で、また、そういう先ほどあったような外部のカウンセラー等も招へいした中で、丁寧な対応で、一刻も早くそこを救済できるようなシステムといいますか、体制を整備していき、またささいなそういう不登校の芽、いじめの芽というものに気づく教員の教育指導、また、それを早期に解決し、子どもたちの苦しみ、悲しみを省いていくということが重要であって、そこら辺、教育長部局においては、様々な工夫をする中でやっておられると思えますし、我々も何らかのことがあれば、しっかりサポートしていくべきだというふうに考えておりますが、これは一般質問というのはちょっと、違うのかなというふうなところもございますので、できれば議員、お気づきの点があれば、またなかなか解決、答えが出る問題ではない部分でもございますので、議員のほうからも、教育委員会のほうに足をお運びいただいて、またいろんな提言、また中身についての質問などもしていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○ 8 番（濱脇重樹君） 突然お伺いしまして誠に申し訳ありませんでした。

このいじめの問題にちょっともう一つ、答弁はいいですけど、以前、私が聞いた話がありまして、中学校だったと思います。

先生のほうに、いじめのことに相談に行ったら、全然受入れてもらえなかったと。そういった話を聞いて、担任の先生が受け入れなかったらどうしたとって聞いたら、いや今度は校長先生に言ったら、校長先生が対応してくれたと、そういった話も聞きました。

こういったことがないような体制づくりをしていただき、非常にこの問題は町長も言いましたとおり、非常に繊細な手助けが必要になると思います。

生徒たちの状況は様々ありまして、登校できる子もいれば、家から全く出ない子もいるかもしれません。

状況に応じた対応をしていただき、子どもたちが安心して学校に行けるような体制を整えていくようお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

それでは次の 2 番目の質問になります。

道路の維持管理について、この質問は以前、私も同僚議員も質問していますが、再度質問したいと思います。

町内における町道が 202 路線で、延べ延長が 293 キロメートル、農道も相当数の延長があると聞きましたが、その維持管理を地元集落で完了しています。

人口減少に伴い高齢化も急激に進んでおり、伐採や維持管理が今までのように進んでいかない状況であります。難しい状況に現在はなっております。

特に高枝伐採や法面舗装が困難になっています。高枝伐採、法面舗装、道路伐採等の管理作業の手助けが必要になってくると思いますが、町長にお伺いしたいと思います。

○ 議長（迫田秀三君） 町長。

○ 町長（田淵川寿広君） そういったところであり少子高齢化の中で、地域においては、ほとんどが高齢者という中で、そういう清掃作業を日々、町民の皆さんの集落単位の共同作業などで、管理をしていただいているというところでこの場をお借りして深く感謝を申し上げたいと思います。

その中で今伝えましたように、いても 1 人 2 人の若い世代、その人たちにも負担が来ているというような状況であるというような認識をしております。

何らかの形での清掃作業の軽減化っていうのは我々も考えていく必要性はあると思っております。

○ 議長（迫田秀三君） 8 番、濱脇重樹君。

○ 8 番（濱脇重樹君） 施政方針の中でも、道路整備は町民が最も身近に利用する施設である。町道については地域の要望を踏まえ、幹線道路、生活道路、通学道路などを優先し、維持修繕、整備を実施すると言っています。

年末の話になりますけど、伐採をしてけがした人がいる、そういう話も聞いております。

こういった状態になるのが将来は目に見えていると考えております。今のうちから将来を見据え、少しずつやっていけば、町民の協力をずっともらわなけ

ればなりませんので、そのためにも少しずつ進めていくべきだと思います。

特に法面の伐採が1番危険を伴うと思います。町道、農道の法面舗装を継続していくべきと思いますが、その辺はどうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農道に関しては高枝伐採とか、そういったものは多面的の交付金事業を活用して実施をしている集落などもございます。

そういったところで法面の草払いや高枝伐採などを行っているところでございますが、法面の張りコンクリートであったり、こういったものってというのは、この多面的が使えないということでございますので、法面管理も含めて可能な限り、道路改良等に伴い張りコンクリートなどというのは積極的に使っていければというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君、

○8番（濱脇重樹君） 1番危険を伴うのがやっぱり法面、少し高くなっている。意外と農道のほうが法面成形してる場所が多いんですよ。町道よりは。

それと高いところを特に進めていただいて、今のままでいくと、恐らく今までやってた道路の管理が出来なくなります。小さい集落は。

そういった意味も含めて少しずつでもいいですから、そこを集落長の会があったとき、そういった話も聞いて、大変なところはないか。そういったのを先に調査して進めていくべきと思いますが、どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 調査もですが、緊急で急ぐ物等に関しては年次の計画とかもあろうかと思いますが、地域の再生交付金事業なども活用していただければ、そういったものも環境整備というところで、法面であったり、高枝の伐採、これを業者に委託するというようなやり方も可能かと思っておりますので、そこら辺の利用も検討いただければというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） ぜひ早急に調査して進めていただきたいと思います。

続きまして安全施設、特に区画線の整備が必要と考えるがという質問ですけど、本年度の予算で、道路維持修繕費で450万円計上して、区画線等の整備をするようです。

非常にもう、これを私はつくった後から、予算委員会で理解したんですけど、この区画線の整備することです、もう運転が非常にしやすくなるんですね。なかったらどうしても真ん中よりに走りますから、その危険が伴ったりするわけですよ。もともとセンターラインがあるところですからね、私の言ってるのは今、ないところ、規格に対応しないところは出来ませんから。

現在は特に通行が非常に多くなっています。大型車両、生コン車、クレーン車など多くの車両が現在運行しております。特に高齢者にしてみれば、運転がしにくいという声も出ています。

その中で、特にセンターラインの整備をしていただきたいと思います。中心線があるのとないのとでは、運転は非常に差があるんじゃないかと思いま

す。

それで最近の車はセンターラインをオーバーしたら、ブザーみたいなのがあります。ああいうのも事故防止とか、そういったのになっていくんじゃないかと考えております。

そういった機能を十分に有効に使うために、ぜひせめてセンターライン区画線の外側線までできれば1番いいんですけど、せめてセンターラインは整備していただきたいと思います。

どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今年度も予算を計上しておりますので、予算の範囲内で特に劣化の激しい部分を優先してやっていくとの考えでございます。

○議長（迫田秀三君） 8番、濱脇重樹君。

○8番（濱脇重樹君） 予算を計上してくれているので、非常に喜んでいるところですが、これが単年度で終わらないように随時してもらえるようお願いしたいと思います。

それでまた県道とか、そういったところでのがあれば、熊毛支庁に働きかけていただきたいと思います。そして整備してもらえば、また走行上運転、高齢者の運転とか、特にそういったのを運転しやすくなるんじゃないかと思ひます。

以上で私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね15時30分からといたします。

-----○-----

休憩 午後03時16分

再開 午後03時25分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第3 議案第19号 令和6年度中種子町一般会計予算

日程第4 議案第20号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第5 議案第21号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第6 議案第22号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第23号 令和6年度中種子町水道事業会計予算

○議長（迫田秀三君） 日程第3、議案第19号、「令和6年度中種子町一般会計予算」から、日程第7、議案第23号、「令和6年度中種子町水道事業会計予算」まで、5件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。委員長の報告を求めます。まず、総務文教常任委員長、池山喜一郎君。

〔総務文教常任委員長 池山喜一郎君 登壇〕

○総務文教常任委員長（池山喜一郎君） 総務文教委員常任委員会審査報告。本定例会において、総務文教常任委員会に付託された「議案第19号令和6年度中種子町一般会計予算」から、「議案第20号令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算のうち税務課所管に係る部分」、「議案第23号令和6年度中種子町水道事業会計予算」の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月7日、8日の2日間、防災センター第1会議室において、全委員出席のもと、関係課長、係長の出席を求め審査を行いました。審査に当たっては、付託された案件を一括議題とし、所管課長から概要説明を受け、各担当係長から予算書に基づく説明の後、質疑を行いました。

議会事務局・監査委員室について。議会費の予算額は、昨年度より189万6千円増額の7,987万4千円で、増額の主なものは、議員会議等出席に伴う費用弁償等です。

監査委員費の予算額は、昨年度より23万7千円の減額の1,028万2千円で減額の主なものは、隔年おきに開催される全国監査委員研修会が無いことに伴う費用弁償の減額との説明。

選挙管理委員会について。令和6年度は、7月に鹿児島県知事選挙が予定されており、選挙に係る執行経費を計上している。歳入は、選挙事務の執行経費に係る県委託金を計上。歳出の選挙管理委員会費は、人件費等、明るい選挙推進啓発事業費は、明るい選挙推進にかかる経費、県知事選挙に係る経費を計上しているとの説明。

会計課について。資金管理については、町資金管理基準要領に基づき、最も確実かつ有利な方法で管理し運用することとしている。

歳入見込みは、3万円計上。歳出は、昨年度より815万8千円増額の1,151万3千円で、増額の内容は、為替送金徴収手数料、町税等収納手数料、種子屋久農協出納員1名の人件費、10月から発生する指定金融からの振込手数料。また、基金からの一時借入金等の利息24万7千円を計上との説明。

社会教育課について。25名の職員体制で社会教育行政の推進を図っている。

社会教育係は、生涯学習を総合的に進めるため、研修会等各種会議を開催し、各団体の育成支援及び指導体制の整備、指導者の育成を図っていく。

公民館係は、中央公民館を生涯学習の拠点として位置づけ、生涯学習講座や高齢者学級の開設など、学習機会の提供に努める。町自治公民館連絡協議会及び自公連女性部の活動支援と公民館簡素化運動を推進する。

文化係は、種子島こりーなを拠点に、町民に優れた芸術・芸能作品の鑑賞の機会を提供するとともに、文化協会と連携を図りながら創造・享受できる環境づくりを推進する。

文化財係は、国指定史跡「立切遺跡」の適切な保存と有効な整備・活用を進めるための基本方針を定めるため、策定委員会を立上げ、保存活用計画書を作成する。また、町指定文化財の整備及び保存活用、郷土芸能の保存伝承の取り組みを支援する。歴史民俗資料館の管理運営については、収蔵品の整備充実を図りながら魅力ある展示に努める。

社会体育係は、スポーツを通し、「健康で明るく住みよいまちづくり」を推進し、町民の親睦融和と健康増進・体力の向上を図る。また、スポーツ合宿の誘致を推進し、施設の有効利用と町の活性化に取り組む。

社会教育課の歳入予算は、932万2千円で、前年度比72万5千円の増額。歳出予算は、5億5,751万9千円で、前年度比3億6,065万8千円の増額。要因として、種子島中央体育館屋根改修工事と中央公民館改修工事を計上との説明。

教育総務課・学校教育課について。教育総務課は、教育財産の取得・管理、学校施設・教職員住宅の維持・管理、奨学金に関する業務などを行っている。

学校教育課は、学校の教育指導、ウミガメ留学、児童生徒の修学等に関する業務を行い、学校教育の強化を図っている。

教育委員会では、先人が築いてきた教育の歴史と伝統の上に立ち「風に向かって立つ中種子のひとづくり」を柱に、全人教育・生涯教育の推進に努めていく。

学校施設については、年々老朽化が進んでおり、年次的に改修工事や補修を実施し、安心・安全な教育環境づくりに努めている。

GIGAスクール構想については、ICT機器を活用した教育の推進を図り、現代及び未来に適応できる児童・生徒の育成、併せて教職員のICT技術を含めた資質向上及び情報モラル教育に取り組む。

不登校状態にある児童・生徒については、引き続き、福祉センター内の教育支援センターを運用し、保護者を含めた相談活動・学習指導を実施する。

うみがめ留学については、うみがめ留学連絡協議会・岩岡小実施委員会・星原小実施委員会と連携し、教育効果の向上と振興、地域活性化を図っていく。

教育総務課所管分の教育費全体では、予算総額5億900万1千円で前年度比125.2%、増額の主なものは、学校施設の改修工事費との説明。

企画課について。企画調整係では、交通弱者の移動手段として、コミュニティバス4路線と予約型乗合タクシーの5路線を運行している。5年度には、コミュニティバスの新車種を導入し、利便性の向上を図った。今後も町民が利用しやすい運行体系の確立を目指すため継続的な協議を行う。

広域幹線系統については、種子島地域公共交通活性化協議会において、公共交通計画を策定しており、計画策定業者にアドバイスを頂きながら、どのような交通体系を目指すか検討を進める。

また、本年3月31日に廃止される空港バスの代替え交通として、予約型乗合タクシーを4月1日から運行できるよう関係機関と協議を進める。

新エネルギー施策では、風力発電施設の代替え施設の設置など、脱炭素に向けた新たな施策展開が迫られているが、実施する施策が本町の将来に適合するのか、慎重に検討、協議を行いながら事業を選択する必要があることから、PPA方式などによる公共施設の太陽光発電導入や照明のLED化等を先行して進める。

有人国境離島法による取り組み、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の活用による航路・航空路運賃低廉化、輸送コスト支援、雇用機会の充実、

滞在型観光の推進などの事業を推進する。

長期振興計画等各種事業計画推進の調整では、第6次長期振興計画や第2期総合戦略等各種計画について、検証やローリングによる計画的かつ着実な事業・施策の推進を図る。

統計調査事業では、6年度は、5年ごとに実施する農林業センサス及び令和7年度実施の国勢調査に向けた調査区設定等の作業が行われる。歳入予算額は、8,589万円で、歳出予算額は、9,526万円との説明。

広報係は、わかりやすく、親しみやすい広報紙の発行、ホームページやSNSでの情報発信内容の充実によって中種子町の魅力を発信していく。歳入予算68万2千円で、歳出予算は、853万6千円との説明。

地域振興係は、定住促進・集落支援、地域おこし協力隊活動支援を行う。

ふるさと納税については、地元特産品の販路拡大、新たな掘起しなど、ふるさとを応援したい、中種子町を応援したい方に対して、魅力ある製品の情報発信を進め、寄附金の増額を図る。歳入予算は、1億1,493万6千円で、歳出予算1億1,787万8千円との説明。

商工観光係は、町商工会による会員事業者への経営指導や金融支援により地域商工業の振興を図る。

また、商工会の街路灯については、令和6年度に機器の更新を行い、明るい商店街づくりを目指す。本町の観光については、各種ツーリズム等による体験型に特化した自然レクリエーション村のキャンプなど滞在型観光に重点を置いた取り組みを行う。

歳入予算202万2千円で、歳出予算1億7,876万2千円との説明。質疑に入り、コミュニティバスの利用状況についてに対し、令和4年度並みとなっている。令和6年1月現在3,159名で、前年比では83人増加しているとの説明。

デジタル推進課について。情報通信技術は、住民サービスを正確かつ迅速に提供し、さらに行政事務の合理化を図る上で必要不可欠なものとなっており、令和6年度から2年間で、本町で使用している業務システムのうち18業務システムを標準化・共通化されたシステムに移行する。

新規事業として、中央公民館施設のオートロック化や電子申請で手数料の支払いが必要な場合に対応するため、キャッシュカードで納付できるシステムを導入予定。

歳入予算は、システムの標準化・共通化への移行に伴う国庫補助金が主で1,854万5千円。歳出予算は、前年比2,565万7千円増の9,081万3千円で、増額の主なものは、各種使用料、システム標準化・共通化移行負担金との説明。

学校給食センターについて。児童・生徒の心身の健全な発達を願い、成長の段階に応じた安全でバランスの取れた給食の提供を基本にしながら、管理運営に努めている。地元産野菜・地元魚介類・中種子町産新米を取り入れ、地産地消にも努めている。施設については、築後50年を迎えているため施設・設備の維持修理に努めている。

歳入予算は、698万3千円、歳出予算は、前年度比3,678万4千円増の9,493

万6千円で増加の主なもの、学校給食費補助金、備品購入費等との説明。

質疑に入り、学校給食センター建設検討会の内容についてに対し、建設の検討会については、委員11名を選定し、建設基本計画作成について令和5年度に3回開催しています。現在、最終確認段階で中身は骨格的なもので、用地の選定等はこれから検討することになるとの説明。

税務課について。基本施策として、適正で公正な課税、公平で確実な徴収、正確で迅速な収納管理により自主財源の確保に努めている。

個人住民税については、農業所得において、減収・経費増により前年度比4%ほどの所得減を見込んでいる。給与所得は若干の増、営業所得は、前年並みと見込んでいる。法人税は、馬毛島関連による建設業及び小売業について増を見込んでいる。固定資産税については、全棟調査結果の反映による家屋の増額はあるものの、評価替えに伴い、全体として昨年度より減額が見込まれる。

徴収業務については、職員が徴収班を編成し、臨戸訪問徴収・納税相談を実施し、滞納整理業務は、徴収業務の状況を把握し、滞納額・不能欠損金の縮減に努める。

地籍調査については、これまでの調査完了面積は、110.42㎥、調査計画面積131.64㎥に対して83.88%の進捗率となっている。

歳入予算は、3,000万円、歳出予算は、前年比108万3千円減額の6,458万円との説明。

税務課所管分の国保特別会計は、国民健康保険法に基づき国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持増進に重要な役割を果たしている国民健康保険制度を維持し、町税と一体となった賦課徴収、収納管理に努めるとの説明。

質疑に入り、コンテナハウスは課税対象として見込まれるかに対し、屋根があり三方が壁で囲まれていること、定着性はしっかり基礎があること、用途性は本来の家屋としての目的を有し使用することであり、固定資産の場合、しっかり基礎を打って電気や水道を引くと住宅性があると判断されるので、家屋同様に随時評価しています。との説明。

水道課について。町民の皆様に質の高い安全・安心な水道水を安定的に供給することに努め、6年度は、漏水調査を継続して実施し、有水率の向上と老朽管の更新に向けた調査を行い、老朽管の影響で大きな漏水が確認された3地区の配水管更新を計画している。また、北部第3浄水場の深井戸洗浄及び取水ポンプの取替を行い、安定した原水確保を図る。町民生活や社会経済を支える生活基盤として、適切な施設管理を行い、効率的な運営に努める。

収益的収入は、給水件数4,715件、総給水量約896,000立米で給水収益等営業収益は、2億1,244万5千円を見込み、営業外収益等を加え、収益的収入の総額は、3億1,975万2千円。収益的支出の総額は3億3,454万9千円となっている。

資本的収入は道路改良工事に伴う工事負担金で総額1,250万円とする。資本的支出については、導水設備改良費1,600万円、配水設備改良費5,510万円が

主なもので合計 8,666 万 9 千円、企業債償還金 4,135 万 4 千円、地方債償還金 4,087 万 4 千円で、資本的支出の総額は、1 億 6,889 万 7 千円を計上している。との説明。

質疑に入り、有水率は向上しているのかに対し、令和 3 年度に配水池を整備したことにより、67%程度まで下がった状況でした。それを受け漏水調査を 18 年ぶりに実施し、令和 4 年、令和 5 年に大きな漏水箇所を発見し、修理行った結果、現在 70%を超えてきた状況です。との説明。

自衛隊対策室について。自衛隊に関連する窓口として、再編交付金の申請事務、九州防衛局種子島連絡所との基地関連施設整備に関する調整や自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所と訓練等の調整を行う。

歳入予算は 9 億 7,937 万 5 千円で、主な内訳は、再編交付金 5 億 1,827 万円、再編交付金事業基金繰入金 4 億 6,091 万 1 千円。歳出予算は、2 億 5,559 万 6 千円で内訳は、積立金 2 億 5,282 万円、自衛官募集費 9 万 4 千円、自衛隊対策費 268 万 2 千円との説明。

総務課について。行政係は、定員管理適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めるとともに行財政の健全化に努める。職員研修については、県自治研修センターで実施される各種研修会等を活用し、資質向上に努める。職員の健康管理については、人間ドック・脳ドック・職場検診等を継続的に実施し、安全衛生管理の徹底に努める。

財政係は、厳しい財政状況の中で、収支の均衡のとれた財政運営に努め、経常経費・物件費の抑制に努める。地方債の管理については、財政指標の動向に留意しながら有利な地方債の活用を図る。

管財係は、森林環境保全直接支援事業を活用し、牧川地区 10ha の搬出間伐と作業路開設を実施する。町公共施設管理公社に補助金を交付し、運動公園・役場庁舎等の清掃管理を委託し適正な管理に努める。また、高齢者や障がい者など、様々な年代が使いやすいトイレ洋式化を進める。

消防交通係は、交通安全対策としてカーブミラーやガードレール等施設の整備と交通安全指導員の活動支援を行い、交通マナーの向上と交通安全意識の高揚に努める。また、火災や災害時の消火救難活動において非常備消防団の役割は大きく、町民の生命と財産を守るうえで欠かせない組織であるが、団員確保が厳しい状況にある。団員の定員確保に努め、町民の安全・安心の確保を図る。

質疑に入り、公共施設のトイレ洋式化については、公共施設全部が対象かに対し、町内の公共施設 54 ヶ所で、役場庁舎、防災センター、中央公民館、町立体育館前の旭町公衆トイレ、流水プール、中央公園、陸上競技場、野球場、ふれあいの里、種子島こりーな、農村婦人の家となります。との説明。

以上で付託された案件すべての審査を終わり、全件について一括して討論を行い、討論なく採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の所管に係る関係課の令和 6 年度予算審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） 次に、産業厚生常任委員長、濱脇重樹君。

〔産業厚生常任委員長 濱脇重樹君〕

○産業厚生常任委員長（濱脇重樹君） 産業厚生常任委員会審査報告。

本定例会において、産業厚生常任委員会に付託された「議案第 19 号、令和 6 年度中種子町一般会計予算」から「議案第 22 号、令和 6 年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算」までのうち、関係所管について審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3 月 7 日、8 日の 2 日間、防災センター第 2 会議室において全委員出席のもと、関係課長、係長の出席を求め審査を行ないました。

最初に空港管理事務所について。業務内容は、鹿児島空港事務所の指示による灯火卓の操作、空港施設利用に伴う申請手続の調整・受理、空港灯火施設等の維持管理が主な業務です。

歳入は、県委託金で 4,800 万円を計上しています。歳出は、運用管理に係るもので、化学消防車 2 台の管理委託等で、総額 6,683 万 7 千円とのこと。

質疑に入り、緊急時の着陸の件数はに対し、米軍機の給油も含めた本年度の緊急着陸は、現時点で 55 回着陸しています。との説明。

建設課について。町民のニーズに答えると共に地域の発展に寄与し、より安全安心で豊かな社会基盤の構築に努め、本町の長期計画に沿った各種事業を積極的に推進していきます。

主な業務は、道路整備、河川・急傾斜・港湾漁港整備・町営住宅管理・公園管理、町道河川等公共施設の管理・公共施設管理公社の管理とのこと。

当初予算の歳入で主なものは、商工使用料、土木使用料、土木手数料、土木国庫補助金などで総額 1 億 1,626 万 5 千円。歳出の主なものは、道路維持費、道路改良舗装費、公園管理費、住宅管理費、緊急自然災害防止事業費、公共施設管理費などで、総額 4 億 6,702 万 4 千円。

質疑に入り、公有財産購入費の用地費で 235 万円計上しているが場所は。に対し、起債事業の大平中山線で 35 万円、旭町花房線の用地費用として 200 万円計上している。との説明。

農業委員会について。農地利用の最適化の推進が農業委員会の主たる業務として、担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の解消、新規参入の促進など、農地等の利用の効率化及び高度化を推進することが求められております。

農業委員と農地利用最適化推進委員が各農家へ農地利用の意向を確認し、「使える農地を、使えるうちに、使いたい人へ」の斡旋活動をさらに進め、農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を図ります。最も重要な業務である農地法に基づく各種申請の許認可業務については、法令を厳守し農地行政の適性かつ公正な執行に努めています。

農業委員会の予算については、歳入総額が 913 万 5 千円で、主な内訳は、機構集積支援事業県補助金 152 万 2 千円、農業委員会県委託金 195 万 4 千円、農地利用最適化交付金 474 万 8 千円、農業者年金受託事業収入 77 万 2 千円。

歳出については、総額 4,093 万 4 千円となり、内訳は農業委員会費 3,822 万 9 千円、農地売買等事業費 1 万 9 千円、農業者年金事務費 114 万 1 千円、機構

集積支援事業費 154 万 5 千円とのことでした。

質疑に入り、農地の集積、集約化について昨年度の実績と今年度の予定は。に対し、農地中間管理事業を推進しており、令和 4 年度については 262 筆の集積を行っており、面積は 63 町歩です。令和 6 年 2 月 28 日までで 211 筆で、面積は約 62 町歩の農地の集積、集約化を行なっています。との説明。

町民課の一般会計の予算について。戸籍住民係の歳入は、戸籍・住民に係る手数料、マイナンバーカード関連事務に係る交付金などの国庫補助金が主なもので、歳入総額 1,372 万 4 千円です。歳出は、人件費、戸籍システムなどの委託料・使用料及び賃借料、コンビニ交付システム関連経費などが主なもので、歳出総額 5,599 万 7 千円。

国保年金係の歳入は、国民年金事務費交付金が主なもので、歳入総額 222 万 3 千円です。歳出は人件費・事務費が主なもので、歳出総額 399 万 9 千円。

国保事業の一般会計歳入は、高額療養資金貸付基金利子で、歳入総額 1 千円、前年度同額で計上しています。歳出は、国保特別会計繰出経費として、基盤安定繰出金、一般事務費等繰出金などで、歳出総額 1 億 4,322 万 4 千円。

高齢者医療係の一般会計歳入は、保険料の均等割等の軽減分に対する県保険基盤安定負担金が主なもので、歳入総額は 4,487 万 3 千円です。歳出は、広域連合共通経費、療養給付費、特別会計への事務費繰出金と基盤安定繰出金などで歳出総額 2 億 704 万 7 千円。

健康増進係の歳入は、健康増進事業県補助金、各種健診受益者負担金などが主なもので、歳入総額 769 万 3 千円です。歳出は、公立種子島病院運営費負担金、各種予防接種、がん検診などの委託料が主なもので、歳出総額 1 億 5,569 万 4 千円。

環境衛生係の歳入は、ごみ処理手数料、小型合併浄化槽設置費国庫補助金及び県補助金、海岸漂着物地域対策推進事業県補助金などが主なもので、歳入総額 2,188 万円です。歳出は、自動車リサイクルに伴う離島支援対策事業補助金、合併浄化槽設置補助金、種子島広域事務組合及び中南衛生管理組合負担金が主なもので、歳出総額 3 億 3,566 万 1 千円。

質疑に入り、自動車リサイクル離島支援対策事業とは。に対し、廃車になった車を、種子島から鹿児島本土に輸送する海上輸送の補助をする事業です。町内には 2 社が実施しています。との説明。

議案第 20 号、国民健康保険事業勘定特別会計について。国民健康保険事業については、1 月末現在の被保険者数は 1,981 名で、減少傾向に歯止めがかからない状況が続いています。県が財政運営の責任主体となり、制度の安定化を図っているが、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、厳しい財政状況になっています。歳入は、保険給付費等交付金、一般会計繰入金が主なものです。歳出は、被保険者療養給付費負担金、被保険者高額療養費負担金、出産育児一時金が主なもので、歳入歳出それぞれ 14 億 4,363 万 7 千円です。

質疑に入り、被保険者が昨年と比べ 157 名も減少しているが。に対し、人口減少と、75 歳になると後期高齢者に移行することになることで、その影響が考

えられる。との説明。

議案第 22 号、後期高齢者医療特別会計について。後期高齢者医療については、1 月末現在の被保険者数は 1,653 名です。主な業務は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険料の通知・徴収、保険証の交付などを行っています。医療費の抑制を図るため、長寿健診や人間ドックの受診勧奨・費用育成や重複頻回・多受診者を対象に訪問指導を行っています。歳入は、保険料・事務費繰入金・後期高齢者医療広域連合受託事業収入が主なものです。歳出は、被保険者保険料負担金・保険基盤安定化負担金・健康診査経費が主なもので、歳入歳出それぞれ 1 億 5,780 万 8 千円となっています。

中央保育所について。中央保育所は、定員 140 名で 0 歳児から就学前の 5 歳児までを保育対象とし、国の保育指針に沿って家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児の保育を行なっています。

子育て支援センターの事業内容については、各関係支援機関との連携を図りながら事業を実施しています。一時預かり事業については、保護者の看護及び介護等の事由による一時的な保育、保護者の疾病等に係る緊急時の保育、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担軽減、解消するための保育等に対応しています。歳入については、民生費負担金の保育料が 1,335 万 5 千円、雑入は保育所職員食事代ほかで 282 万 4 千円を計上しています。歳出は、保育所運営費 2 億 1,091 万 6 千円となっています。

子育て支援センター事業費は、1,004 万 3 千円、一時預かり事業費については 579 万 5 千円となっています。

質疑に入り、子ども達の人数の推移をみると、減少している状況だが、今後の見通しは。に対し、具体的に来年度の実数値について見込んでいない。国も保育に関する制度が変化しているので、総合的に対応の検討を重ねていかなければならないと思っていますとの説明。

農林水産課について。農政係では、基幹作物のさとうきびは、気象災害等による被害の影響はありませんでしたが、単収向上には繋がりませんでした。今後も栽培面積の維持・拡大を図ると共に、高単反収・高品質のさとうきび作りを推進するため、植付け・管理・収穫作業等の受委託作業体制の強化と生産組織の育成を図ります。

でん粉原料用さつまいもは、さつまいも基腐病の影響により原料不足が生じており、澱粉工場閉鎖や既存澱粉工場の低稼働等の問題を抱える中、基腐病対策をしっかりと行い、基腐病に強い新品種「こないしん」の普及に努めます。

水稻については、生産コスト低減や省力化・スマート農業の推進を図り、無人航空防除等による適期一斉防除を推進し、栽培技術の向上に努めています。

安納いもについては、固有種であるため、基腐病対策が喫緊の課題となっています。安納いもブランド推進本部を中心に、企画・品質の統一と地理的表示保護制度の活用により、販売戦略の構築に努めていきます。

園芸作物等については、園芸産地活性化プラン産地強化計画による野菜の生産振興方針を踏まえ、重点品目における生産現場での省力化を図り、面積拡大

と栽培技術の高位平準化による生産安定・品質向上を図りながら、農林水産物認証の取得を推進します。

葉たばこについては、栽培面積は大幅に減少したものの、反収向上及び労働力の削減に努めます。

農村振興については、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、人・農地プランを法定化し、地域計画の策定の取り組みを進めます。

畜産については、本町農業基幹作物として規模拡大が図られ、農業振興に大きな役割を果たしてきました。肉用牛は、耕種部門との複合経営を基本に生産性の高い肉用牛繁殖経営体を育成するため、各種補助事業及び制度資金を活用し、町及び農協等の貸付事業や自家保留牛制度を活用して、計画的な優良雌牛の導入を推進します。酪農については、飼養管理技術・粗飼料自給率の向上を図り、各種補助事業及び町の貸付事業を積極的に活用し、計画的な搾乳牛の確保を図ります。

林務については、新たな森林経営管理制度により、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者と森林経営体を繋ぐ仕組みを構築し適切な経営・管理を持続的に行なう森林整備を推進して行きます。

水産については、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁場の生産力・付加価値の向上による漁業収益増を図るため、条件が不利な離島漁業再生活動の自立かつ継続した支援に取り組みます。

農業土木については、農業・農村の将来にわたる発展を確かなものにするため、農業生産基盤の整備を積極的に進め、農村地域の防災・減災、農業農村の持つ多面的機能の発揮などを目的に各事業推進に取り組みます。

当初予算の歳入総額は2億2,204万5千円で、主なものが国庫補助金1,138万8千円、県支出金1億3,146万4千円、優良雌牛導入貸付収入1,212万円、乳用牛導入事業貸付収入874万7千円です。歳出総額は、6億3,632万2千円で、農政係1億6,728万2千円、農村振興係4,890万3千円、畜産係8,130万5千円、林務水産係1億942万6千円、農業土木係2億2,940万6千円との説明でした。

質疑に入り、基腐病対策として蒸熱処理機の導入は考えていないのか。に対し、昨年、南種子町が蒸熱処理機を導入しましたが、結果の情報はまだありません。農業公社で水稻育苗の芽出し機を改造して温度を滅菌状態までもっていけるように改造しましたら、ほぼ100%健全な芽が出てきている。改造費用も30万円程度で、まだ実験段階です。との説明。

地域福祉課の一般会計予算について。福祉係は、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、すべての人が安心して自立した生活を送れるよう関係機関と連携して「共に支え合う共生・協働の福祉社会の実現」のため各種事業を推進しています。歳入予算は、温泉保養センター使用料、障害者自立支援給付費国県負担金等が主なもので3億3,350万2千円です。歳出予算は、障害福祉サービス事業費及び障害児通所サービス事業費、保養センター運営管理費が主なもので、歳出総額4億7,324万6千円です。

こども未来系の歳入予算は、教育保育給付費国県負担金、児童手当国県負担金、出産・子育て応援交付金事業国県補助金が主なもので、歳入総額 2 億 6,763 万 4 千円です。歳出予算は、施設型給付事業費、児童手当支給事業費、種子島産婦人科医院組合負担金が主なもので歳出総額 4 億 8,812 万 2 千円。

介護保険系の歳入予算は、低所得者への保険料軽減国県負担金が主なもので、歳入総額 1,801 万 7 千円です。歳出予算は、介護保険特別会計への町負担金分繰出金が主なもので、歳出総額 2 億 771 万 7 千円です。

高齢者支援系の歳入予算は、老人福祉施設個人負担金、重層的支援体制整備事業繰入金、新予防給付サービス計画収入金が主なもので、歳入総額は 2,931 万 8 千円です。歳出予算は、介護地域づくりとして生活支援体制整備事業費、老人施設等扶助費、地域包括支援センター運営費が主なもので、歳出総額 1 億 6,642 万 9 千円です。

質疑に入り、給食宅配サービス事業は何名利用しているのか。また、個人負担はいくらになるのか。に対し、約 35 名で推移している。週 3 回行っており、個人負担として 500 円いただいています。との説明。

議案第 21 号、介護保険事業勘定特別会計予算について。第 9 期の介護保険事業計画に沿って、事業計画の進捗管理を行いながら事業を展開し、国の見える化システムを活用した給付分析を行い、適正かつ効率的な介護事業運営を進めていきます。歳入予算は、第 1 号被保険者保険料、介護給付費国県負担金、一般会計からの介護給付費繰入金等を計上。歳出予算は、人件費等の一般管理費、介護サービス等諸費、介護予防・生活支援サービス事業費等が主なものです。予算総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 12 万 8 千円との説明でした。

質疑に入り、男女別被保険者数は。に対し、令和 5 年 12 月末現在の 65 歳以上の被保険者数は、女性が 1,746 名、男性が 1,236 名で、合計 2,982 名。との説明。

以上で付託された案件すべての審査が終わり、全件について一括して討論を行ない、討論なく採決の結果、原案のとおり可決するものと決定しました。

これで産業厚生常任委員会の所管に係る関係課の令和 6 年度予算審査についての経過と結果の報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） これで各常任委員長の審査報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号、令和 6 年度中種子町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は、いずれも可決です。

本案は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、令和 6 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は、いずれも可決です。

本案は、各常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は可決です。

本案は、産業厚生常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、産業厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、令和 6 年度中種子町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する産業厚生常任委員長の報告は可決です。

本案は、産業厚生常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、産業厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、令和 6 年度、中種子町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、総務文教常任委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（迫田秀三君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、総務文教常任委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 8、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 9 議員派遣の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 9、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 10、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に提出されました議案などは、閉会中の継続審査として議決になりましたものを除き、全部議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年第1回中種子町議会定例会を閉会します。
御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後04時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員